

行政改革の実施状況

(「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ)

平成 17 年 3 月 31 日

行政改革推進本部報告

「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」の実施状況に関するフォローアップについて

1 経緯

「行政改革大綱」（平成12年12月1日閣議決定）については、同大綱により、毎年度その実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告することとされており、今回が4回目のフォローアップである。

また、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）についても、同方針により、毎年度その実施状況に関するフォローアップを、上記大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告することとされており、今回が初のフォローアップである。

2 フォローアップ結果の概況

「行政改革大綱」に記載された各種改革のうち、特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革、政策評価等については、大綱が定めた措置は、ほぼ実施済みとなっている。また、地方分権、規制改革、電子政府、行政の減量・効率化、市町村合併等についても、大綱が定めた措置を着実に実施中であり、全体として、取組が着実に進展している。

また、「今後の行政改革の方針」に記載された各種改革に関しても、閣議決定後間もない段階ではあるが、現在までの間に措置期限が到来した事項（行政手続法の一部を改正する法律案の通常国会への提出、地方行政推進のための新たな指針の策定等）については、すべて方針に沿った着実な実施が図られており、また、それ以外の事項についても、具体的な取組方針の策定（「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成17年度減量・効率化方針）」の策定、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」の閣議決定等）が行われるなど、全体としてその取組が進展している。

※ フォローアップ結果を読む際の注意等

- ・「事項」欄には、「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」に掲げる行政改革課題等を、後者の構成を基本としつつ、整理して記載した。また、同欄の「推進官庁」には、当該事項を全体として推進している官庁を記載した（事項の細目については、別途の所管制度官庁がある場合もある。）。
- ・「概要」欄には、「事項」欄の行政改革課題等に対応する「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」に定める関係措置の要約を記載した。
- ・「区分」欄には、「行政改革大綱」と「今後の行政改革の方針」の別等を記載した。
- ・「これまでに講じた措置」欄及び「今後講ずることとしている措置」欄には、それぞれ「概要」欄の各措置の実施状況等を記載した（実施状況が、「概要」欄の複数の措置に対応する場合は、対応するすべての措置を中括弧で括って記載した。）。また、「これまでに講じた措置」欄には、「行政改革大綱」については、平成16年度中の実施状況を中心に閣議決定以降の措置状況を、「今後の行政改革の方針」については、閣議決定以降の措置状況を記載した（ただし、閣議決定以前から府省申合せ等により推進している事項を閣議決定事項に発展させたものについては、便宜のため、閣議決定以前の措置状況についても一部記載した。）。さらに、「今後講ずることとしている措置」については、本フォローアップ後に講ずることとしている措置を記載した。

「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」の実施状況に関するフォローアップ結果

目 次

I 政府及び政府関係法人のスリム化等	(10) 交際費等の効率化	25
1 スリムで効率的な政府の実現	2 フォローアップ等	25
(1) 総論		1
(2) 地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し	III 行財政の制度及び運営の改善・透明化	2
(3) 情報通信技術の活用	1 特別会計	27
(4) その他	2 公会計	28
2 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等	3 行政立法手続	29
3 特殊法人等改革	4 政策評価	29
(1) 特殊法人等整理合理化計画	IV 規制改革等の推進等	13
(2) 財政負担、財政投融资	1 規制改革の推進	31
(3) その他	2 構造改革特区の推進	33
4 行政代行法人等の見直し	V 電子政府・電子自治体の推進	16
	1 電子政府の推進	35
II 行政効率化	(1) 国民の利便性・サービスの向上	35
1 関係府省に共通する主要な取組	(2) 業務・システムの最適化	38
(1) 公用車の効率化	2 電子自治体の推進	39
(2) 公共調達の効率化	3 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進	40
(3) 公共事業のコスト縮減	4 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進	40
(4) 電子政府関係の効率化	VI 公務員	
(5) アウトソーシング	1 公務員制度改革の推進	42
(6) IP電話の導入	(1) 総論	42
(7) 統計調査の合理化		
(8) 国民との定期的な連絡に関する効率化		
(9) 出張旅費の効率化		

(2) 適切な退職管理	42	(2) 厚生労働省	57
(3) 評価	43	(3) 文部科学省	58
(4) 公務部門の人材の確保・人材の活性化等	43	(4) 総務省	60
2 地域における国家公務員給与の在り方の見直し	43	(5) その他の組織の統合	61
VII 公益法人		3 新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減	62
1 公益法人制度の抜本的改革	44	4 郵政事業	63
2 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革	44	5 実施庁	63
(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し	44	6 独立行政法人への移行	65
(2) 財政負担の縮減・合理化	44	7 P F I の推進	66
(3) 措置期限	45	8 民間と競合する公的施設の改革	66
3 経過措置等	45	X その他	
4 地方公益法人に係る措置	46	1 既往の閣議決定等の推進	69
VIII 地方分権		2 フォローアップ	69
1 市町村合併の推進	47		
2 地方行革の推進全般	48		
3 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保	48		
4 国庫補助負担金の整理合理化	50		
5 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革	51		
6 国と地方との人事交流	54		
7 地方公務員の人事制度	54		
IX 中央省庁等改革の的確な実施			
1 総論	55		
2 組織統合に伴う運営・施策の融合化	55		
(1) 国土交通省	55		

I 政府及び政府関係法人のスリム化等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現 (推進官庁：総務省)</p> <p>(1) 総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算編成過程等を通じて、国の行政組織等の減量・効率化に係る方針を取りまとめて公表するとともに、毎年改定を行う。 ・ 中央省庁等改革基本法、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)等に沿って、減量、効率化等を着実に推進し、毎年度の予算編成過程において、逐次その具体化を図る。 	<p>方針 1⁽¹⁾</p> <p>大綱 V-2⁽¹⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年12月24日に「国の行政組織等の減量・効率化の推進について(平成17年度減量・効率化方針)」(以下「平成17年度減量・効率化方針」という。)を取りまとめて公表 ・ 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」に基づき、府省再編に伴い、国の事務事業の独立行政法人への移行(後述)、地方建設局と港湾建設局の統合、地方医務局と地区麻薬取締官事務所の統合等を実施するとともに、平成13年度から16年度の間以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> － 警察庁の地方機関の通信業務の民間委託を推進し、平成13年度以降5年間で当該業務に携わる職員を100人程度縮減するとの目標を達成 － 防衛施設事務所・出張所については、3か所を整理統合し、25か所に再編するとの目標を達成 － 公安調査事務所について、計29か所廃止し、14か所に整理するとの目標を達成 － 法務局及び地方法務局について、支局・出張所を計189か所廃止(16年度末：584か所) － 地方入国管理局及び同支局の出張所について、計17か所を縮減するとともに(16年度末：64か所)、海型から内陸型への再編を進め、計19か所の海型出張所を整理統合 － 国立医療・病院管理研究所と国立公衆衛生院を統合し、国立保健医療科学院を設置 － 労働基準監督署及び公共職業安定所について、計14か所の統廃合(16年度末：各々341か所、608か所) － 食糧事務所を廃止し、地方農政局の下に置く地方農政事務所として再編成(食糧事務所の支所は全廃) － 国有林野事業について、森林管理局分局等暫定組織の全て(7分局及び201事務所等)を廃止 － 陸運支局及び海運支局を運輸支局に統合し、必要に応じ海事事務所を設置(兵庫については神戸海運監理部を兵庫陸運支局と統合し神戸運輸監理部に再編) － 地方運輸局の管轄区域を変更し、地方整備局の管轄区域との整合を図るとともに、海事事務所について、計15か所の統廃合(16年度末：19か所) － 海上保安庁航路標識事務所について、計59か所を整理(16年度末：18か所)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減量・効率化に係る方針を毎年度の予算編成過程等を通じて改定 ・ 引き続き、毎年度の予算編成過程において逐次具体化

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(2) 地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し ア 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性の低下した事務・事業は、積極的に廃止・縮小を進め、国が直接行う必要のない事務・事業は、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人への移管等を進め、減量・効率化を図る。 ・企画立案と執行の分離を進め、執行事務は独立行政法人化を進め、公務員以外扱えない事務を除き外部委託等を活用する。 ・「新たな府省の編成以降の定員管理について」に基づき、平成22年度までの間に、少なくとも10%の計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力する。 ・平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指す。このため、平成17年夏に定員削減計画を改定する。 ・府省を越えた定員の再配置を進め、治安、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、メリハリのある定員配置を実現する。府省を越える配置転換の一層の活用に努める。 ・行政組織について、総合性及び機動性の向上を図りつつ、簡素かつ効率的なものとする。 	方針 1(1) 大綱 V-2(1) 大綱 V-2(3) 方針 1(1) 方針 1(1) 方針 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年12月24日に、減量・効率化の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 ・国の行政機関の定員については、省庁再編時の840,691人から平成16年度の332,239人まで、508,452人を純減。うち独立行政法人化、郵政公社化及び国立大学法人化に伴う減490,139人 25%の純減の対象となる郵政現業を除いた定員については、省庁再編時の543,665人から平成16年度の332,239人まで、211,426人を純減し、25%の純減目標は達成 	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、行政組織等の減量・効率化を推進 (注) 後掲I(2)及び(3)参照 ・平成17年度においては、情報通信技術の活用、民間委託の推進等により、定員削減計画を大幅に上回る5,549人を削減。一方、治安、徴税などの分野を重点に4,818人を増員し、府省を越えた定員の再配置を推進 ・平成17年夏に国の行政機関の定員削減計画を改定。平成17年度から平成21年度までの5年間に平成16年度末定員の10%以上を削減することを目指すとともに、真に必要な部門には適切な増員を行い、府省を越えたメリハリのある定員の再配置を強力に推進。純減についても確保 ・引き続き、毎年度の予算編成過程において逐次具体化
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行う。要望がある場合、地方公共団体への移譲を行う。地方支分部局等が行う必要のある事務・事業でも、政策の実施に係るものは、民間委託、独立行政法人への移管等を進める。 	方針 1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年12月24日に、地方支分部局等の事務・事業及び組織の合理化等の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> －総合通信局出張所(総務省)、法務局・地方法務局の支局・出張所(法務省)、労働基準監督署・公共職業安定所(厚生労働省)等の統廃合 －職業安定業務の民間委託(厚生労働省) －独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(仮称)の設置(厚生労働省)

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業振興、業所管行政等については、地方分権や規制改革を進め、これにより業務の地方公共団体への移譲、廃止を行う。 ・ 地方支分部局等が行うその他の事務・事業についても、全面的な見直しを行い、情報通信技術の活用、民間委託等を進める。 ・ 見直しに当たって、三位一体の改革の取組や今後の道州制等の検討を踏まえる。 	<p>方針 1⁽¹⁾</p> <p>方針 1⁽¹⁾</p> <p>方針 1⁽¹⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年12月24日に、地方支分部局等の事務・事業及び組織の合理化等の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 ・ 平成16年12月24日に、地方支分部局等の事務・事業及び組織の合理化等の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 ・ 平成16年12月24日に、地方支分部局等の事務・事業及び組織の合理化等の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> －農林水産統計の調査手法の抜本的見直し等(農林水産省) －食糧業務等の合理化(農林水産省)等 ・ 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、地方支分部局等の事務・事業の見直し、民間委託等によるアウトソーシング、独立行政法人等への移行等を推進 ・ 「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> － 鉱山保安業務の事前規制の見直しを踏まえた業務の効率化(経済産業省) － 経済産業局の業所管行政の見直し(経済産業省)等 ・ 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、事前規制型から事後チェック型への行政の在り方の転換、行政による民間活動への過度の関与となる補助行政・地域産業振興行政や業所管行政の見直しを推進 ・ 「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> － 社会保険業務の事務処理の集約化・委託化(厚生労働省) － 社会保険・労働保険の徴収事務一元化(厚生労働省) － 航空管制メンテナンス業務の見直し(国土交通省)等 ・ 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、地方支分部局の組織・業務体制の見直し等により、一層の減量・効率化を推進 ・ 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、三位一体改革の実施に当たり組織・業務の在り方を積極的に見直す

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
イ 内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄総合事務局の農林統計事務については、農林水産省における農林統計事務全体の見直しに合わせた見直しを行う。 ・ 食糧事務は、旧那覇食糧事務所相当部分について、農林水産省の食糧事務所全体の合理化と同程度の割合の合理化を目指す。 ・ 他の事務・事業も、関係各省の検討状況を踏まえて見直す。 	<p>方針別紙 1</p> <p>方針別紙 1</p> <p>方針別紙 1</p>		<p>とともに、今後の道州制等の検討を踏まえた事務・事業の見直しを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄総合事務局における農林統計業務について、農林水産省における当該業務の合理化に係る検討結果に沿って、実施体制を合理化 ・ 旧那覇食糧事務所の定員相当部分について、平成14年度末定員をもとに、農林水産省食糧事務所全体の定員相当部分の削減と同程度の割合での縮減を目指す ・ 業務実施体制の見直しにより、平成17年度に沖縄総合事務局の定員を14人削減 ・ 産業保安業務の那覇産業保安監督事務所への移管に伴い定員を2人削減
ウ 警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県情報通信部において、実施可能な民間委託の取組を検討するとともに、内部管理業務の効率化等を進める。 	<p>方針別紙 1</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き実施可能な民間委託の取組を検討 ・ 内部管理業務の効率化により、平成17年度に都道府県情報通信部の定員を47人削減。引き続き内部管理業務の見直し等による業務の効率化に努める ・ 情報通信技術の高度化・スキルアップ等により、業務の効率化を図り、平成17年度に都道府県情報通信部の定員を47人削減。引き続き、情報通信部門の業務の特殊性に留意しつつ、業務の効率化に努める
エ 防衛庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在日米軍の兵力構成の見直しに伴う所要の防衛施設事務所・出張所の整理統合等の減量・効率化なども図りつつ、防衛施設局、自衛隊地方連絡部等の地方組織について必要な見直しを行う。 	<p>方針別紙 1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」等に基づき、平成16年度末に、札幌防衛施設局旭川出張所、仙台防衛施設局青森防衛施設事務所及び広島防衛施設局山口防衛施設事務所を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を適切に実施し、米軍及び自衛隊の行動を円滑に実施するため、地方公共団体とのより緊密な連絡を行うこととする。このため、事態対処関連法制の制定等を踏まえ、地方公共団体等と平素から緊密な連携を確保し得るよう、各都道府県に所在する自衛隊地方連絡部及びこれを指揮監督する陸上自衛隊方面総監部等の業務及び組織

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
オ 総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・総合通信局の出張所について、総合通信局本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で順次廃止する。 ・情報通信技術や民間能力の活用を推進することにより、地方支分部局における事務・事業の減量・効率化を図る。 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> ・について見直し ・また、在日米軍の兵力構成見直しの動向を踏まえ、要員の再配置、防衛施設事務所・出張所の移転又は整理統合等について、必要な見直し ・総合通信局出張所（9出張所）について、平成17年度に4箇所を廃止し、配置定員を12人削減 ・他の出張所（5出張所）については、本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で、18年度以降順次廃止するとともに、配置定員の合理化を検討 ・電波法関係の申請・届出等、手続について、引き続きオンライン利用の促進を図るとともに、その効果を踏まえ、業務の効率化・合理化を検討
カ 法務省	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進めるとともに、情報通信技術の活用を早急に推進し、合理的な定員配置を目指す。 ・行刑施設の内部管理業務の見直し、情報通信技術の活用等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。 ・入国管理官署について、警察との連携の強化、情報通信技術の活用等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。 ・治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> ・登記業務のコンピュータ化及び法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合等の減量・効率化の取組により、平成17年度には、法務局の定員を計画削減のほか114人削減 ・人事・給与・会計業務等の内部管理業務等の合理化を図ることにより、平成17年度には、行刑施設の定員を計画削減のほか126人削減 ・人事・給与・会計業務等の内部管理業務等の合理化を図ることにより、平成17年度には、地方入国管理官署の定員を計画削減のほか5人削減 ・合同摘発の推進及び入管法第65条の運用拡大により、警察との連携を強化 ・バイオメトリクスを活用した出入国審査の実験及び試行を実施 ・平成17年度には、治安対策など昨今の法務行政において真に必要な部門への定員再配置

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
キ 財務省	<ul style="list-style-type: none"> 税関について、平成17年度末までのできる限り早期にNACCS等の最適化計画を策定し、業務の効率化を推進する。 国税局・税務署について、e-Tax普及促進を図ること等、情報通信技術の活用による業務の効率化を引き続き推進する。 	<p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p>	<ul style="list-style-type: none"> NACCS等については、「レガシーシステム見直しのための財務省行動計画(アクション・プログラム)」に基づき、平成16年度に刷新可能性調査を(株)三菱総合研究所に委託して、システムの安定性、信頼性、セキュリティ、効率性、経済性等の観点から調査を実施 e-Taxについて、以下の取組を実施し、その普及割合に歩調を合わせ一層の事務の電子化を図ることにより、申告書処理事務の効率化を推進 <ul style="list-style-type: none"> 市販の財務・会計ソフト等にe-Tax対応の機能を付加することができるよう、利用者用ソフトウェアに関する仕様を公開 納税者が自ら作成する一定の添付書類について申告等の手続に併せて送信できるよう、また、複数の申告等手続を一括して送信できるよう、利便性を向上 e-Taxホームページによる情報提供 マスコミ、インターネット(バナー広告、リンク設定)、チラシ、リーフレット、ポスター等により、電子申告の利用方法等の広報・周知を実施 平成16年11月から受付時間を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> NACCS等の最適化計画については、平成17年度末までのできる限り早期に策定し、業務の効率化を推進 e-Taxについては、マスコミやインターネットを利用した広報、ホームページによる情報提供、また、各種説明会におけるCD-ROMによる体験会などを実施し、その普及割合に歩調を合わせ一層の事務の電子化を図ることにより、申告書処理事務の効率化を推進
ク 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署及び公共職業安定所について、必要な見直しを行い、統廃合を図る。職業紹介関係事業の在り方を検討し、民間で行うことがより効率的・効果的な分野は、民間開放を進める。 自治体、関係省庁、各種団体等との連携の強化、インターネットの活用など、国民年金保険料の納付環境の整備を進める。 情報通信技術の活用により、社会保険の申請・届出や年金相談をはじめ、社会保険事務所の減量・効率化を進める。 社会保険庁の組織の在り方について、「社会保険庁の 	<p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度末に3労働局管内で統廃合を実施し、4署所の廃止に伴い定員を5人削減 第6回会議(1月28日)では、今後の議論においては、 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも60署所において廃止ないしは組織の降格縮小を実施することにより、定員を100人削減 平成17年度においては、12労働局管内で32署所の整理合理化に伴い、定員を46人削減 平成17年度において、長期失業者の就職促進業務の一部民間委託の拡大等を実施 平成17年度に国保組合等との連携による未納・未加入対策の実施 平成17年度に関係機関との連携による年金教育の推進・拡充 申請・届出等の電子化(電子申請)を着実に実施 5月に予定されている有識者会議の最

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
ケ 農林水産省	在り方に関する有識者会議」であらゆる議論を例外とせず幅広い検討を行い、平成17年夏までの可能な限り早い時期に結論を得る。		①現行の社会保険庁の存続を前提としない ②国民の信頼を回復するためには、どのような組織とすべきかという観点を重視すること を基本的な視点として、 ③新しい組織のグランドデザインを3月中にまとめることとし最終的な取りまとめ時期を本年5月に前倒しすることが方針として示されたところ ・第7回会議(2月21日)においては、グランドデザインを議論するに当たってのたたき台として「座長メモ」が示されたところ	終取りまとめを踏まえ、抜本的な組織改革を実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険・労働保険の徴収事務について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務を検討し、逐次実現を図る。法改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成17年度までに結論を得て、可能なものから所要の措置を実施する。 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度に、徴収事務の一元化により定員を20人削減 ・ 平成17年度までに更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務を検討し、可能なものから逐次措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧食糧事務所業務のうち、リスク管理業務等について、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の見直しを行う。 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、平成14年度末定員8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指すほか、リスク管理業務等については、今後の情勢の変化を踏まえ、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の見直しを実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産統計の定員を大幅に削減するものとし、地方農政事務所と統計・情報センターの統合も踏まえ、計画的に進める。 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、17年度は180人の定員を縮減 ・ 上記のほか、平成21年度までの間において農政改革の進捗状況に応じた農林水産統計の見直しを行い、これを踏まえた要員規模を総務省及び農林水産省において逐次検証し、その結果を踏まえ、要員合理化等見直しを実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報部門の事務・事業について、アウトソーシングを進める。 ・ 公共事業について、地方農政局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとも 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、平成17年度から図書閲覧対応、LANシステムのセキュリティ監視について、新たにアウトソーシングを実施 ・ 引き続き、各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとも

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
コ 経済産業省	<p>に、事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事務の効率化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安業務について、鉱山保安法等の改正を踏まえつつ、業務の実効的・効率的な実施を図る。 ・ 定型的内部管理業務について、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、効率化を進める。 	<p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p>		<p>に、電子入札等公共事業支援統合情報システムをはじめとした事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事務の効率化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱山保安監督部を産業保安監督部へ改組するにあたり、平成17年度において定員17人を削減 ・ 定型的内部管理業務については、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、引き続き効率化を推進
サ 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、業務の効率化を図る。特に、自動車登録業務については、ワンストップサービス・システムの導入による業務の効率化を進める。また、平成20年にワンストップサービス・システムの全面導入を目指す。 ・ 主要9港以外の地方港について引き続き規制緩和に取り組み、規制に係る手続、運用その他の業務を見直し、効率化を進める。 ・ 航空保安業務について、業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により業務の効率化、要員配置の合理化を進める。 ・ 北海道開発業務について、各種調査業務、設計業務等の民間委託を推進するとともに、事業所等の統廃合を進める。 ・ 公共事業について、地方整備局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事 	<p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p> <p>方針別紙1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用に対応した業務改革として、自動車登録業務について、ワンストップサービス・システムの導入に向けて、平成17年1月から3月にかけて岩手県、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、大阪府及び佐賀県へ対象地域を拡大して試験運用を実施 ・ 地方港の規制緩和について、「港湾活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案」を第162回国会へ提出するなど、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、順次規制改革を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、引き続き業務の効率化を図っていく。 ・ 特に、自動車登録業務については、 <ul style="list-style-type: none"> ①平成17年12月より一部地域において、新車新規登録手続に係るワンストップサービス・システムの稼働を予定 ②平成20年にワンストップサービス・システムの全面導入を目標 ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、順次規制改革を実施予定 ・ 航空保安業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により、業務の効率化・要員配置の合理化を進め、管制技術官については、平成30年度までに平成11年度の半分程度まで削減（平成17年度においては、37人削減） ・ 各種調査業務、設計業務等の民間委託を推進するとともに、事業所等の統廃合を推進 ・ 公共事業に係る各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進め、事務の効率化を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p><注>外務省</p> <p>(3) 情報通信技術の活用</p>	<p>務の効率化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 船員労働委員会について、業務の効率化を図るとともに、その在り方について検討を進め、見直しを行う。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 省内関係者によるワーキンググループを立ち上げ、本方針を踏まえた検討を開始したところ 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、ワーキンググループの検討結果や有識者の意見を踏まえ、船員地方労働委員会等の業務の具体的な効率化方策、その在り方を検討し、見直しを実施
	<ul style="list-style-type: none"> 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。 	方針別紙1		<ul style="list-style-type: none"> 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を推進することとし、平成17年度においては、治安対策や防災対策など昨今の国土交通行政において真に必要な部門への定員再配置を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 上記イ～サのほか、在外公館について定期的見直しを行い、必要性の低下したものについて統廃合等を図る。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館（実館）については、平成17年1月に3公館を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に2公館の廃止 平成18年度以降においても、定量的指標も踏まえつつ定期的見直しを行うこととし、設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館の要員について、業務システムの最適化等に伴う合理化により、行政需要等に応じた適正な配置を行う。 	方針別紙1	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月24日に、情報通信技術の活用に伴う業務改革の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 同方針に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月28日に、本省内部部局、外庁の内部管理業務の定員を平成20年度までに40%程度削減する「内部管理業務4割減の年度別行動計画」の策定(経済産業省) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政需要に応じた適正な要員配置を行うこととし、平成17年度においては、新電信システムの導入に伴う要員9人の削減、査証手続の緩和に併せた要員7人の削減など89ポストの見直しを実施
<ul style="list-style-type: none"> 「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務については、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。 人事・給与、共済、物品調達、物品管理等の業務について、業務処理の改革や手続の簡素化等を積極的に行う。他の業務についても業務処理手順の簡素化等の抜本的な業務改革を行う。 	<p>方針1(1)</p> <p>方針1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月24日に、情報通信技術の活用に伴う業務改革の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 同方針に基づき、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月28日に、本省内部部局、外庁の内部管理業務の定員を平成20年度までに40%程度削減する「内部管理業務4割減の年度別行動計画」の策定(経済産業省) 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 刑務所等、地方入国管理局及び検察庁の内部管理業務等の合理化(法務省) 各府省共通に行う内部管理業務・システムの見直しに先駆け、決裁階層の削減等の見直しを実施(各府省) 内部管理業務の効率化(国土交通省)等 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような内部管 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく行政手続の2割以上について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止等を行う。特に、年間申請件数10万件以上の手続について、思い切った合理化を実施する 旧式(レガシー)システム等については、可能な限り早期に最適化を実施し、定員の大幅な削減を計画的に進める。 	<p>方針¹⁽¹⁾</p> <p>方針¹⁽¹⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月24日に、情報通信技術の活用に伴う業務改革の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 法令に基づく行政手続(平成15年度末現在49,723件)について、平成16年度中に、以下の取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 削減(廃止) 205件 統合 5件 ワンストップ化 7件 添付書類削減(省略) 51件 添付書類廃止 10件 頻度軽減 7件 処理期間短縮 668件 記載事項簡素化 56件 その他 1,301件 平成16年12月24日に、情報通信技術の活用に伴う業務改革の具体的な方針を定めた「平成17年度減量・効率化方針」を取りまとめて公表 	<p>理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 決裁階層を含む業務処理手順の簡素化・標準化 業務処理過程の重複の徹底した排除 共通システムの利用や業務・システム、業務処理の一元化・集中化 職員による判断を要しない業務の外部委託化 手続の簡素化 起案・決裁の電子化 給与支給の全額振込化 等 <ul style="list-style-type: none"> 「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 自動車保有関係手続のワンストップ化(国土交通省) 各手続ごとのオンライン利用促進のための行動計画の策定(各府省) 等 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、法令に基づく行政手続の簡素化・合理化、年間申請件数が10万件以上の手続の思い切った合理化、従来の紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本的見直し等を推進 「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、以下のような取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> 登記情報システムの最適化(法務省) K S K(国税総合管理)システムの活用(財務省) 等 引き続き、「今後の行政改革の方針」及び「平成17年度減量・効率化方針」に基づき、最適化計画の策定に当たって、業務・システムの最適化による定員の大幅な削減等の見通しの明確化、新システムへの実際の移行に当たって、更なる業務の見直し等を推進
(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> 食糧事務(食糧検査は民営化)、動物医薬品検査所、船 	大綱 V-2(2)	<食糧事務>	<食糧事務>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>舶検査、航空機検査及び無線等検査の独立行政法人化の検討を、引き続き進める。他の事務・事業についても引き続き検討を進める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 旧食糧事務所業務のうち、主要食糧業務に係る定員は、平成14年度の5,900人を向こう10年以内に1/3程度までに縮減することを目指すとともに、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指し、平成16年度までに1,061人の定員削減を実施 なお、農産物検査業務については、平成12年4月の農産物検査法の一部を改正する法律の可決成立を受け、13年4月から民間への移行を開始し、5か年で移行を完了することとしており、これに伴い平成13年度から16年度において1,459人の定員を削減 <p><動物医薬品検査所></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物医薬品検査所については、主たる業務のうち、ワクチン等の検査検定業務の減量・効率化を進めている。平成16年4月に3種類の生ワクチンについての検定試験項目から力価試験を廃止（平成12年3月以降の合計は39種類） <p><船舶検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査については、事業場認定制度（国土交通大臣の認定を受けた事業場が、安全等の確認を行った場合は、認定の範囲で国の検査が省略される制度）の充実等民間能力の一層の活用等を推進するため、平成16年12月に省令改正を行い、ガスタービン等を対象物件として追加し、事業場認定制度で検査可能な対象範囲の拡大を実施 <p><航空機検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機検査については、平成8年の航空法の改正により、国土交通大臣の認定を受けた事業場が認定の範囲内で安全性等の確認を行った航空機について、耐空証明における国の検査を省略できることとなり、この制度により航空機検査について民間能力の一層の活用を推進する方向で検討 <p><無線等検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局検査については、民間能力を活用し、点検能力について総務大臣の認定を受けた民間事業者（認定点検事業者）が行った無線設備、無線従事者の資格等の点検結果をもって無線局検査（新設・変更・定期）の一部を省略できる認定点検事業者制度を導入（平成10年4月1日、平成16年1月26日に登録点検事業者制度へ移行）し、その効果について注視しているところ 	<ul style="list-style-type: none"> 主要食糧業務に係る定員は、平成14年度の5,900人を向こう10年以内に1/3程度までに縮減することを目指すとともに、旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14年度末定員の8,843人を向こう10年以内に約3,000人削減することを目指し、17年度は389人の定員削減を実施 <p><動物医薬品検査所></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物医薬品検査所については、検査検定業務の減量・効率化を図り、その進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討 <p><船舶検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 船舶検査については、平成16年度に行った事業場認定制度で検査可能な対象範囲の拡大等の結果を踏まえ、引き続き検討 <p><航空機検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 航空機検査については、今後とも事業場認定制度の活用等による民間能力の一層の活用を推進するとともに、外国証明制度の活用等により業務の効率化を図る。その効果を踏まえ、引き続き検討 <p><無線等検査></p> <ul style="list-style-type: none"> 無線局検査については、これまでの独立行政法人化の検討を踏まえ、登録点検事業者制度による民間能力の活用状況等を見据えつつ、国の開設する無線局の検査の在り方について検討
<p>2 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等（推進官庁：総務省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）に基づき、中期目標期間の終了時において、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。 国家公務員以外が業務を担う場合の問題点を説明で 	<p>方針¹⁽²⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、平成15年度には独立行政法人教員研修センターについて、平成16年度には独立行政法人国立公文書館等32法人（平成17年度末までに中期目標期間が終了する29法人を含む。）について、32法人を廃止統合により22法人に再編するとともに、研究開発・教育関係法人の役 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年12月24日に行政改革推進本部において見直し内容が了承された独立行政法人国立公文書館等32法人のうち、法人の統廃合や役職員の身分の非国家公務員化等法律改正が必要なものについては、次期中期目標

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>きない場合、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち32法人について、 <ul style="list-style-type: none"> ①消防研究所及び農業者大学の廃止 ②次に掲げる各法人の統合 <ul style="list-style-type: none"> 国立青年の家、国立少年自然の家及び国立オリンピック記念青少年総合センター 産業安全研究所及び産業医学総合研究所 農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所及び食品総合研究所 水産総合研究センター及びさけ・ます資源管理センター 土木研究所及び北海道開発土木研究所 海技大学校及び海員学校 ③研究開発・教育関係法人の役職員の身分の非国家公務員化 <p>をはじめとする見直し内容に沿った措置を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末に中期目標期間が終了する法人のうち今後結論を得る24法人について、組織・業務全般の見直しについて、平成17年中に更に検討を進め、結論を得る。 <p>・新中期目標は、政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に沿って、できる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とし、一層質の高い効率的な業務運営を目指す。</p>	<p>方針 1(2)</p> <p>方針 1(2)</p>	<p>職員約8,300人の身分を非公務員化するなどの見直し内容を行政改革推進本部決定の議を経て主務大臣が決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業技術総合研究所について、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行することを内容とする法律改正について第159回国会(通常国会)において成立(平成17年4月1日施行予定) 情報通信研究機構について、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行することを内容とする法律案を第162回国会(通常国会)に提出 <p>・24法人の見直しについては、平成16年8月末時点での「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての素案整理表」を各主務大臣において作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 教員研修センターは、平成16年度から始まった中期目標期間中、一般管理費については毎年度3.4%以上、事業費については8%以上の削減効率化 国立公文書館は、平成17年度から始まる中期目標期間中、経費総額について、平成21年度において、平成16年度の実績と比較して7%以上の削減 日本貿易保険は、平成17年度から始まる中期目標期間中、業務費(人件費を含む)については、段階的に削減し、平成20年度において、平成16年度の実績と比較して10%以上の削減効率化 産業技術総合研究所は、平成17年度から始まる中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、一般管理費については、毎年度、平均で前年度比3%以上の削減、一般管理費を除いた業務経費については、毎年度、平均で前年度比1%以上の削減 	<p>期間開始時までに所要の法律案を国会に提出する方向で作業</p> <ul style="list-style-type: none"> 各主務大臣において、各府省独立行政法人評価委員会の意見、独立行政法人に関する有識者会議における検討・指摘や政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告の方向性の指摘も踏まえ、法人の組織・業務全般についての見直し内容の検討を進め、12月の行政改革推進本部の議を経た上で決定 組織・業務全般について見直しを行った後の独立行政法人の新中期目標については、引き続き、できる限り定量的・具体的に定めるとともに、特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行した独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な削減・効率化目標を設定 平成16年12月24日に行政改革推進本部において見直し内容が了承された独立行政法人国立公文書館等32法人のうち、平成17年度末に中期目標期間が終了する29法人についても、「方針」の趣旨に沿って新中期目標を策定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金の透明性を向上させ、説明責任を確保する。 	方針 1(2)	効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「独立行政法人会計基準研究会」(総務省開催)と「財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会公企業会計小委員会(財務省設置)による共同ワーキング・チームにおいて検討を行う予定
<p>3 特殊法人等改革 (推進官庁 : 内閣官房) (1) 特殊法人等整理合理化計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。 ・ 推進体制を整備した上で、平成13年度中に、「特殊法人等整理合理化計画」を策定し、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。 <p>・ 平成7年以降、累次の閣議決定の指摘事項等について、平成12年中にフォローアップを行い、その結果を公表するとともに、今後引き続き検討を進め、所要の措置を講ずる。</p>	<p>方針 1(3)</p> <p>大綱 1-1(1)</p> <p>大綱 1-1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人等改革については、「行政改革大綱」及び平成13年6月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき、同年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定 ・ これまでに、特殊法人等改革推進本部の下、各法人所管府省が「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進めており、既に、廃止、民営化、独立行政法人化等に向け、135法人の組織形態について法制上の措置その他必要な措置を講じたところ。こうした改革の成果を特殊法人等向け財政支出に反映させた結果、平成17年度予算においては、改革前の平成13年度に比べて、実質的に約1.5兆円の削減(特殊法人等から移行した独立行政法人等向け財政支出を含む) ・ 「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進めるに当たり、その進捗状況を監視するため、平成14年6月に特殊法人等改革推進本部の下に内閣総理大臣が任命した民間有識者9名から成る参与会議が設置され、「特殊法人等整理合理化計画」のフォローアップに当たっており、これまで35回にわたり審議。この参与会議の意見も踏まえ、同年10月18日には「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を、同年12月17日には「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を、特殊法人等改革推進本部決定 ・ 平成16年度までに特殊法人等から移行した44の独立行政法人については、参与会議の場等を通じ、中期目標等が定量的かつ具体的なものとなるよう監視し、一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を含む意欲的な中期目標等を策定(例えば、一般管理費について平均約13%の削減・効率化、事業費について平均約10%の削減・効率化など) ・ 平成7年以降の累次の閣議決定に記載された特殊法人等に関する指摘事項等については、各法人の所管府省から報告があったものを総務省行政管理局において「特殊法人等に関する閣議決定等の実施状況に関するフォローアップ結果」としてとりまと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織形態について未措置の法人について法改正等の所要の措置を講じる等、引き続き「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を推進 ・ 特に、公営競技関係法人・政策金融機関など具体的な改革の在り方について検討中の法人については、検討を推進 ・ 今後も引き続き「特殊法人等整理合理化計画」を着実に実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(2) 財政負担、財政投融资	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等の業務について、一層のコスト削減に努める。 	大綱 1-1(1)	<p>め、平成13年1月に公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このフォローアップ結果においては、財務公開、役職員数の削減等多くの指摘事項が着実に実施されていることが示され、また、未措置となっていた事項(帝都高速度交通営団の民営化等)についても、「特殊法人等整理合理化計画」の策定の過程で検討。同計画に基づき、163の特殊法人等のうち、これまでに135法人について廃止、民営化や事業の徹底した見直しを行った上で独立行政法人化するなどの法令上の措置その他必要な措置を講じたところ ・特殊法人等の業務の合理化、効率化等によるコスト削減については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、事後評価結果を踏まえた業務の限定、業務量の縮減、他法人で実施している同種業務との統合等所要の措置を講じたところ(一部の未措置法人を除く) ・平成16年度までに特殊法人等から移行した44の独立行政法人については、参与会議の場等を通じ、中期目標等が定量的かつ具体的なものとなるよう監視し、一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を含む意欲的な中期目標等を策定(例えば、一般管理費について平均約13%の削減・効率化、事業費について平均約10%の削減・効率化など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き「特殊法人等整理合理化計画」を着実に実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等、特殊法人等から移行した独立行政法人について、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出の縮減を図る。 	方針 1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊法人等向け財政支出(出資金、貸付金及び補助金等。以下同じ。)については、「特殊法人等整理合理化計画」に基づく組織形態・事業の徹底した見直しの結果などを反映し、一般会計及び特別会計あわせて、前年度に比べて、平成14年度予算では1兆1,262億円(21.3%)減、平成15年度予算では1兆1,251億円(27.1%)減、平成16年度予算では1兆7,539億円(55.4%)減。なお、特殊法人等から移行する独立行政法人等に対する財政支出を含めても、平成15年度予算においては前年度に比べて2,393億円(5.8%)の減、平成16年度予算においては前年度に比べて413億円(1.0%)の減(それぞれ共済組合負担金等を除く。) ・平成17年度予算においても、特殊法人等向け財政支出については、組織形態・事業の徹底した見直しの結果を予算に反映させることにより、前年度に比べて3,044億円(21.6%)の減(注1)。なお、特殊法人等から移行する独立行政法人等に対する財政支出を含めても全体で646億円(1.6%)の減(注2)(それぞれ共済組合負担金等を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度予算以降においても、「今後の行政改革の方針」を踏まえつつ、特殊法人等向け財政支出の縮減を図っていく
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度予算編成過程において、特殊法人等に対する補助金等について、社会的意義が低下している事業の廃止等、事業そのものの見直しを徹底し、整理合理化を図る。また、特殊法人等に対する補助金等の状況を、予算編成後公表する。 ・特殊法人等の事業及び組織形態の見直し、経営評価・情報公開システムの整備等を通じ、補助金等の整理合理化を推進する。 	大綱 1-1(2)	<p>(注1)年金資金運用基金の年金住宅融資事業等の廃止に伴い同事業に係る財政融資資金借入金を同基金の解散の時(18年3月末)までに償還するものとされているため、当該償還に要す</p>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度の財政投融资計画の編成に当たっては、財政投融资の縮減・重点化、財投機関債発行機関の拡充、政策コスト分析の充実・公表を行う。 平成14年度以降にあっても、同様の観点から引き続き財政投融资の不断の見直しを進める。 	<p>大綱 I-1(2)</p> <p>大綱 I-1(2)</p>	<p>る資金として行う出資及び交付金の交付(4兆4,436億円)を除く。 (注2)石油公団の解散に伴い、公団が実施していた債務保証及び出資に係る事業の一部を(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管するための出資金の増額(762億円)を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度財政投融资計画の編成に当たっては、引き続き、以下の観点から財政投融资の見直しを推進 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 財政投融资の縮減・重点化 平成17年度の財政投融资計画編成においては、「特殊法人等整理合理化計画」等を適切に反映しつつ、真に必要な資金需要には的確に対応するとともに、民業補完の原則の下、総額の抑制及び対象事業の重点化・効率化を図っている。この結果、17年度計画の規模は、対前年度比16.3%減の17兆1,518億円となっており、ピーク時(平成8年度40.2兆円)の約4割まで縮減 また、同編成において、全ての財投事業について財務の健全性等の総点検を行い、特に財投残高において大きなウェイトを占める住宅金融公庫、都市再生機構について事業の撤退を含めた抜本的な見直しを実施すること等により、将来の財務上の懸念を解消し、財投事業の健全性を確かなものとしているところ (イ) 財投機関債発行機関の拡充 財投機関債については、平成17年度において、総額5兆8,806億円を25機関が発行。この結果、17年度初において借入により調達を行う機関に関し、財投改革後初めて、一定の財投規模を有する全ての財投機関が財投機関債の発行を行う見込み (ウ) 政策コスト分析の充実・公表 平成16年度においては、引き続き、財政投融资対象の全特殊法人等28機関が分析結果を公表。また、全機関において、15年度末までに既に投入されていた出資金等による利払軽減効果(機会費用)と16年度以降将来新たに見込まれる政策コストとを切り分けて明示する「投入時点別政策コスト内訳」を試算・公表するなど、分析内容を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも民業補完性、償還確実性等の観点から、引き続き、財政投融资の対象分野・事業の不断の見直しを推進 平成17年度の政策コスト分析結果については今夏までに公表する予定であり、今後とも、事業継続前提の政策コスト分析の導入を図るなど、その内容の充実に努める。併せて、実地監査も拡充
(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等の事業、業務運営等について所要の評価を実施し、その結果等を公表する。 	<p>大綱 I-1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総務省が策定する「行政評価等プログラム」に基づき、毎年度、一定の課題毎に統一的な評価及び調査を行い、関係府省に対して通知・公表を実施 特殊法人等の事業のうち、外部評価等特に適切な評価を行いその結果等を公表することが求められる事業については、「特殊法人等整理合理化計画」において、法人別に明示しており、これを受け、評価手法・体制や評価結果の事業への反映方法等の検討、外部有識者による第三者評価の導入等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、政策評価等の評価機能の発揮に努めるとともに、「特殊法人等整理合理化計画」において、外部評価等の実施を指摘された事項について、引き続き具体化

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊法人等の役職員の給与・退職金について、平成13年度に所要の調整を行うとともに、各特殊法人等が定めた役員給与・退職金の支給基準を公表する。 ・ 特殊法人等の役職員の定数・定員について、その縮減を図る。 ・ 特殊法人役員人事に関する累次の閣議決定を厳正に遵守するとともに、特殊法人等相互間の「わたり」についても、厳に抑制するなど所要の措置を講ずる。 	大綱 I-1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特殊法人等整理合理化計画」及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)で所要の措置を講ずるべき旨を定め、その具体的内容として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成14年度より特殊法人等の役員の給与を1割程度削減し、退職金支給率を引き下げる(36/100→28/100)こと等を定めた「特殊法人等役員の給与・退職金等について」を平成14年3月15日に閣議決定し、同年4月から実施するとともに、特殊法人等の役員の給与・退職金の支給基準を公表 ② 平成15年12月19日に閣議決定した「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」において、退職金支給率を更に引き下げる(28/100→12.5/100)とともに、法人の運営実績に基づき0.0～2.0の範囲内で独立行政法人評価委員会等が定める業績勘案率を反映する仕組みを導入した。この結果、役員退職金の水準は業績勘案率が1.0の場合、平成14年3月以前と比べて約3分の1に引下げ ③ 特殊法人等の廃止に伴い平成16年度までに発足した独立行政法人(44法人)の役員数について、法定数で約40%の削減(常勤数で約28%の削減) ④ 各法人において、役員に就いている退職公務員等の状況及び法人の子会社等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表 ⑤ 独立行政法人の長について、閣議人事検討会議・閣議口頭了解の対象化、特殊法人の長について、閣議人事検討会議の対象化。また、特殊法人及び独立行政法人の役員人事について、1)法人の長について事務次官等のポストからの任用を固定化させない、2)法人の長及び役員について官民の出身者をいずれかに偏ることなくバランスよく適材適所で登用する、3)内部登用を進めるといった方針を定め、具体的には、①法人の長については、全法人を通じ、公務員OBを半数以下、②常勤役員については、公務員OBを半数以下、とすることを目標 ⑥ 「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)を受け、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について(ガイドライン)」に基づき、各独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準を公表 	
4 行政代行人等の見直し (推進官庁：内閣官房)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに所要の見直しを行う。 	方針 1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の法律により設立される民間法人については、平成14年度以降、所管官庁において、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づき、指導監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに所要の見直し

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の法律により設立される民間法人について、平成17年度までに行う「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」（平成14年4月26日閣議決定）に基づく見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人は、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。 ・ その他の特別の法律により設立される法人について、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。 ・ 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人について、事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格に見直す。 ・ 国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合は、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。 ・ 補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人について、①基金事業の見直しの時期の設定に係る基準、②資金事業の目的達成度の判定、公表に係る基準、③基金の保有割合の数値基準、④使用見込みのない資金の国への返納に係る基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。 	<p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p> <p>方針 1(4)</p>	<p>の状況及び結果を公表。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理し、平成16年3月及び平成17年3月に公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の法人については、実態把握に向けた調査の実施等を検討中 	<p>今後講ずることとしている措置を実施</p>

II 行政効率化

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 関係府省に共通する主要な取組 (推進官庁：内閣官房)</p> <p>(1) 公用車の効率化</p> <p>(2) 公共調達の効率化</p> <p>ア 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進</p> <p>イ 総合評価落札方式の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公用車(運転手付きで専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、平成15年度から平成25年度までに約600台削減する。職員運転手について原則退職後不補充の方針を遵守し、補充する場合には、再任用制度を活用する。 共用利用の一層の推進等効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。 これらの取組について、3年後に見直しをする。 独立行政法人等に対して、同様の効率化を進めるよう要請する。 公共工事について、不良・不適格業者の排除、適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。 公共工事以外の公共調達について、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。 公募型指名競争入札等による調達の割合に関する目標数値を定め、毎年度その実施状況を公表する。(平成16年度から5年間) 特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。 公共工事において、技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、総合評価方式の実施に関する目標値を定 	<p>方針 2ア 別紙 2-1</p> <p>方針 2ア 別紙 2-1</p> <p>方針 2ア 別紙 2-1</p> <p>方針 2ア 別紙 2-1</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政効率化推進計画において、各府省の保有する公用車について、平成25年度までに約600台削減することとされていることを踏まえ、平成17年度予算案において、公用車を51台削減することとし、平成15年3月末から平成17年度にかけて、合計162台削減 －平成17年度予算における削減効果 ▲99,891千円 公共調達について、一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含めた平成16年度の一般競争入札の実施状況について、各府省ごとにとりまとめを行い、翌年度早期に公表 公共調達について、公募型指名競争入札等による調達の割合(指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合)に関する目標数値を定める等により、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を推進。また、その実施状況については、平成16年度分を翌年度早期に公表 公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図るとともに、公共工事の入札に係る総合評価方式 	<ul style="list-style-type: none"> 行政効率化推進計画に基づき、各府省の保有する公用車について、平成25年度までに約600台削減 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、一般競争入札や公募型指名競争入札の実施状況の公表等の取組みを実施 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、公共工事の入札に係

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
ウ 適切な競争参加資格の設定等	<p>めて、その採用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事について、総合評価方式に関する情報の普及を図る。 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。 工事成績データベースを構築・活用する。 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。 調達物の仕様を設定するに当たっては、限られた業者しか入札に参加できないこととならないよう一層徹底する。 	<p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p>	<p>の実施に関する目標値を定めて、総合評価方式の採用を推進（「総発注金額の2割以上(平成16年度)」(国土交通省)、「昨年度以上の件数(平成16年度)」(農林水産省)等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 優れた企業による競争を推進するため、平成16年度に工事成績データベースを構築し、活用を推進。工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映(国土交通省等) 	<p>る総合評価方式の採用を推進する等の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、適切な競争参加資格の設定等の取組みを実施
エ 民間の技術力の活用	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事について、VE方式・設計施工一括方式等を活用する。入札時VEの実施に関する目標値を定めて、その採用を推進する。 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施する。 公共工事について、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。 	<p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事について、VE方式・設計施工一括方式の活用を推進。特に、各府省ごとに入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用を推進（「昨年度以上の件数(平成16年度)」(国土交通省、農林水産省)等) 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施(国土交通省、農林水産省) 水資源機構、都市再生機構などにおいて入札後交渉方式の活用を開始(国土交通省)。その他の省庁においても、独立行政法人等に対して試行的に実施するよう要請を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、公共工事における入札時VEの採用を推進する等の取組みを実施
オ 予定価格の適正な設定	<ul style="list-style-type: none"> インターネットなどを活用し、市場調査を幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。 契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。 	<p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ユニットプライス型積算方式」については、平成16年度から試行に着手したところであり、試行結果を勘案しつつ平成17年度は順次試行を拡大する予定(国土交通省)。その他の省庁においても、試行に向けて検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、「ユニットプライス型積算方式」の試行等の取組みを実施
カ 随意契約の適正な運用等	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。 一定金額以上の随意契約案件について、各省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。 	<p>方針 2ア 別紙 2-2</p> <p>方針 2ア 別紙 2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府調達に関する協定に係る適用基準額以上の随意契約案件について、平成16年度分より翌年度早期に各省庁のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、一定金額以上の随意契約案件についてのHPへの公表等の取組みを実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
キ 落札率1事案への対応等	<ul style="list-style-type: none"> 一定金額以上の公共調達について、落札率を一覧表にして公表する。 市場調査を幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。(再掲) 参考見積は原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。 調達物の仕様を設定するに当たっては、限られた業者しか入札に参加できないこととならないよう一層徹底する。(再掲) 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。 	方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2	<ul style="list-style-type: none"> 各府省ごとに定める一定金額以上の公共調達について、平成16年度分より翌年度早期に落札率を一覧表にして公表 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、一定金額以上の公共調達について落札率を公表する等の取組みを実施
ク 国庫債務負担行為の活用	<ul style="list-style-type: none"> コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合は、国庫債務負担行為による複数年契約による。 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約による。 	方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2	<ul style="list-style-type: none"> コピー機、パソコン等の物品のリース契約や、情報システムの開発等について、国庫債務負担行為による複数年契約を拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、物品のリース契約や情報システムの開発等について国庫債務負担行為による複数年契約とする等の取組みを実施
ケ その他	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。 電話料金の割引制度の活用を図る。 事務用品の一括購入を推進する。 電力供給契約の入札を実施する。 電子入開札システムの活用を図る。 他の先進的事例を参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。 	方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2 方針 2ア 別紙 2-2	<ul style="list-style-type: none"> 電力供給契約の入札などを実施し、経費を削減 —平成17年度予算における削減効果(財務省 ▲368,015千円、法務省 ▲121,018千円、総務省 ▲51,690千円、国土交通省 ▲48,000千円、農林水産省 ▲31,665千円等) 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、電力供給契約の入札等の取組みを実施
(3) 公共事業のコスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト縮減の取組を実施する。「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コスト構造改 	方針 2ア 別紙 2-3	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業のコスト縮減については、平成15年9月に「公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成する 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度においても、引き続き目標達成に向け、コスト構造改革に向けた施策を実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>(4) 電子政府関係の効率化</p> <p>ア 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化</p>	<p>革の取組を推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。</p> <p>・「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、人事院等は平成16年度末までにシステムの主要な部分を整備するとともに、各府省は平成19年度末までに当該システムに順次更新することにより、業務の効率化と経費の削減を図る。</p> <p>・「共済業務・システム最適化計画」及び「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき、業務の効率化と経費の削減を図る。</p> <p>・災害管理、統計調査、研究開発管理等に係る業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に基づき、業務の見直し、システムの共通化・一元化等を進め、業務の効率化と経費</p>	<p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p>	<p>ことを目標とし、コスト縮減に努めており、平成15年度における総合コスト縮減率は、5.5%低減</p> <p>－平成15年度における縮減効果 ▲3,049億円(関係府省等)</p> <p>・また、平成17年度においても、引き続き目標達成に向け、以下の施策を実施</p> <p>－積算価格の的確性・市場性を向上するとともに、積算にかかるコスト、労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」の試行(例：平成16年度後半より舗装工を対象に試行に着手し、平成17年度は道路改良工・築堤護岸工と順次試行を拡大予定。)</p> <p>－超大口取引等を対象として、「数量」、「時期」、「場所」などの取引条件を限定し、インターネット等を活用したより安い資材価格の積算への反映(例：平成16年度は、インターネットを活用した見積の公募について試行に着手し、平成17年度は、積算への反映について試行的に実施予定。)</p> <p>－民間の技術提案を積極的に活用する総合評価方式やVE方式等を積極的に導入(実施に関する目標値を定め、積極的な実施を図る。)</p> <p>－計画・設計の見直しを行い、汎用品の活用や安価な工法の採用を実施</p> <p>－電子入札の実施(地方への普及を促進するなど電子入札を徹底する。)</p> <p>－新技術の活用(新技術を導入すべき工事件数の割合の目標の設定や、普及マニュアルの活用などにより、新技術の積極的な試行を図る。)</p> <p>・各府省に共通する業務・システムについては、「人事・給与等業務」、「共済業務」及び「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」の最適化計画を策定。その他の業務・システムについては、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定</p> <p>・これらの計画に基づき、各府省において、システムの更新、業務の見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。(参考)最適化計画の実施による効果(試算値)は以下のとおり</p> <p>－「人事・給与等業務・システム最適化計画」 ▲約20億円の経費削減(年間)、▲約1,300万時間(年間延べ)の業務処理時間短縮</p> <p>－「共済業務・システム最適化計画」 ▲約18億円の経費削減(年間)、▲約10万9千日分(年間延べ)の業務処理時間短縮</p> <p>－「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の</p>	<p>今後講ずることとしている措置</p> <p>・各府省は平成19年度末までに「人事・給与等業務システム」に順次更新することにより、業務の効率化と経費の削減を図る</p> <p>・「共済業務・システム最適化計画」及び「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき、業務の効率化と経費の削減を図る</p> <p>・平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に基づき、業務の見直し、システムの共通化・一元化等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る</p> <p>・内部管理業務について、各府省で実</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>イ 国家公務員給与の全額振込化</p> <p>(5) アウトソーシング</p>	<p>の削減を図る。最適化計画の策定に際し、業務処理時間や経費の削減効果を数値で明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部管理業務について、各府省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定めた合理化計画を可能な限り早期に策定する。 個別府省の業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。最適化計画の策定に際し、業務処理時間や経費の削減効果を数値で明示する。 旧式(レガシー)システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。このため、最適化計画の策定に併せ、定員削減等の目標を定めた合理化計画を策定する。 <p>・ 手続の統廃合・ワンストップ化等の簡素化・合理化を推進するとともに、受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。</p> <p>・ 国家公務員給与の全額振込化を推進し、平成17年度末までに、原則として100%の実施を目指すとともに、定期的にフォローアップする。</p> <p>・ 庁舎管理等施設・設備等の管理業務、情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等についてアウトソーシング</p>	<p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-4</p> <p>方針 2ア 別紙 2-5</p>	<p>各業務・システム最適化計画」 ▲約325億円の経費削減(システム開発及び4年間の運用経費)、▲約55万日分(年間延べ)の業務処理時間短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについては、「登記情報システムの業務」(法務省)、「特許庁業務」(経済産業省)、「気象資料総合処理システムの業務」(国土交通省)、「汎用電子計算機システムの業務」(国土交通省)及び「共用電子計算機システム(つくば地区旭庁舎)の業務」(国土交通省)の最適化計画を策定。その他の業務・システムについては、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定 これらの計画に基づき、業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る(参考)すでに、一部府省において、システムの見直し等により経費の削減を実現したものの平成17年度予算における削減効果は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> 登記情報システム(法務省) ▲3,625百万円(平成18年度までの削減見込額：▲9,000百万円) 指紋業務用システム(警察庁) ▲105百万円(平成21年度までの削減見込額：▲1,684百万円) 汎用電子計算機システム(国土交通省) ▲155百万円 各府省において、申請・届出等手続のオンライン化に伴う手続の簡素化・合理化を計画的に推進 国家公務員給与の全額振込化については、各府省における給与の全額振込率が80.3%(平成16年1月)から、88.5%(同年9月)に改善 引き続き職員の協力を得つつ推進し、平成17年度末までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として100%の実施を目指す 各府省共通的に取り組みうる業務については、これまでの各府省の取組を踏まえ、着実に実施 【平成17年度予算に計上した業務委託額】 	<p>施する効率化措置や定員削減等の目標を定めた合理化計画を可能な限り早期に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る 旧式(レガシー)システムについて、最適化計画の策定に併せ、定員削減等の目標を定めた合理化計画を策定 引き続き、手続の統廃合・ワンストップ化等の簡素化・合理化を推進するとともに、組織・業務の効率化・合理化を推進 引き続き職員の協力を得つつ推進し、平成17年度末までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として100%の実施を目指す 引き続き、行政効率化推進計画に沿ってアウトソーシングを推進し、効率化を図る

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>を一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理等施設・設備等の管理業務 防衛庁1,288,971千円、総務省790,940千円、経済産業省714,163千円、法務省326,883千円 など ・庁内LAN等管理業務 財務省278,224千円、外務省262,396千円、国土交通省197,499千円、警察庁162,237千円 など ・ホームページの作成・管理業務 外務省374,078千円、文部科学省211,457千円、総務省36,891千円、宮内庁25,297千円 など ・電話交換業務 経済産業省70,446千円、厚生労働省47,691千円、文部科学省28,962千円、総務省26,173千円 など ・主要な外部委託事業の平成17年度予算における削減効果は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・宮内庁 病院会計業務 ▲1,077千円 ・防衛庁 給食業務、警備等 ▲8人 ・法務省 矯正施設における総務系業務等 ▲806,660千円 ・財務省 合同宿舎管理業務 ▲54,829千円 ▲40人 ・国土交通省 管制技術業務 ▲25人 浮標交換業務 ▲4,054千円 など 	
(6) IP電話の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・PFIについて、先進的な取組を行っている府省の実績を参考に、他の府省においても効率化に資する取組を積極的に検討する。 ・IP電話について、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、検討結果の見直しを毎年行い、順次導入を図る。 	<p>方針 2ア 別紙 2-5</p> <p>方針 2ア 別紙 2-6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・PFIについては、既に取り組を進めている警察庁、外務省等の事例を参考に、他の府省においても効率化に資する取組を積極的に検討 ・通信費の削減を図るため、すべての府省は平成16年12月までに、現行システムを引き続き利用した場合とIP電話を導入した場合のコスト比較、通信品質・災害時の緊急通信の確保等IP電話の導入についての検討を実施。平成16年度からすでに導入を開始している農林水産省や導入予定の特許庁に加え、上記検討の結果、財務省は平成17年度から、厚生労働省・環境省は平成18年度を目処にIP電話を導入することを決定。それ以外の省庁は、先行省庁の事例等を参考にするとともに、庁舎移転・設備更新の時期や技術面・費用面での動向を踏まえ、毎年、検討結果の見直し・具体化を行い、順次導入を図る —平成17年度予算における削減効果 <ul style="list-style-type: none"> 通話料金 ▲1,332千円 (財務省) 通話料金等 ▲7,000千円 (特許庁) 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、検討結果の見直し・具体化を行い、IP電話の順次導入を図る
(7) 統計調査の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・要員配置等を含め、既存の統計を抜本的に見直す一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。 ・オンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、 	<p>方針 2ア 別紙 2-7</p> <p>方針 2ア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用し易い形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進 <時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し> ・各種の調査自体の廃止、調査内容の見直しによる調査経費の 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用し易い形で国民に提供するため、行政効率化推進計画に沿って国が行う統計調査の合理化を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(8) 国民との定期的な連絡に関する効率化	<p>業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び結果提供の高度化を図る。業務・システムの最適化について、平成17年度末までのできる限り早期に策定する「業務・システムの最適化計画」を踏まえ、取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託が可能な分野について早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。民間委託になじまない事務について、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。平成16年度中に作成する「民間委託に係るガイドライン」を踏まえ、アウトソーシングを更に加速する。 ・類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。 	<p>別紙 2-7</p> <p>方針 2ア 別紙 2-7</p>	<p>削減 －平成17年度予算における削減効果 ▲92,019千円 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送調査化及び調査員調査化の推進等による統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、17年度は180人の定員を縮減(農林水産省) <p><IT化による効率化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度予算における削減効果 ▲81,865千円 (総務省、財務省、文部科学省、経済産業省の計) <p><アウトソーシング></p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送調査化及び調査員調査化の推進等による統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、17年度は180人の定員を縮減(農林水産省)【再掲】 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所や企業を対象とする「事業所・企業統計調査」(総務省所管)、「サービス業基本調査」(総務省所管)、「商業統計調査」(経済産業省所管)について、報告者負担の軽減及び調査事務の効率を図る観点から、同時一元的に実施 －平成17年度予算における削減効果 ▲14,389千円(総務省) ・類似調査の一元化等による賃金関係統計調査の見直し －38人(16年度)→ 34人(17年度)(▲4人) －平成17年度予算における削減効果 ▲54,731千円 (厚生労働省) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・国税電子申告・納税システムの全国拡大により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。 ・年金見込み額及び年金加入状況の照会について、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。平成16年度中の実施を目指し検討する。 ・年金受給者の生存状況の確認を、住民基本台帳ネットワークへの照会などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。平成18年度中の実施を目指し検討を進める。 	<p>方針 2ア 別紙 2-7</p> <p>方針 2ア 別紙 2-8</p> <p>方針 2ア 別紙 2-8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度から開始した下記の取組について、以下のとおり実施 ①恩給受給権者に対する恩給受給権調査について、毎年実施していたところ、隔年実施(総務省) －平成17年度予算における削減効果 ▲54百万円 ②国家公務員共済年金受給権者の再就職状況の確認について、年金保険者間での情報のやりとりによって行うことを可能にする(財務省) －平成17年度予算における削減効果 ▲12百万円 ③口座振替の度に発行していた国民年金保険料に係る領収済通知書について、平成16年度において年1回にまとめて発行、平成17年度において廃止(納付額証明書に、領収に関する通知事項を記載。)(厚生労働省) －平成17年度予算における削減効果 ▲5,275百万円 ・平成16年6月までに、国税電子申告・納税システム(e-T 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金見込額及び年金加入状況の照会に対するインターネットによる回答について、より使いやすいシステムとなるよう、さらなる改善を検討 ・年金受給者の確認(生存確認)について、現況届(はがき形式)の提出による確認から、住基ネット等での確認等に変更(平成18年度以降実施予定)

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(9) 出張旅費の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、最大限の利用を図る。外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用する。上記内容を周知徹底し、出張旅費の効率的な使用を図る。 	方針 2ア 別紙 2-9	<p>ax)の全国拡大を実施し、書面により行われていた手続(所得税、法人税等の申告等)をインターネット等でも行うことを可能に(財務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度予算における削減効果 ▲84百万円 年金見込額及び年金加入状況の照会について、本人への郵送による回答に加え、インターネットによる回答を可能にする(平成17年1月31日実施)。国民にとって、より使いやすいシステムとなるよう、さらなる改善を検討(厚生労働省) 年金受給者の確認(生存確認)について、現況届(はがき形式)の提出による確認から、住基ネット等での確認等に変更する(平成18年度以降実施予定。)。実施の前提として、平成17年度に、年金受給権者に係る住民票コードの突合・収録、システム開発を行うことを予定(厚生労働省) <ul style="list-style-type: none"> 出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、その最大限の利用。特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用 割引航空運賃の利用による外国出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度予算における削減効果 ▲302,983千円(全府省) テレビミーティングシステムの有効活用による出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度予算における削減効果 ▲98,944千円(法務省) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、割引制度の情報の収集に努め、最大限の利用を図る。特に外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用し、出張旅費の効率的な使用を図る
(10) 交際費等の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 交際費は、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、職務関連性を一層厳しく確認する。 福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。 	方針 2ア 別紙 2-10 方針 2ア 別紙 2-10	<ul style="list-style-type: none"> 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努めているところ 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、交際費については職務関連性を一層厳しく確認し、福利厚生については民間との均衡を考慮しつつ、適切な水準とするように努める
2 フォローアップ等 (推進官庁 : 内閣官房)	<ul style="list-style-type: none"> 各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。 各府省は、平成18年度までを行政効率化の重点期間とし、毎年概算要求までに、それぞれ、「行政効率化推進会議(仮称)」を開催し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。 各府省は、行政効率化関係省庁連絡会議に、各府省の行政効率化推進計画の見直し等を報告し、全省的な行 	方針 2イ 方針 2ウ 方針 2エ	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年1月31日に行政効率化関係省庁連絡会議を開催し、各府省より行政効率化推進計画等の取組実績について報告を受け、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省は、平成18年度概算要求までに、それぞれ、「行政効率化推進会議(仮称)」を開催し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う予定 各府省は、平成18年度予算案決定後、行政効率化推進計画等の取組実績を公表し、フォローアップを行う予定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>政効率化に結びつける。なお、各府省の行政効率化推進計画の実施状況を踏まえ、必要な場合は、推進体制の更なる強化について検討する。</p>			

Ⅲ 行財政の制度及び運営の改善・透明化

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 特別会計 (推進官庁 : 財務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別会計の見直しについて」の指摘や、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)に基づき関係府省により作成される改革案を踏まえつつ、引き続き歳出改革の推進を図る。 ・歳出の効率化・合理化を推進し、一般会計からの繰入を抑制する。その際、個々の事業内容に踏み込んだ見直しを行う。 ・各特別会計の設置目的との関連性が希薄化している事業や、国として直接事業を行う必要性が低下した事業について、その廃止・縮減・独立行政法人や民間への移管等を図る。 ・各特別会計の区分経理の必要性、会計間、勘定間の繰入の合理性について厳しく検証し、徹底した見直しを行う。 ・公共事業関係特別会計のうち、一般会計からの繰入を主要な財源とするものは、一般会計と区分経理する必要性を検討する。 ・保険事業関係特別会計について、福祉事業等の徹底した見直しを行うとともに、国が保険事業を行う必要性を検討する。 	<p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度予算においては、財政制度等審議会報告「特別会計の見直しについて—基本的考え方と具体的方策—」(平成15年11月26日)及び「特別会計の見直しについて—フォローアップ—」(平成16年11月19日)の提言等を踏まえ、以下のような一層の見直しを推進。また、具体的な提言のない特別会計についても、報告書の基本的考え方に基づき、着実な見直しを実施。 今後とも、関係府省により作成された改革案も踏まえ、歳出改革を推進 ・国有林野事業特別会計治山勘定において、民有林は一般会計で、国有林は国有林野事業特別会計で経理することを基本に勘定の統合を行うべきとの財政制度等審議会での提言を踏まえ、林政審議会において今後の治山事業の会計経理のあり方を審議し、具体的な方向をとりまとめ ・厚生保険特別会計及び国民年金特別会計において、厚生年金保険等の適切な財政運営に資するため、今後は年金保険料等を保健・福祉施設の整備に投入しないこととするとともに、施設の廃止、売却を行う独立行政法人を設置するための法案を提出したところであり、当該法人の設立後、5年を目処に保健・福祉施設の廃止・売却 ・船員保険特別会計において、厚生労働省における「船員保険制度の在り方に関する検討会」において、船員保険制度における受益と負担の当事者たる被保険者及び船舶所有者を代表する者等によって今後の船員保険制度の在り方について検討を行い、平成17年9月末頃に議論をとり

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 行政的事業関係特別会計について、各特別会計の性格に応じ、自収自弁を基本とし、一般会計からの繰入の抑制に努める。 融資・資金関係特別会計について、国が事業を行う必要性や特別会計相互の区分経理の必要性を検討する。 各特別会計における資金の流れや事務事業の内容につき、一覧性を高める形で、情報の開示を更に進める。 	<p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p> <p>方針 3(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度予算政府案の説明資料「特別会計の見直しについて」(平成16年12月)において、全特別会計の人件費・事務費等を掲載 財政制度等審議会(平成17年2月9日)において、各特別会計を通じた資金の流れについて、国民に分かり易い参考資料を公表 	<p>まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車検査登録特別会計において、平成17年度以降順次導入を図っていく予定の自動車保有関係手続のワンストップ・サービス化に伴う業務の効率化により、一般会計からの繰入れより措置されている自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費を縮減。また、ワンストップ・サービス化の普及状況を確認しつつ、業務の効率化状況を踏まえ、一般会計からの繰入の停止に向け検討 産業投資特別会計社会資本整備勘定において、NTT株式売却収入を活用した無利子融資制度は、廃止に向け、現在計画されている案件に限り措置することとし、一般会計繰入を縮減
<p>2 公会計 (推進官庁 : 財務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 省庁別連結財務書類について、試行を経て、平成18年度から「年次報告書(仮称)」として公表する。 政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。 「国の貸借対照表」(試案)の有意性、有効性、特殊法人等の連結につきさらに検討し引き続き評価・改善を重ねる。「特別会計等財務書類作成ガイドライン」による特殊法人との連結をも含めた財務書類についても、同様の評価・改善を重ねる。 特殊法人等の会計処理について、財政制度審議会において検討を行い、1年程度を目途として結論を得る。 	<p>方針 3(2)</p> <p>方針 3(2)</p> <p>大綱 I-4(1)</p> <p>大綱 I-1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年度決算分から「国の貸借対照表(試案)」を作成・公表 平成12年度決算分から特殊法人等を連結した連結貸借対照表も作成・公表 平成15年6月、「新たな特別会計財務書類の作成基準」をとりまとめ 平成11年度決算分から特別会計財務書類を作成・公表 「新たな特別会計の財務書類の作成基準」について見直しを行い、「省庁別財務書類の作成基準」の体系に組入れ 平成13年6月、「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」を取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類を、平成15年度決算分から作成・公表 政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けた検討・検証 国のストックの財務状況については、省庁別財務書類を基礎として作成する国の財務書類(仮称)により公表予定 特別会計の財務書類については省庁別財務書類の体系の中で作成・公表

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・また、特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図る。 ・外部監査を受けなければならない独立行政法人の範囲について、実施状況を見つつ、必要に応じて見直しを行う。 	大綱 I-4(2) 大綱 I-4(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度決算分から行政コスト計算財務書類を作成・公表。ほとんどの法人が監査法人の関与を受けて作成 ・特殊法人等改革により多種多様な業務・財務内容の特殊法人等が独立行政法人化されることを踏まえ、 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成15年7月、「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」を改正し、負債の総額が200億円以上の法人を監査対象に追加 ② 平成15年7月、独立行政法人の監査に関する基準について、連結財務諸表監査の基準を設定する等の改訂実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の特殊法人等改革の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し予定
3 行政立法手続 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政立法について、国民一般から意見を求める手続を法制化することとし、行政手続法検討会報告に沿ってそのための立案作業を進め、平成17年通常国会に提出する。 	方針 3(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年3月11日に、行政手続法の一部を改正する法律案を通常国会に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記法案の早期成立を期す
4 政策評価 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の質の向上を図りつつ、評価結果を各府省の予算要求等政策に反映させるとともに、府省横断的な検証に積極的に取り組むなど、政府全体としての政策評価の充実に努め、効果的・効率的な行政の推進を図る。 ・政策評価に関する情報の公表を徹底し、外部からの検証可能性を確保するなど、国民に対する説明責任の徹底を図る。 ・政策評価担当組織相互間の連携を密にし、政策評価を担当する人材の養成、政策評価部門における民間専門家の採用などによる要員の確保を図るとともに、政策評価に関する所在情報の整備、評価手法の調査研究の推進等を図る。 	方針 3(4) 方針 3(4) 大綱 I-3(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、政府全体の政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、毎年6月に国会に提出するとともに公表(政府全体として、毎年約1万1千件の政策評価を実施) ・各府省における政策評価の実施・公表時期の早期化や評価結果の予算要求等への反映状況の取りまとめ・公表など、政策評価結果の予算要求等政策への適切な反映を推進 ・財務省主計局は、予算編成に当たり、各府省が行った政策評価の結果を活用して、予算の重点化・効率化等に努めた ・総務省行政管理局は、機構・定員の審査に当たり、各府省が行った政策評価の結果の活用に努めた ・政策評価担当組織相互の連携を密にするため、政策評価各府省連絡会議等を開催して、情報交換等を行い、政策評価の質の向上を推進 ・政策評価に関する国民的議論の活性化のために「政策評価フォーラム」を平成16年度に全国3か所で開催 ・政策評価を担当する人材の養成に資するよう、平成13年度から16年度までに、各府省等の職員を対象とした「政策評価に関する統一研修」(中央研修8回、地方研修66回)を実施 ・総務省行政評価局を始めとする政策評価部門において、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)を活用して民間専門家を採用 ・政策評価に関する情報の所在に関する情報を一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能の整備を進めるとともに、政策評価制度に関する国民からの問い合わせに対応するために「政策評価情報の所在案内窓口」を平成14年8月に 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各府省及び総務省の政策評価の円滑かつ効果的な実施と政策評価の質の向上を図り、政策評価の結果の予算要求等政策への反映及び予算編成過程における活用を推進 ・予算制度改革の中で、モデル事業の事後評価や政策群の府省横断的な検証などにおいて政策評価の活用を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の施行から3年を経過することから、施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に必要な措置を講ずる。 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」を平成13年1月に決定し、公表する。これに沿って、各府省において政策評価に関する実施要領を速やかに策定、公表し、全政府的に政策評価を着実に実施する。 ・「政策評価制度の法制化に関する研究会」における検討を踏まえながら、できる限り早期に成案を得て、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 	<p>方針 3(4)</p> <p>大綱 1-3(1)</p> <p>大綱 1-3(2)</p>	<p>総務省行政評価局及び全国の都道府県にある管区行政評価局・行政評価事務所等に設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度に「諸外国における政策効果等の定量的把握の方法等に関する調査研究」を実施し、その結果を各府省に提供するなど評価手法等に関する調査研究を実施 ・総務省において各府省の政策評価の取組状況を把握するとともに、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会が、政策評価の制度や運用の見直しに向けて、平成16年12月に「政策評価制度に関する見直しの論点整理」を公表 ・「政策評価に関する標準的ガイドライン」を平成13年1月に開催した「政策評価各府省連絡会議」において決定。これに沿って、平成13年7月末までにすべての府省が「政策評価に関する実施要領」を策定し、公表 ・行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)が平成13年6月22日に成立するとともに平成14年4月1日に施行 ・行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成14年政令第49号)を平成14年3月15日に閣議決定 ・「政策評価に関する基本方針」を平成13年12月28日に閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価・独立行政法人評価委員会等の議論を踏まえ、法の施行状況に検討を加え、政策評価の改善・充実に必要な措置を講ずる予定

IV 規制改革の推進等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置		
1 規制改革の推進 (推進官庁 ：内閣府) ア 総論	<ul style="list-style-type: none"> 民間主体の「規制改革・民間開放推進会議」と閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」が緊密に連携する。 事前規制型行政から事後監視型行政への転換を図る。 規制の新設を必要最小限にするとの基本方針の下、規制の新設審査等を厳格に行う。 国の事務事業について根底から検証し、市場化テストの導入も図りつつ、民間開放を強力に推進する。 地方公共団体の業務の民間開放の阻害要因になっている国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。 	方針 4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議による「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(平成16年12月24日)」の具体的施策を最大限に尊重し、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を改定(平成17年3月25日閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議では、引き続き、規制改革・民間開放推進本部、経済財政諮問会議等とも連携しつつ、規制改革を推進 		
イ 市場化テスト	<ul style="list-style-type: none"> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」等を踏まえ、市場化テストを積極的に活用し、規制改革・民間開放を抜本的に推進する。平成17年度にモデル事業を実施し、「市場化テスト法」(仮称)も含めた制度の整備を検討する。 	方針 4(1)			<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進に関する第1次答申(平成16年12月24日)」を踏まえ、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、基本方針、実施プロセス等を規定した「市場化テストに関するガイドライン」を決定するとともに、ハローワーク関連、社会保険庁関連、行刑施設関連の3分野8事業23箇所を平成17年度に実施する市場化テストのモデル事業の対象とすることを決定 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に示す「市場化テストに関するガイドライン」を踏まえつつ、「市場化テスト」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度の整備を検討することとしている。また、平成17年度において、左記モデル事業を適切に実施し、評価
ウ 国の事務事業の民間開放	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年における取組を更に総合的に進め、国の事務事業の民間委譲、業務委託を推進する。推進に当たり、国有財産管理制度について、国の機関等に周知徹底する。 	方針 4(1)			<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、①給付、徴収業務、②公的施設等の整備・管理・運営、③統計調査、製造等、④検査・登録、資格試験等の36項目(国有財産の行政財産としての利活用や普通財産としての賃貸、売却に関する国有財産管理制度についての国の機関等への周知徹底を含む。)の民間委譲、業務委託の推進を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き国の事務・事業の民間委譲、業務委託を推進
エ 主要官製市場の改革等	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、検討を進める。規制改革・民間開放推進会議が重点検討事項として掲げる14項目について、第1次答申を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な検討を進める。 	方針 4(1)			<ul style="list-style-type: none"> 規制改革・民間開放推進会議では、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)(平成17年3月23日答申)」において、分野ごとに答申 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、主要「官製市場」の改革等について必要な検討を推進
オ 規制影響分析	<ul style="list-style-type: none"> 「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成16年度から試行されているRIA(規制影響分析)の積極的な実施を推進するとともに、評価手法が開発さ 	方針 4(1)			<ul style="list-style-type: none"> 内閣府規制改革・民間開放推進室は、各府省が平成16年度から試行的実施を行うこととされているRIAについて、参考となる実施要領を作成し各府省に送付 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省は、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されてい

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
カ その他	<p>れた時点で行政機関政策評価法の枠組みの下で早期に規制の事前評価の義務付けを図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行「規制緩和推進3か年計画(再改定)」の着実な実施を図る。平成13年度を初年度とする新たな「規制改革推進3か年計画」を平成12年度末までに策定する。 ・ 新計画の策定に当たっては、IT革命の推進など近年の社会経済情勢の変化への対応を重視するとともに、医療・福祉、雇用・労働、教育などの社会システムの活性化に資するものをはじめ、各分野の規制改革の推進に積極的に取り組むとともに、市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開を図る。 ・ 規制改革の推進に当たっては、国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地から、企業における自己責任体制を確立し、情報公開等の徹底を図る。 ・ 環境への負荷の少ない、循環型社会の形成を促進することができる社会を構築する観点からの取組を進める。 ・ 日本経済の活性化、豊かな社会の実現のため、公正かつ自由な競争を促進することとし、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等により競争政策の推進を図る。 ・ 国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成17年度を目途に完了させる。 ・ 電気通信事業における競争政策の在り方については、NTTの在り方も含め、郵政省の電気通信審議会の審 	<p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(1)</p> <p>大綱Ⅲ-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、総務省は、平成15年9月以降、計6回開催した「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」の検討結果をとりまとめ、「規制に関する政策評価の手法に関する調査研究」として、平成16年7月22日に公表 ・ 平成13年3月30日に13年度を初年度とする「規制改革推進3か年計画」を閣議決定し、着実に実施 ・ 平成14年3月29日には「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を閣議決定。改定に際して、総合規制改革会議が策定した「規制改革の推進に関する第1次答申」の指摘事項を「重点計画事項」として新たに章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み ・ 平成15年3月28日には、同計画の再改定を閣議決定した。再改定に際しては、「規制改革の推進に関する第2次答申」の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み ・ 平成16年3月19日には、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革の推進に関する第3次答申」を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成15年12月26日)を踏まえ、第3次答申の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み ・ 平成17年3月25日には、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を閣議決定。決定に際しては、「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」等を最大限に尊重する旨の閣議決定(平成16年12月28日)を踏まえ、第1次答申等の指摘事項を「重点計画事項」として章立てて列記するとともに、個別措置事項を盛り込み ・ 片仮名・文語体で表記されている民法を平仮名・口語体に改めるとともに、現代では用いられていない用語を平易なものに置き換える(いわゆる現代語化)ため、「民法の一部を改正する法律」案を第161回国会に提出し、同法律案は平成16年11月25日に可決成立(平成16年法律第147号、平成17年4月1日施行) ・ 総務省は、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」(平成14年2月19 	<p>る試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取組</p> <p>また、評価手法が開発された時点で行政機関政策評価法の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けを図るよう取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)の実施状況に関するフォローアップを行い、これを公表 ・ 総務省は、引き続き、透明性・客観性に配慮しつつ、電気通信事業分野の主要な

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>議結果等を踏まえ、法改正を含む所要の措置を講ずる。</p> <p>・新たな規制改革推進3か年計画の実施状況を監視するとともに、経済社会の構造改革の視点も含めて幅広く規制改革を推進していくため、新たな審議機関を内閣府に置くことについて検討し、平成12年度末までに具体的成案を得る。</p>	大綱 Ⅲ-(3)	<p>日)、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」(同年8月7日)、「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」中間報告(同年1月30日)及び最終報告(同年6月6日)等を踏まえ、新たな競争政策の導入に向けて第156回国会に「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、平成15年7月17日に成立、同月24日に公布、平成16年4月1日に施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、公正取引委員会と総務省は共同して、独占禁止法及び電気通信事業法の運用の透明性を高めるため、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(平成13年11月30日)を策定・公表。同指針については、平成16年4月に施行された電気通信事業法の改正等に伴う規定の修正及び独占禁止法の運用事例を踏まえた問題行為の追加等を内容とする同指針の一部改定を共同で実施(平成16年6月18日公表) ・さらに、総務省は、平成15年度の電気通信事業分野の競争状況の評価を実施し、その評価結果を平成16年6月28日に公表(平成15年度は「インターネット接続領域」、「企業内ネットワーク領域」)。また、15年度の評価結果を踏まえ、平成16年度の競争評価を実施すべく、平成16年10月に「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する基本方針」及び「電気通信事業分野の競争状況に関する平成16年度実施細目」を策定・公表。これらに基づき、平成16年度は「移動体通信」の領域を新たに加えるなどして、競争評価を実施中 ・また、公正取引委員会は、IP(インターネットプロトコル)化等の技術革新及び競争の進展によって、ADSL等のブロードバンドサービスをめぐる急速な競争状況の変化が見られる中、今後の電気通信事業分野における競争政策の的確な運営に役立てるため、ブロードバンドサービス等の競争実態に関する調査を実施し、報告書を平成16年4月27日に公表 <p>・平成16年3月31日をもって総合規制改革会議は廃止されたが、平成16年4月1日に規制改革・民間開放推進会議が発足し、官製市場の民間開放について重点を絞って調査審議</p>	<p>領域である①固定通信領域、②移動体通信領域、③インターネット接続領域、④企業内ネットワーク領域の全ての領域について、競争状況の分析・評価を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、公正取引委員会は、平成13年4月に設置した「IT・公益事業タスクフォース」を有効に活用し、独占禁止法違反に対し、効率的かつ迅速に対応 <p>・引き続き、規制改革・民間開放推進会議にて調査審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」の実施状況を監視
2 構造改革特区の推進 (推進官庁：内閣官房)	<p>・平成16年10月中旬から11月中旬までに受け付けた提案のうち、特区又は全国で実施するものを、平成17年2月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定する。</p> <p>・「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議</p>	方針 4(2) 方針 4(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・「構造改革特区の第6次提案に対する政府の対応方針」(平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部決定)において措置済 ・平成16年10月中旬から11月中旬までに受け付けた第6次提案につき、「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討を行い、新たに特区において講じることが可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・同対応方針別表1に掲げられた規制の特例措置については、4月下旬を目途に閣議決定により、構造改革特別区域基本方針別表1に追加 ・平成17年度においては2回提案募集を行うこととし、第1回目の提案募集は

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>決定)に基づき、引き続き、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を募集し、寄せられた提案を実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画が構造改革特別区域基本方針に定められた事項を満たす場合には、その数を限定せず、認定する。 ・ 導入後概ね1年を経過した規制の特例措置のうち、評価委員会で特段の問題の生じないと判断されたものは、速やかに全国展開を図る。 ・ 特区提案を実現できなかった案件についての構造的な要因等の問題点を明らかにした総点検結果を受けた取組等を行う。 	<p>方針 4(2)</p> <p>方針 4(2)</p> <p>方針 4(2)</p>	<p>規制の特例措置等につき、「構造改革特区の第6次提案に対する政府の対応方針」を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年1月に第7回認定申請受付を実施し、3月に認定を行ったが、構造改革特別区域基本方針3. に定められた認定の基準を満たす計画については、すべて認定を行ったところ ・ 平成16年下半期評価対象分について、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」(平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部)を決定し、20の規制の特例措置について全国展開を図ることを決定したところ ・ 特区提案を実現できなかった案件についての構造的な要因等問題点を明らかにした総点検結果を受けて、平成17年度以降の取組の方向性を諮問会議に報告 	<p>6月を目途に実施する。同提案募集においても、構造改革特別区域基本方針2.(1)に定められているように、地方自治体や民間事業者等から受け付けた提案については、「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度は、特区計画の認定申請受付を5月、9月及び平成18年1月を目途に実施するが、今後とも、「構造改革特別区域基本方針」3. に定める基準を満たす場合には、その数を限定することなく、認定を行う予定 ・ 同対応方針に基づき、規制所管省庁において所要の措置 ・ 平成16年度に行った総点検結果を受けた取組等を着実に実施する予定

V 電子政府・電子自治体の推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 電子政府の推進 (推進官庁：総務省)</p> <p>(1) 国民の利便性・サービスの向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施する。 	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> 手続のワンストップ化、簡素化・合理化や業務・システムの効率化・合理化など、電子政府構築計画を着実に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き着実に実施
	<ul style="list-style-type: none"> 官房長又は局長クラスを情報化推進の統括責任者に指名するとともに、「行政情報化推進各省庁連絡会議(仮称)」を設置する。 	大綱 IV-(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年3月に「行政情報化推進各省庁連絡会議」を設置。さらに、平成14年9月、これを発展改組し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」(CIO連絡会議)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> CIO連絡会議において、「電子政府構築計画」に基づき、国民の利便性・サービスの向上、情報通信技術を活用した業務改革を推進
	<ul style="list-style-type: none"> 電子政府の主要プロジェクトに関する所要経費や効果などを国民に分かりやすく明示するとともに、電子政府の進捗状況について、毎年度評価し、その結果をインターネットで公表する 	大綱 IV-(4)	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、毎年度、電子政府の主要プロジェクトの状況を公表。また、電子政府構築計画の進捗よく状況を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に報告するとともに、インターネット等で公表 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、毎年度、電子政府に係る施策を政策評価の対象とし、その結果をインターネット等で公表 毎年度、「電子政府構築計画」の進捗よく状況をインターネット等で公表
	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、年間申請件数の多い手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定め、行動計画(アクション・プラン)を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。 	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> 対象手続の選定、計画内容等を検討 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン利用促進対象手続を平成17年7月までに選定 オンライン利用促進のための行動計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、公表
	<ul style="list-style-type: none"> 申請・届出等手続について、原則、平成15年度までにオンライン化を実現するため、平成12年度内に、関係省庁において、課題の解決のための具体的スケジュールと方策を策定する。 	大綱 IV-(2)	<ul style="list-style-type: none"> 手続のオンライン化を実現する上で障害となる課題の解決とオンライン化に必要なシステムの整備を図るとともに、平成13年6月及び14年7月にアクション・プランを見直し、その結果を各府省のホームページで公表 平成15年2月から「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を施行 平成16年3月までに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%(約1万3,000件)をオンライン化 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン利用促進のための行動計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定・公表し、オンライン利用を促進
	<ul style="list-style-type: none"> 各省庁は、平成13年春から夏にかけて、現行アクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを策定する。 	大綱 IV-(2)		
	<ul style="list-style-type: none"> 手続のオンライン化に併せ、事務処理手続の電子化を推進する。 	大綱 IV-(2)		
	<ul style="list-style-type: none"> オンライン化困難なものは、ホームページに明示する。 	大綱 IV-(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、電子申請システムの24時間365日受付に向けた取組を推進 電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスの仕組みの整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスの仕組みを平成18年3月までに整備するとともに、システムの24時間365日運用を推進
	<ul style="list-style-type: none"> ノンストップサービス化、ワンストップサービス化を推進する。 	方針 IV-(2)		
	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続に関する総合窓口システムを整備し、平成13 	大綱 IV-(2)	<ul style="list-style-type: none"> e-Govに全府省の申請・届出等の行政手続関係情報を横断 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き着実に運用するとともに、利用

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>年度から運用を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入及び港湾諸手続などの特定分野のワンストップサービスの範囲の拡大を推進する。その他の分野も積極的に取り組む。 ・ 年間申請件数の多い手続等で、オンライン化未実施・一部未実施のものについて、できるだけ早期に全国的なオンラインサービスを実現する。 ・ 企業を対象とした手続は基本的にオンライン利用されるよう、周知、要請等を行う。 ・ 政府調達手続について、非公共事業関係は平成15年度末までに、公共事業関係は、国土交通省においては、平成13年度までに一部直轄事業、平成16年度までに全ての直轄事業の電子化を図る。他の公共事業関係省庁も、速やかに電子化を図る。 ・ 平成15年度から、国税の一部税目についてインターネット等による申告を可能とするなど国庫金事務の電子化を推進する。 ・ 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方を平成12年度中に取りまとめ、これに基づき、各省庁は所要の措置を講ずる。全省庁のホームページの総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。地理情報等の電子的提供を推進する。 	<p>大綱 IV-(2)</p> <p>方針 5(1)</p> <p>方針 5(1)</p> <p>大綱 IV-(2)</p> <p>大綱 IV-(2)</p> <p>大綱 IV-(2)</p>	<p>的・総合的に検索できる機能を整備し、平成13年4月から運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年1月から、フリーキーワードによる検索に加え、個人・企業、ライフイベント(結婚、就職など)で検索できるよう利便性を向上 ・ 輸出入・港湾手続については、平成15年7月から貨物の輸出入や船舶の入出港に係る行政手続のシングルウィンドウ化を実現 ・ 自動車保有関係手続については、平成15年度の試験運用の結果を踏まえ、システムの改良を行うとともに、地域等の対象範囲を拡大して8都府県で試験運用を実施 ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく少量新規化学物質に関する届出(厚生労働省、経済産業省及び環境省共管)について、平成13年度から、オンラインによる場合、経済産業省に届け出れば有効となるワンストップサービスを開始 ・ 平成17年3月末までに商業・法人登記のオンライン申請を55登記所に拡大 ・ 平成17年3月22日から不動産登記のオンライン申請を1登記所で開始 ・ 一部府省で関係団体等に対する説明会等を実施し、オンライン利用を要請 ・ 非公共事業関係については、全府省において平成15年度末までに電子入札システムを導入 ・ 公共事業関係についても、国土交通省において平成13年10月から一部の直轄事業で電子入札システムを導入し、平成15年度末までに関係府省で対応 ・ 平成13年12月から国税還付金の振込手続を電子化 ・ 歳出金の振込の電子化については、平成15年4月から官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)と日本銀行をオンラインにより接続し、支払情報を電子化 ・ 平成16年1月から、各種行政手数料など国の歳入金等を電子納付できるよう措置 ・ 所得税、法人税等国税の電子申告・納税について、平成16年6月から全国でサービス開始 ・ 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を平成13年3月に策定(平成16年11月改定)。これに沿って、各府省において、アクセシビリティを考慮しつつ、ホームページによる提供情報の充実等を推進 ・ 総務省において、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)を平 	<p>者の意見・要望を踏まえ、必要な改善を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出入・港湾手続について、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新たなシステムを構築するため、業務・システムに係る最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定 ・ 自動車保有関係手続について、平成17年12月から新車の新規登録(型式指定車)のワンストップサービスを開始 ・ 登記申請のオンライン対象登記所を引き続き拡大するなど、全国的なオンラインサービスの早期実現に向けた取組を推進 ・ 各府省において、HPによる周知や関係団体等を通じた要請を実施 ・ 総務省及び各府省等は、政府調達における契約の電子化を推進 ・ 平成17年4月から酒税申告、印紙税申告のオンライン化を実施 ・ 引き続き行政情報のインターネット等による提供の充実等を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」に基づき、提供する情報内容を充実するとともに、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供等を推進する。 行政機関内の各種情報について、積極的にデータベース化を行うとともに、原則、国民、企業へのオープン化を図る。各省庁は、行政文書ファイル管理システムを平成12年度中に整備し、総務省は、各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等の施行状況等の検討を行い、平成17年3月を目途に結論を得て速やかに措置を講ずる。反復継続的に開示請求が見込まれるものは、積極的に電子的提供を図る。 指定法人の情報公開の在り方の検討を行う。 「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」に沿って立案作業を進め、所要の法律案を次期通常国会に提出する。 その際、情報提供制度について、法人の組織、業務、財務に関する基礎的情報、評価・監査等の提供すべき情報の内容をできる限り明確にした制度とする。 身近な場所に端末機等を配備して行政手続の電子的サービスを提供したり、機器、システム、ソフトの改善を進める。 	<p>方針 5⁽¹⁾</p> <p>大綱 IV-(3)</p> <p>方針 5⁽¹⁾</p> <p>大綱 I-5(3)</p> <p>大綱 I-1(3)</p> <p>大綱 IV-(4)</p>	<p>平成13年4月から運用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省において、統計データ・ポータルサイトを構築し、平成16年1月から運用開始 「GISアクションプログラム2002-2005」に基づき、地理情報の所在情報が一元的に検索できる地理情報クリアリングハウスを運用するなど、各府省において、地理情報の電子的提供を推進 各府省において、法令、通達、白書、統計情報等のデータベース化を進め、ホームページで提供するとともに、e-Govにおいて、国民等が各種データベースに容易にアクセスできるよう措置 各府省の行政文書ファイル管理簿を一元的・横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成13年4月から運用開始 平成16年4月より「情報公開法の制度運営に関する検討会」を立ち上げ、有識者による専門的な検討を実施し、平成17年3月末に検討の結論を得たところ 「指定法人等の情報公開の在り方に関する研究会」において、理論的課題等の解決に資するための検討等を実施 平成16年4月より立ち上げた「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、指定法人の情報公開も含め検討を実施 「独立行政法人等情報公開法案」を平成13年3月、第151回通常国会に提出。同年11月、第153回臨時国会にて成立。なお、提供するものとされている情報の内容については、同法第22条及び政令で規定 各府省において、各種行政情報の閲覧等が可能な端末機器を、地方支分部局、空港ターミナル等に設置。これら端末機器は、タッチパネル方式の採用等により使いやすさにも配慮 総務省において、高齢者・障害者等にも使いやすいホームページの普及に向け、ホームページの問題点を点検するシステムの開発等を行ったほか、高齢者・障害者向けの通信・放送サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援を実施 経済産業省においても、高齢者・障害者が使いやすい情報通信機器・システムの開発・普及の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、既存のデータベースのデータ内容の充実・拡充を図るとともに、各種情報についてのデータベース化、オープン化を推進 平成17年3月末の検討の結論を踏まえて必要な措置 すべての国民が等しく情報通信技術の利便性を享受できるようにするため、誰もが使いやすい機器の改善等情報通信技術の利用環境の整備を引き続き推進 ホームページのアクセシビリティ対応を順次実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(2) 業務・システムの最適化(効率化・合理化)	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、可能な限り早期に最適化を実施し、業務処理時間や経費の削減などの効果を上げる。 人事・給与等の各業務について、情報システムの統一化等を図るとともに、積極的に外部委託を図る。旧式(レガシー)システムについて、システム構成、調達方法等の見直し等により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。 	方針 5 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 最適化計画の策定対象77分野の業務・システムのうち、12分野について最適化計画を策定 人事・給与等業務については平成16年2月に、共済業務については平成16年7月に、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については平成16年9月に、それぞれCIO連絡会議で最適化計画を策定 各最適化計画に基づき、システムの一元化・共通化、外部委託などを推進 旧式(レガシー)システム(36システム)については、関係府省において、平成15年7月に「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」を策定し、同計画に基づき、刷新可能性調査、業務・システムの見直し方針の策定など必要な見直しを実施 平成16年度末までに36のレガシーシステムで刷新可能性調査を実施 レガシーシステムのうち、「気象資料総合処理システム」については平成16年9月に、「特許事務システム」については平成16年10月に、「登記情報システム」については平成16年11月に、それぞれ最適化計画を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 残る65分野の最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、策定した計画に基づき、各業務・システムをできる限り早期に最適化 人事・給与等の各業務について、各最適化計画に沿って、情報システムの統一化、外部委託等により最適化を実施 人事・給与等業務については、平成19年度末までに各府省において標準システムを導入 共済業務については、共済組合が共同で平成18年度末までに共済組合事務システムを開発し、人事・給与関係業務情報システムの導入時期を勘案し、平成20年度を目処に共済組合事務システムを導入 レガシーシステムについては、「レガシーシステム見直しのための行動計画」に基づき、引き続き必要な見直しを実施し、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定
	<ul style="list-style-type: none"> CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を平成17年度中に策定する。各府省(府省共通及び一部関係府省業務・システムは担当府省)は、これらに沿って、最適化の実施・評価を行う。 	方針 5 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 総務省において、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を平成17年度中に策定 各府省において上記指針に沿って最適化を実施・評価
	<ul style="list-style-type: none"> CIO連絡会議の下、総務省が、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。制度官庁は、最適化計画やその実施状況等を予算や組織・定員管理等に活用する。 	方針 5 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 総務省において、18分野の最適化計画について必要な調整を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今後策定される最適化計画について、引き続き必要な調整を実施 各府省における最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況をモニタリング 制度官庁において、最適化計画やその実施状況等を予算や組織・定員管理等に活用
	<ul style="list-style-type: none"> 所管府省は、国の取組に準じて、主要業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を独立行政法人の中期目標に盛り込む等の措置を講ずる。 	方針 5 ⁽¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> 所管府省において、独立行政法人の中期目標に最適化計画の策定を盛り込む等の措置を一部実施 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の中期目標の設定、変更時に、主要業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を盛り込む等の措置を実施
	<ul style="list-style-type: none"> 内部事務の過半について、平成14年度までにペーパー 	大綱 IV-(3)	<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、実施計画に沿って行政事務のペーパーレス化 	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>レス化の実現を図る。制度官庁等は、平成14年度までに講ずべき措置について結論を得て、平成15年度末までに実施に移す。人事院、会計検査院に関連するものも、積極的な対応を要請する。</p> <p>・「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」に沿って、積極的に外注を推進する。</p>	大綱 IV-(4)	<p>(電子化)を推進し、取組の最終年度である平成14年度には、各府省共通でペーパーレス化すべき57事務の約95%(国会関係情報、庁舎管理事務連絡、会議開催通知等)をペーパーレス化(一部電子化を含む。)</p> <p>・人事院及び会計検査院においても各府省と同様の取組を実施</p> <p>・「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」に基づき、システム化に関する調査分析、設計・開発、運用管理、監査等についての外部委託を実施するなど、各府省において外注の取組を推進</p>	<p>・各府省において、引き続き情報システム関係業務の外注を推進</p>
<p>2 電子自治体の推進 (推進官庁：総務省)</p>	<p>・主要な申請・届出等手続についてのオンライン化を推進するために引き続き必要な支援を行う等、行政手続のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。</p> <p>・電子自治体業務の標準化・共同化など業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用の「共同アウトソーシング」を推進する。各地方公共団体は共同アウトソーシングの推進等による効率的な電子自治体の構築を推進する。</p> <p>・地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークの平成15年度までの構築を要請する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。</p> <p>・平成12年度に地方公共団体の組織認証システムの検討を行い、平成15年度までの構築を要請する。</p> <p>・地方公共団体による個人認証システムについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向けた検討を行う。</p> <p>・国は、地方公共団体が処理する申請・届出等のオンラインによる実施を可能とするため、環境整備を推進する。自治事務等のオンライン化は、政府の取組方針を平成12年内に策定する。</p>	<p>方針 5(2)</p> <p>方針 5(2)</p> <p>大綱 IV-(59)</p> <p>大綱 IV-(5)</p> <p>大綱 IV-(5)</p> <p>大綱 IV-(5)</p>	<p>・汎用システムの基本仕様(「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(第二版)」)を策定し、地方公共団体に提示</p> <p>・また、申請・届出、入札、歳入、地方税の申告手続等の電子化の推進等について地方財政措置を実施</p> <p>・共同処理センターにおいて活用する電子申請等の各種アプリケーションを開発</p> <p>・共同処理センターの設置に対する地方財政措置(地域活性化事業債を活用したスキーム)を新設</p> <p>・平成14年度より霞が関WANと総合行政ネットワーク(LGWAN)の接続を開始</p> <p>・平成15年度末に全ての地方公共団体が総合行政ネットワークに参加</p> <p>・平成17年3月17日現在における組織認証基盤の構築状況は以下のとおり 都道府県：47団体(100%) 市区町村：1,409団体(52.0%)</p> <p>・平成16年1月29日よりサービス開始</p> <p>・平成12年度に申請・届出等のオンラインによる実施を可能とするアクション・プランを策定</p> <p>・各府省において、申請・届出等手続以外の手続についても対象とする新たなアクション・プランを平成14年7月に策定</p>	<p>・適宜必要に応じて支援を実施</p> <p>・引き続き各種アプリケーション開発を実施するとともに、当該アプリケーションの地方公共団体への提供等を実施することにより共同アウトソーシングを推進</p> <p>・今後も可能な限り早期に市町村における構築を実現するよう、要請していく予定</p> <p>・各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始するとともに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進</p> <p>・必要に応じて地方公共団体における申請・手続等のオンライン化に関する支援を実施</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>3 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進 (推進官庁：総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始するとともに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進する。 住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。また、住民基本台帳カードの多目的利用を促進し、普及に努める。 国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークは、原則霞が関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用し、国・地方を通じた行政情報の共有化、業務の効率化を推進する。 	<p>方針⁵⁽³⁾</p> <p>方針⁵⁽³⁾</p> <p>方針⁵⁽³⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各府省の電子申請システムについては、公的個人認証サービスに一部対応 公的個人認証サービスの運営に関する経費について地方財政措置を実施 国の行政機関に対して、住基ネット利用の働きかけを行い、都道府県条例による住基ネット利用の促進のため、検討会を開催。また、全市区町村を対象にした住基カード多目的利用検討のための研修を通じて、住基カードの普及・促進を図っているところ 「電子行政推進国・地方公共団体協議会」において各府省が個別に地方公共団体と接続し活用しているネットワークの実態について調査(「府省ネットワーク調査」)を実施し、国・地方を通じた業務の効率化について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末までに電子政府の総合窓口(e-Gov)に整備する電子申請の窓口など、公的個人認証サービスへの必要な対応を推進 地方公共団体に対しては、引き続き地方財政措置による支援を実施 国の行政機関に対して、引き続き住基ネット利用の働きかけを行うとともに、都道府県条例による住基ネット利用についての事例を広く周知するなど利用を促進。さらに住民基本台帳カードの利活用手法等の調査研究を行うなど、住基カードの多目的利用を促進 左記協議会の検討も踏まえつつ、各府省において平成17年度末までのできる限り早期に府省内ネットワークの最適化計画を策定 国・地方連携システム事業におけるシステム開発等を通じた行政情報の共有化、業務の効率化を推進
<p>4 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進 (推進官庁：内閣官房総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、情報セキュリティに関する政府の基本方針を明確に示すこととし、各府省庁の情報セキュリティの水準の斉一的な引き上げを図り、行政事務の円滑かつ適正な遂行に努める。 各省庁が平成12年中に策定する情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を進める。 電子政府の基盤法制である行政機関個人情報保護法等の適切かつ厳格な運用を行う。このため、各行政機関は、保有個人情報の適切な管理に関する規程等を整備 	<p>方針⁵⁽⁴⁾</p> <p>大綱^{IV-(4)}</p> <p>方針⁵⁽⁴⁾</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年7月26日の情報セキュリティ対策推進会議幹事会において「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準の策定に係る基本方針について」を策定し、内閣官房情報セキュリティ対策推進室において右安全基準の策定作業を進捗 平成12年7月に決定された「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に各省庁は各省庁ごとの情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を実施 同ガイドラインは平成14年11月に一部改定され、各省庁もこれにあわせて情報セキュリティポリシーの改定を実施 同ポリシーは、各府省庁に対し情報セキュリティに関する意識を定着させ、各府省庁の情報セキュリティ水準の向上に寄与 各行政機関及び各独立行政法人等においては、平成17年4月1日の法の施行に向けて、保有個人情報の適切な管理に関する規程等の整備や職員への教育研修などの所要の措置を講じている 	<ul style="list-style-type: none"> 「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」の策定作業の実施 同ポリシーは、各府省庁に対し情報セキュリティに関する意識を定着させ、各府省庁の情報セキュリティ水準の向上に寄与させたという点では、一定の成果を得たと思料 今後については、「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、各府省庁の情報セキュリティの水準の斉一的な引き上げを図り、行政事務の円滑かつ適正な遂行に努力 各行政機関及び各独立行政法人等は、保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるなど、法を適切かつ厳格に

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>するなど必要な措置を講ずる。各独立行政法人等も、同様に取り組む。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用の確保を図る。</p>		<p>ところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、法の適正な運用を確保するため、行政機関に対して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に当たって(通知)」の発出等を実施 	<p>運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、法の施行状況について報告を求める等により、法の適正な運用を確保

VI 公務員

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 公務員制度改革の推進 (推進官庁 : 内閣官房、 総務省)</p> <p>(1) 総論</p> <p>(2) 適切な退職管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案(能力・実績主義の人事管理、再就職管理の適正化(行為規制を含む)、中央人事行政機関に関する規定の整理等)の提出を検討する。 現行制度下における改革の推進を図る観点から、実施体制を整備する。 特殊法人等に役員定年制を設け、また、国との関係及び法人に従事する公務員の身分関係の整理を含め、これらの法人への役員出向制度の創設等適正化のための措置を講ずる。 公務員の海外研修直後の退職に関する規制措置を講ずる。長期勤続者が過度に有利となる退職手当制度を改め、あるいは官民の年金制度の相違を解消することを検討する。 早期退職慣行の是正を計画的に推進する。能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずる。 独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守する。独立行政法人及び特殊法人について、選任手続を適切に行う。認可法人について、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員の就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告する。国と特に密接な関 	<p>方針 6(1)</p> <p>大綱 1-2 (1)(2)(5)</p> <p>方針 6(1)</p> <p>大綱 1-2(2)</p> <p>大綱 1-2(2)</p> <p>方針 6(1)</p> <p>方針 6(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公務員制度改革については、平成13年1月6日に内閣官房に設置された行政改革推進事務局において、「行政改革大綱」に基づき検討を進め、同年12月25日に「公務員制度改革大綱」を閣議決定。「公務員制度改革大綱」の趣旨を踏まえ、「今後の公務員制度改革の取組について」(平成16年6月9日与党申入れ)を受けて、公務員制度改革の検討を行い、「今後の行政改革の方針」において、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討 現行制度下において、改革を着実に進める観点から適切な退職管理、評価の試行、公務部門の人材の確保・人材の活性化に重点的に取り組んでいくに当たり、その実施体制の整備を検討 公務員の再就職に関し、「公務員制度改革大綱」等に基づき、各府省の退職者の再就職状況全般、独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況及び公益法人の役員に関する措置の推進状況の調査結果について毎年1回公表 特殊法人等への役員出向を具体化する措置の一環として、平成15年に国家公務員退職手当法を改正し、在職期間を通算できるよう措置 早期退職慣行の是正については、平成14年12月の閣僚懇談会申合せにも基づき、各府省のI種幹部職員の勤奨退職年齢を、15年度から5年間で段階的に引き上げ、20年度には原則として3歳以上高くすることを目標として、取組み 独立行政法人及び特殊法人について引き続き選任手続を適切に行うことに加え、平成17年4月1日以降、離職後2年以内の課長相当職以上の職員が認可法人及び国と特に密接な関係を持つ公益法人の常勤役員へ就任する際に内閣官房長官に報告(公益法人については総務省を経由)することとしたところ 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい人事制度の構築に向けて制度設計の具体化と関係者間の調整を更に推進 具体的な実施体制の整備の内容について検討 留学派遣者が復帰後早期に退職する問題に対処するため、早期退職の場合の留学派遣費の償還等について、関係機関における取組も踏まえつつ、検討。また、国家公務員の退職手当制度については、「公務員制度改革大綱」において、新たな任用・給与制度の具体的な内容を踏まえて見直しを行うこととされていることから、これらの動きも踏まえつつ見直しについて検討 早期退職慣行の是正を引き続き計画的に推進。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、複線型人事管理や広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策について検討 内閣官房長官への報告内容等について、毎年1回、取りまとめ公表

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>(3) 人事評価</p> <p>(4) 公務部門の人材の確保・人材の活性化等</p>	<p>係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守する。離職後2年以内の常勤役員への就任に際し、所管府省にあらかじめ報告するよう指導する。各府省は、報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度中に本府省を対象とした評価の試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。 採用区分・試験区分に基づく硬直的な人材登用を改めるとともに、女性の積極的登用、中途採用及び社会奉仕活動を評価するなど、多様な人材の確保を可能とする。 外部から一定数以上の任用を積極的に進めるとともに、司法改革と連動しつつ、隣接領域との人材の流動性を確保するための改革を行う。大臣スタッフを当該行政機関外(他省、民間)からも登用する。 公務部門における多様で有為な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。 	<p>方針 6(1)</p> <p>大綱 1-2 (1)(3)</p> <p>大綱 1-2(4)</p> <p>方針 6(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度中の本府省を対象とした試行の着手に向け、関係省庁の担当者間で会議を開催するなど関係者間の調整を進めているところ 人事交流については、平成16年2月20日の閣僚懇談会において、内閣総理大臣から各閣僚に対し、今後3年間で各府省の幹部の1割を目途に府省間の人事交流を積極的に行い、特に16年度は府省にまたがる内閣の重要政策課題を担うポストについて、各府省の局長・審議官クラスを含めて人事交流を進めること、併せて、特に若手職員について、官民交流を一層進めることを指示したところ。これによって、平成16年夏の人事異動期において、内閣の重要政策課題等に係る幹部ポストで新たに40ポストの府省間の人事交流が行われたところ。また、幹部ポストの交流に併せた若手職員の交流も同程度行われたところ(平成16年6月25日に内閣官房長官から公表) 「今後の行政改革の方針」に基づき、当面、現行制度の下において、人材確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進 	<ul style="list-style-type: none"> 公務部門の多様な職場や職種に対応した新たな評価手法を開発し、定着させていく観点から、関係者間で十分に調整しつつ、平成17年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を推進 公務部門における多様で有為な人材の確保、計画的な能力開発や人事交流について、各府省等と連携を図りながら、これらの推進方策について検討
<p>2 地域における国家公務員給与の在り方の見直し (推進官庁：総務省)</p>	<p>地域における官民の給与較差を踏まえ、人事院が行う具体的措置の取りまとめの内容を踏まえ、政府として取扱方針を決定する。</p>	<p>方針 6(2)</p>	<p>地域における国家公務員給与の在り方の見直しの第一弾として、寒冷地手当制度の抜本的見直し(支給対象職員数の約半数を対象外、支給額を約4割引下げ等)を平成16年度から実施(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号))</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域における国家公務員給与の在り方の見直しなど給与構造の基本的見直しについて、人事院において具体化に向けて検討中 人事院が行う取りまとめの内容を踏まえ、政府として速やかに検討し、取扱方針を決定

Ⅶ 公益法人

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 公益法人制度の抜本的改革 (推進官庁：内閣官房)	・ 現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設。また、主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。	方針 7 別紙3	・ 「公益法人制度改革に関する有識者会議」の報告を踏まえ、平成16年12月「今後の行政改革の方針」の中で、「公益法人制度改革の基本的枠組み」について閣議決定	・ 「公益法人制度改革の基本的枠組み」に基づき、更に具体的な検討を進め、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出する予定
2 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革 (推進官庁：内閣官房) (1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し (2) 財政負担の縮減・合理化	<p>・ 国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国又は独立行政法人への事務移管等所要の措置を講じ、これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。</p> <p>・ 国からの公益法人への補助金等については、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進める。</p> <p>・ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、補助金等を他の法人等の第三者に分配・交付するもの、補助金等が法人の年間収入の大部分を占めるもの及び役員報酬に対する国の助成を行っているものについて必要な措置を講じる。</p>	<p>大綱 I-5(1)</p> <p>大綱 I-5(2)</p> <p>大綱 I-5(2)</p>	<p>・ 「行政改革大綱」に基づき、平成14年3月29日に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(以下「実施計画」という。)を閣議決定</p> <p>・ 委託等に係る事務・事業について、「実施計画」において措置を講ずることとした83制度のうち、68制度が必要な措置を講じたものとして措置済(全体の81.9%)</p> <p>・ 推薦等に係る事務・事業について、112制度(うち「実施計画」において措置を講ずることとしたもの107制度、平成14年度に対象となり未措置であるもの5制度)のうち、75制度が必要な措置を講じたものとして措置済(全体の67.0%)</p> <p>・ 「実施計画」において「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」を講ずることとし、実施計画の対象事項に対する措置について、362件(うち実施計画で措置を講ずることとしたもの332件、平成14年度決算において新たに措置を講ずることとしたもの29件、13年度決算において対象となり未措置であったもの1件)のうち、すべての事項について必要な措置が講じられているものは308件(全体の85.1%)</p> <p>・ また、公益法人向けの補助金等全般に対する措置について、対象となる全950法人のうち、すべての事項について必要な措置が講じられている法人は726法人(全体の76.4%)</p> <p>・ 行政改革大綱に基づき、平成14年3月29日に「実施計画」を閣議決定</p> <p>・ 補助金等の見直しについて、362件(うち「実施計画」において措置を講ずることとしたもの332件、平成14年度決算において新たに措置を講ずることとしたもの29件、13年度決算において対象となり未措置であったもの1件)のうち、263件が必要な措置を講じたものとして措置済(全体から例外事項(65件)を除いた88.6%)</p>	<p>・ 「実施計画」による措置は、平成17年度末までの集中改革期間内に、各府省が責任をもって実施</p> <p>・ 「実施計画」による措置は、平成17年度末までの集中改革期間内に、各府省が責任をもって実施</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(3) 措置期限	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定し、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行する。 	大綱 I-5(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政改革大綱」に基づき、行政改革推進事務局が中心となって関係府省と必要な検討・調整を行い、平成14年3月29日に「実施計画」を閣議決定 ・「実施計画」に基づき、各府省において実施。また、内閣官房は、必要に応じて調整の任に当たり、総務省は、関係府省の協力を得て、「実施計画」のフォローアップを行っているところ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施計画」による措置は、平成17年度末までの集中改革期間内に、各府省が責任をもって実施
3 経過措置等 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・改革が実行されるまでの間は、『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について(平成8年9月20日閣議決定)の規定の徹底を図る。 ・役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。 ・経営情報の公開については、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、公益法人会計基準の改善策の検討を行う。 	大綱 I-5(3) 大綱 I-5(3) 大綱 I-5(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・各所管官庁において左記基準の徹底を指導 ・左記基準の遵守状況等を内容とする「公益法人に関する年次報告」を平成16年7月30日に公表 ・平成13年2月、少なくとも3年に1回の立入検査を実施することと等を内容とする指導監督体制の充実強化についての関係省庁申合せを行い、平成16年6月15日には平成15年度の国所管法人の立入検査の実施状況を公表 ・平成13年12月の「公務員制度改革大綱」の閣議決定において、補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開すること、国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金が国家公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導することを盛り込み ・上記閣議決定を踏まえ、平成14年3月に具体的取組事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせ、平成15年度の推進状況については平成16年3月末に公表するとともに「平成16年度公益法人に関する年次報告」に掲載 <p><委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年8月のインターネットの活用によるディスクロージャーの充実についての政府申合せを踏まえ、法人の業務・財務資料をインターネットで公開 ・平成14年3月の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の閣議決定を踏まえ、事務・事業の委託や補助金等の交付に際しては、行政と法人の双方に対し、徹底的かつ効果的なディスクロージャーの措置 <p><外部からの業績評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年2月の指導監督の充実強化の関係省庁申合せに基づき、一定規模以上の法人への外部監査を要請 <p><公益法人会計基準の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公益法人会計基準検討会」の報告書を踏まえ、平成16年10月、企業会計手法の大幅な導入、受託責任の明確化等を内容とする新公益法人会計基準の政府申合せを決定。さらに、平成17年3月には細目的事項等についても関係省庁で申合せの措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各所管官庁において立入検査の着実な実施等を通じて指導監督を徹底 ・左記基準の実施状況等について毎年度の「公益法人に関する年次報告」で公表 ・引き続き各所管官庁において「公務員制度改革大綱」及び「公務員制度改革大綱に基づく措置について」に沿った措置が講じられるよう指導監督を徹底 ・上記の取組状況等について毎年度の「公益法人に関する年次報告」で公表 <p><委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容の公開></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各所管官庁において左記閣議決定、関係省庁申合せの取組を着実に実施 <p><公益法人会計基準の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁申合せを踏まえ、これに伴い必要となる指導監督基準の運用指針の改正等の必要な措置を実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
4 地方公益法人に係る措置 (推進官庁：総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行う。 	大綱 I-5(3)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行う

Ⅷ 地方分権

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 市町村合併の推進 (推進官庁：総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 ・市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。 ・地方制度調査会の答申(平成12年10月25日)及び地方分権推進委員会の意見(平成12年11月27日)を踏まえ、住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。 ・与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえ、以下のとおり、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。 (ア) 現行合併特例法律の経過措置規定の適用期限内にできる限り市町村合併を進めるよう強力に推進する。 (イ) 現行合併特例法が失効する平成17年4月以降においては、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づく措置を有効に活用し、引き続き市町村合併を強力に推進する。 	<p>大綱Ⅱ-(1) 大綱Ⅱ-(1) 大綱Ⅱ-(1) 方針8(1)</p>	<p><推進体制の整備・気運の醸成等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の施策に関する関係省庁の連携を図るため、内閣に総務大臣を本部長、内閣官房副長官及び総務副大臣を副本部長、他の全ての副大臣を本部員とする「市町村合併支援本部」を設置(平成13年3月27日閣議決定)。平成13年8月30日には、各府省の合併に取り組む市町村に対する支援策を「市町村合併支援プラン」として政府全体で取りまとめ、さらに、平成14年8月30日には支援項目を追加 ・国民に対する啓発広報のため、毎年度「市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム」を全国で実施したほか、政府広報等を積極的に活用 <p><行財政支援措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併推進のための財政支援策として、従来行ってきた合併後の市町村事業に対する合併特例債や、合併準備経費、合併移行経費など市町村合併の取組みに必要な特別交付税、都道府県が市町村合併を支援するための特別交付税、合併直後の臨時的経費に対する普通交付税(合併補正)等の措置に加え、平成12年度より国費による措置として、法定協議会を構成する市町村に対する合併準備補助金、合併後の市町村に対し補助する合併市町村補助金の交付、平成14年度より合併前の市町村事業、合併前・後の都道府県事業に対する合併推進債の措置等、支援措置を充実 ・平成14年3月31日に、合併協議会設置についての住民投票の実施の請求等の住民発議制度を拡充するとともに、住民投票制度を導入 ・平成16年には、市町村の合併の特例に関する法律(以下「市町村合併特例法」という。)の期限内にできる限り多くの合併が実現されるよう、いわゆる合併三法(市町村合併特例法(一部改正)、地方自治法(一部改正)、合併新法)を制定。平成17年3月31日までに合併申請をし、平成18年3月31日までに合併をした市町村については市町村合併特例法の適用対象とする市町村合併特例法の経過措置を規定。また、市町村合併特例法の期限後も引き続き市町村合併を推進するため、平成17年度以降の合併推進の方策等について定めた合併新法を制定。さらに、住民自治を推進する観点から、地域自治区・合併特例区の制度を創設 <p><現状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・このような措置を行ってきた結果、平成12年12月の行革大綱策定時に3,229であった市町村数は、平成17年3月22日現在で2,596まで減少しており、また、平成18年3月31日には2,000未満となるが見込まれている等、市町村合併の取組は急速に進展 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併特例法の期限後も、引き続き合併新法に基づき市町村合併を推進 ・合併新法に基づき、市町村合併推進の基本指針を策定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>2 地方行革の推進全般 (推進官庁：総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自主的・主体的な行政改革が推進されるよう、引き続き地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の先進的な取組事例についての紹介に努める。また、地方公共団体の行政評価への取組を促進する。 社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、以下の事項をはじめとする行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定する。 (ア) 地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等 (イ) 民間活力を最大限活用した民間委託等の推進 (ロ) 指定管理者制度の積極的活用 (ハ) 第三セクターの抜本的な見直し (ニ) 地方公営企業の経営健全化等の推進 (ホ) 電子自治体の推進 (ヘ) 行政評価制度の効果的・積極的な活用 (コ) 公正の確保と透明性の向上 人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況、財務状況などについて、住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成17年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。 地方公共団体の効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力に応える地方交付税の算定を実施する。 地方公共団体の行政改革を阻害する要因となる国の制度・施策については、不断の見直しを行うものとする。 	<p>大綱Ⅱ-(5)</p> <p>方針8(2)</p> <p>方針8(2)</p> <p>方針8(2)</p> <p>方針8(2)</p> <p>方針8(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度は、平成16年4月20日付け「平成16年度地方財政の運営について」、平成17年1月19日付け「財政課長内かん」の各通知や、全国都道府県総務部長会議、全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議等の各種会議の場において、簡素で効率的な地方行政体制の確立のため、行政改革の一層の推進に努めるよう全国の地方公共団体に対して要請 また、地方公共団体の行政改革に係る取組状況については、総務省ホームページ等により、都道府県・政令指定都市・中核市・特例市の各団体の行政改革の主な取組事例や各団体の行革関連ページへのリンク、地方行革に関連する各種資料等の情報等を含め広く情報提供を実施 特に、民間委託等については、その実施状況や代表事例等を調査・公表するとともに、平成16年3月に、民間委託等の実施率や事例・効果等を示しながら改めて地方公共団体に対し民間委託等推進の観点から事務事業の総点検を要請し、地方公共団体に対し、地域の实情に応じた積極的かつ計画的な民間委託等の推進を要請 行政評価については、平成16年12月には、地方公共団体の行政評価の取組状況の調査結果を公表し、全国の地方公共団体に対しその結果を情報提供 平成17年3月には、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)を踏まえ、地方公務員の給与の適正化の強力な推進等をはじめとする新たな地方行革指針を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年3月に策定した新しい地方行革指針に基づき、地方公共団体における行政改革の一層の推進を地方公共団体に対し要請 また、地方行革における優良事例について幅広く周知するとともに、個々の団体の行革取組状況について、住民等に対し他の団体と比較可能な形での公表など住民等にわかりやすい形での公表を一層推進 特に、民間委託等については、引き続き、地方公共団体に対し、地域の实情に応じた積極的かつ計画的な民間委託等の推進を要請 行政評価については、引き続き、地方公共団体の行政評価の取組状況を調査し、その結果について公表するとともに、地方公共団体に対し情報提供を実施。また、行政評価の導入推進やより効果的な活用について地方公共団体に対し必要な助言を実施 地方公共団体の効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力に応える地方交付税の算定を実施
<p>3 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保 (推進官庁：総務省、財務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ、地方分権推進委員会における審議も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 「地方分権推進計画」及び「第2次地方分権推進計画」の着実な実施とそのフォローアップを図りつつ、国と地方の役割分担に応じた国庫補助負担金の整理合 	<p>大綱Ⅱ-(2)</p> <p>大綱Ⅱ-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年3月1日に第28次地方制度調査会が発足し、「道州制のあり方」「大都市制度のあり方」などの審議項目について、議論しているところ 平成16年5月19日に合併関連3法が成立し、現行合併特例法に経過措置を講じるとともに、合併新法を制定し、引き続き市町村合併を推進。また、都道府県の自主的合併手続等の整備、地域自治区制度の創設等を内容とした地方自治法の改正を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方にできることは地方に」との原則に基づき、引き続き、地方分権を推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>理化、国の事務事業の移譲、直轄事業負担金の見直しを含めた改善、暫定的な法定受託事務の整理等、地方分権の本格的推進に向けた国と地方の役割分担の見直しを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権推進委員会の意見を踏まえ、法令において権利義務規制に係る事項に関し地方公共団体の規則等に委任しているものについて、原則として条例に委任することを内容とする関係法律の改正を一括法案として次期通常国会に提出すべく準備を進める。 地方の歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要からの、地方公共団体の安定的な財政基盤の確立に資する、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築を推進する。 地方税財源の充実確保については、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充することを基本とする。 また、これに当たっては、国の財政・税制と深く関わるものであることから、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要である。 国と地方の役割分担を踏まえつつ、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国と地方の税源配分のあり方についての検討は、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として取り組む。 	<p>大綱 Ⅱ-(2)</p> <p>大綱 Ⅱ-(2)</p> <p>大綱 Ⅱ-(2)</p> <p>大綱 Ⅱ-(2)</p> <p>大綱 Ⅱ-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年1月1日に「地方自治法等の一部を改正する法律」施行 平成15年4月1日に「地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令」施行 <p><経済財政諮問会議の審議状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図るため、次の基本方針に沿って「三位一体の改革」を推進 <ul style="list-style-type: none"> 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定） 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定） 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定） 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（以下「基本方針2004」という。） <p><具体的な取組み内容></p> <ul style="list-style-type: none"> この三位一体の改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意（「三位一体の改革について」平成16年11月26日政府・与党）を踏まえ、以下の事項への取組みを実施予定 <ul style="list-style-type: none"> a) 国庫補助負担金改革 <ul style="list-style-type: none"> 平成17、18年度において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革の実施 b) 税源移譲 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね3兆円規模を目指して実施。この税源移譲は、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施 c) 地方交付税 <ul style="list-style-type: none"> 平成17、18年度は、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年11月26日に政府・与党で合意された「三位一体の改革の全体像」に沿って、改革を推進する予定

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 財政投融资制度の改革の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体が社会資本の整備を着実に推進できるよう必要な地方債資金を確保するとともに、平成18年度に実施することとしている協議制度への移行を着実に進める。 	大綱Ⅱ-(2)	<p>－2010年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成17年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を推進</p> <p><平成17年度予算の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> a) 国庫補助負担金の改革については、1兆1,239億円の税源移譲に結び付く改革を含む1兆7,681億円の改革を実施 b) 税源移譲については、平成16年度改革に係る移譲額をあわせて1兆7,451億円の税源移譲等を実施 c) 地方交付税については、地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足を縮減しつつ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額16兆8,979億円を確保 <p><外形標準課税制度の創設及び課税自主権の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度税制改正において、外形標準課税制度を創設し、平成16年度より適用。また、平成16年度税制改正において、固定資産税の制限税率の廃止や標準税率の定義の見直しにより地方の税率設定の自由度を拡大するなど、課税自主権の拡大を実現 <ul style="list-style-type: none"> 地方債資金の確保については、平成17年度地方債計画において、地方分権や財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体ごとの資金調達能力に配慮しつつ、対象分野・事業ごとに公的資金の重点化を図るとともに、社会資本の整備を着実に推進できるよう、地方債計画総額を15兆5,366億円とし、このうち公的資金については6兆2,530億円を確保 協議制度への移行の推進については、協議制度移行の趣旨を踏まえ、平成12年度より財政の健全性が確保されている一定の地方公共団体については、原則としてその申請に基づき許可 	<ul style="list-style-type: none"> 地方債資金の確保については、引き続き地方分権や財政投融资改革の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体が社会資本の整備を着実に推進できるよう必要な地方債資金を確保 協議制度への移行の推進については、上記の運用を継続するとともに、平成18年度に向けて、同意基準等必要な政省令・基準の策定を実施
4 国庫補助負担金の整理合理化 (推進官庁： 総務省、 財務省)	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対する国庫補助負担金については、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担の在り方等の観点から、地方分権推進計画等を踏まえ、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことをはじめとして、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進する。 地方分権推進計画及び第2次地方分権推進計画等を踏まえ、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化や統合補助金化等を積極的に推進するとともに、併せて、地方財政法や関係法令の規定等の必要な整理を行う。 国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該 	大綱Ⅱ-(3) 大綱Ⅱ-(3) 大綱	<p><基本方針2004></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度及び平成18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表を盛り込んだ三位一体の改革の全体像を平成16年内に決定 また、概ね3兆円規模の税源移譲を目指し、その前提として地方団体に国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめを要請 国庫補助負担金改革については、税源移譲に結び付く改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施することとし、併せて国・地方を通じた行政のスリム化の改革を推進 <p><平成17年度予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 三位一体の改革の全体像については、地方六団体がまとめた改革案を真摯に受け止めて、地方とも協議を重ねた上 	<ul style="list-style-type: none"> 三位一体の改革については、「基本方針2004」に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意を踏まえ、引き続き、国と地方の協議の場などを通じて検討を進めつつ、政府一丸となって取り組む。なお、暫定措置とされている義務教育費国庫負担金の在り方については、政府・与党協議会の合意に基づき、義務教育に係る国の責任を引き続き堅持するとの方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策と教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について、中央教育審議会において幅

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>事務・事業の実施が必要な場合には、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年度予算編成においては、①「制度等見直し対象補助金等」について、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことにより削減又は合理化を図るとともに、「その他補助金等」について、地方分権推進委員会の意見を踏まえ、その範囲の見直しを図りつつ、引き続き各省庁ごとに1割に相当する額を削減する、②中央省庁等改革基本法、第2次地方分権推進計画等を踏まえ、統合補助金の一層の拡充を図る、といった措置を講ずる。また、その状況については、予算編成後公表する。 平成14年度以降においても、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担のあり方等の観点並びに地方分権推進計画等を踏まえるとともに、地方分権推進委員会の意見において、新たな国庫補助金削減計画の策定等が求められていることを踏まえ、地方公共団体に対する国庫補助負担金の一層の整理合理化、統合補助金の拡充等を進めていくこととする。 	<p>Ⅱ-(3)</p> <p>大綱 Ⅱ-(3)</p> <p>大綱 Ⅱ-(3)</p>	<p>で、平成16年11月26日、政府・与党において取りまとめたところ。「基本方針2004」及びこの三位一体の改革の全体像に沿って、平成17年度予算においては、国民健康保険国庫負担(5,449億円)、養護老人ホーム等保護費負担金(567億円)、公営住宅家賃対策等補助のうち家賃収入補助分(320億円)など国庫補助負担金(計6,989億円)について一般財源化し、税源移譲額として精査した額(6,910億円)を所得譲与税により税源移譲</p> <ul style="list-style-type: none"> また、義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するとの方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策と、教育水準の維持を含む義務教育の在り方について、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとし、義務教育費国庫負担金について、平成17年度における暫定措置として本来の国庫負担額から4,250億円を減額。これに伴う減額相当分については税源移譲予定特例交付金として措置 このほか、平成17年度予算においては、3,430億円の交付金化の改革及び3,011億円のスリム化の改革を実施。このうち、交付金化の改革については、地方の裁量度を高め自主性を拡大することを目指し、個別事業ごとの事前審査を要しないなど国の事前関与が縮小された「まちづくり交付金」、「むらづくり交付金」の拡充を行うとともに、地域再生を推進するため、公共投資関係の国庫補助負担金について、府省の枠を超えて一本化した新たな交付金として、「汚水処理施設整備交付金」、「道整備交付金」及び「港整備交付金」を創設するほか「次世代育成支援対策施設整備交付金」など計6本の交付金を創設 	<p>広く検討し、その審議結果を踏まえ、政府として本年中に結論</p>
<p>5 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革 (推進官庁：総務省、国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第三セクター、地方公社、地方公営企業については、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等についての積極的な取組を促進する。 第三セクターの経営状況、地方公共団体の経営改善の取組等の実態を把握するため、平成13年度以降定期的に調査を行い、その結果を公表する。 さらに、第三セクターの経営改善等に係る先進的な事例を取りまとめ、地方公共団体に周知することにより、地方公共団体の取組の一層の促進を図る。 地方公共団体に対し、「第三セクターに関する指針」 	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度～平成16年度において「第三セクターの状況等に関する調査」を実施。設立状況、経営状況、情報公開の状況等について調査及び公表 ※平成14年度以降、地方公共団体等の出資割合が25%未満の商法法人及び民法法人のうち財政的支援(貸付金、損失補償)を受けているもの並びに地方三公社を調査対象法人として新たに追加 平成16年度の調査結果は平成17年3月公表 また、平成13年度においては第三セクターの経営改善等への取組状況について調査及び優良事例の公表 地方公共団体に対する「第三セクターに関する指針」(以下 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度以降も引き続き「第三セクター等の状況に関する調査」を実施 平成17年度に第三セクターの経営改善等への取組状況について先進的な事例の公表 地方公共団体に対する改定後の指針の周

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>を踏まえ、第三セクターの経営改善の一層の推進のため、①既に目的を達成したと思われるものの統廃合、②経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないものについての早急な対処方策の検討、③役職員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等の実施、④経営諸指標の分析、事業計画と実績の比較等を組み合わせた予備的診断の実施を含む経営の定期的な点検評価、⑤監査委員による監査や外部監査制度の活用、といった取組を行うよう要請する。</p> <p>・地方公共団体及び土地開発公社に対し、土地開発公社の業務運営の適正化を図るため、①保有期間が10年を超えた土地の用途・処分方針を平成13年度中に再検討する、②土地開発公社が保有する代替地の活用を図る、③民間借入金について金利等の借入条件の改善に努力する、④土地開発公社の積極的な情報公開を図られるよう努力する、といった事項を遵守するよう、助言・監督を行うとともに、土地開発公社の事業実績の調査、ヒアリング等を通じてその実施状況を把握する。</p> <p>・土地開発公社が保有する土地の総額が地方公共団体の財政規模に比して過大である等により、特に健全化が必要な土地開発公社について、設立団体である地方公共団体が数値目標を明記した健全化5か年計画を策定することとし、平成13年度から平成17年度までの間、本計画に基づく取組を積極的に促進する。</p> <p>・地方住宅供給公社及び地方道路公社の一層の経営健全化を図るため、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、平成11年度より実施されている地方自治法に基づく外部監査人による包括外部監査の結果を十分活用し、両公社のより一層合理的な業務運営を促進する。</p>	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p>	<p>「指針」という。)を踏まえた経営改善等の要請及び内容の周知徹底</p> <p>・「第三セクターの状況に関する調査」において、指針に示した定期的な点検評価等の取組状況についても調査及び公表</p> <p>・第三セクターを取り巻く状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、平成15年度に指針を改定し、地方公共団体に周知徹底を図ったところ</p> <p>・土地開発公社の業務運営の適正化を図るため、平成12年4月21日に発出した「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地開発公社関係)」の改正について(自治大臣官房総務審議官・建設省建設経済局長通知)において、保有期間が10年を超えた土地の用途・処分方針を保有期間が10年を超えた年度の次の年度中に再検討すること等を地方公共団体に通知し、各年度の土地開発公社事業実績調査において、実施状況等を調査し、現状を把握</p> <p>・「土地開発公社経営健全化対策について」(平成12年7月28日付け自治事務次官通知)を発出し、財政状況等から独力では土地開発公社の経営健全化の達成が困難と考えられる設立・出資団体(以下「土地開発公社経営健全化団体」という。)が、一定の計画に基づき土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組む場合に、地方財政措置を実施</p> <p><地方住宅供給公社></p> <p>・包括外部監査等財務会計の専門家による監査等を実施していない公社に対し積極的に監査を実施するよう設立団体に対して周知するとともに、引き続き、公社の経営状況の的確な把握及び適切な指導監督に努めるよう設立団体に要請(平成15年度までに全57公社中43公社において包括外部監査を実施)</p> <p><地方道路公社></p>	<p>知徹底及び適切な対処の要請</p> <p>・平成16年度土地開発公社事業実績調査等を通じ、通知内容の実施状況について継続的に調査を実施。また、調査結果に基づき、地方公共団体及び土地開発公社に対し、業務運営の適正化を図るために助言</p> <p>・土地開発公社経営健全化団体の経営健全化計画に基づく取組に対して、引き続き地方財政措置を実施。また、経営の健全化が達成されるよう、経営健全化計画の実施状況を把握するとともに、経営健全化計画の適正かつ円滑な実施のために助言</p> <p>・なお、「土地開発公社経営健全化対策について」(平成16年12月27日付け総務事務次官通知)により、土地開発公社の経営健全化対策の抜本的な見直しを行い、計画的に保有土地の処分を推進する地方公共団体を幅広く対象とした新たな経営健全化策を予定</p> <p><地方住宅供給公社></p> <p>・今後も、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図り、適切に指導を実施</p> <p><地方道路公社></p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 地方住宅供給公社及び地方道路公社の設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、事業実績、業務運営、収支状況等について、調査等を実施することにより、その現況の把握に努め、必要に応じ、両公社の経営健全化のための方策等の策定を指導するなど、経営健全化の強化を図る。 経営基盤の強化が図られるよう、各地方公共団体に対し、公営企業のあり方についての不断の見直しの徹底、経営効率化・健全化の推進等の項目に関する具体的内容を含んだ中期的な計画の策定及び住民への業務状況等の公表方法の改善等積極的な情報開示を要請するとともに、必要な助言を行う。 地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウントビリティを向上させるため、地方公営企業における行政評価手法の導入・推進等の項目について、制度の見直しを含めて平成14年度までに検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずる。 国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。 	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査未実施の地方道路公社に対し積極的に監査を実施するよう設立団体に対して会議の場等を通じ奨励するとともに、各地方道路公社に対し、包括外部監査の結果を十分活用し、公社の一層の合理的な業務運営を促進するよう要請 <p><地方住宅供給公社></p> <ul style="list-style-type: none"> 公社の業務等に関する現況については、ヒアリング等を通じて把握に努めており、平成17年2月には、地方公共団体の自主性・創意工夫を生かした住宅政策を推進するため、設立団体の判断による自主的な解散を可能とする規定の整備等を行う地方住宅供給公社法の一部改正を含む「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出 <p><地方道路公社></p> <ul style="list-style-type: none"> 13年度以降、地方道路公社の有料道路の収支状況の調査を行い、平成14年度以降はこれに加え、採算の厳しい有料道路の採算確保方策について対応方針等を把握。必要に応じ、採算確保方策等について指導 これらを踏まえ、地方道路公社の採算の厳しい有料道路においては、適宜、コスト縮減や償還期間延伸等の採算確保方策を実施 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対し、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を発出し、企業経営の現状や展望等について住民の理解と協力の下に経営を進めるため、中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保にこれまで以上に配慮し、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するよう要請 地方公営企業会計制度研究会を設置し、これからの地方公営企業にふさわしい会計制度のあり方を検討。当該検討結果を「地方公営企業会計制度研究会報告書」（平成17年2月）として取りまとめ、地方公共団体に配布・周知 地方公営企業における行政評価手法の導入・推進の方策等の検討結果を示した「地方公営企業における行政経営評価に関する報告書」（平成14年3月）を取りまとめ、地方公共団体に対し、配布・周知 <ul style="list-style-type: none"> 「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（いずれも平成16年4月1日施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、地方道路公社の経営健全化のための方策の策定に向けて、設立団体である地方公共団体と十分に連携 <p><地方住宅供給公社></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図り、適切に指導を実施 <p><地方道路公社></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図り、適切に指導を実施 <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種会議等において、中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保にこれまで以上に配慮し、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するよう要請 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対する、地方独立行政法人制度の円滑な導入に向けた助言等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
6 国と地方との 人事交流 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方公共団体との間の人事交流については、国と地方との関係は対等・協力が基本であることを踏まえ、この趣旨に照らしていやしくも批判を招くことのないよう相互・対等交流の促進を原則として行う。 ・これを徹底するため、政府部内を通じ一体的かつ統一的な人事管理を推進するための基本方針である「人事管理運営方針」に沿って、地方公共団体の特定のポストに特定省庁からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、各省庁から地方公共団体の管理職として出向する職員の経験年数への配慮、人事交流実績の公表等の措置を一層強力に講ずる。 	大綱 II-(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方公共団体との間の人事交流については、「行政改革大綱」の趣旨を踏まえ、「平成16年度における人事管理運営方針」に沿って、引き続き、相互・対等交流の促進を原則として、地方公共団体の特定のポストに特定府省からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、各府省から地方公共団体の管理職として出向する職員の経験年数への配慮等に留意しつつ、各地方公共団体と十分協議して実施。また、人事交流実績については、毎年公表しており、平成16年度については、「国と地方公共団体との間の人事交流状況」の早期の公表に向けて取りまとめ中 	<ul style="list-style-type: none"> ・国と地方公共団体との間の人事交流については、引き続き、「人事管理運営方針」に沿って国と地方との相互・対等交流の促進を原則として、各府省に対し必要な配慮等を求める。また、人事交流実績については、平成17年8月15日現在の状況調査を各府省に依頼し、平成17年度中に公表する予定
7 地方公務員の 人事制度 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進する。 	方針 8(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年12月24日付けで、各地方公共団体に対して、地方公務員の人事制度改革について改めて推進するよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員に関する取組等の地方公共団体への情報提供 ・より客観的な評価手法の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立の支援 ・任用・勤務形態の多様化を推進するための地方公共団体の部分休業制度、任期付短時間勤務職員制度等の導入を支援

IX 中央省庁等改革の的確な実施

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 総論 (推進官庁 ：内閣官房、 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。 当面実施する既存施策の統合・連携、新規施策等の措置は、平成13年度予算編成後速やかに公表する。 	方針 ⁹ 大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 本フォローアップにおいて、「行政改革大綱」に基づく中央省庁等改革の実施状況についてフォローアップを実施 平成12年12月24日に、大蔵省が、「省庁統合等による合理化・効率化のポイント」を公表 平成12年12月27日に、中央省庁等改革推進本部事務局が、「新府省の施策融合措置について」を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえ、点検を実施
2 組織統合に伴う運営・施策の融合化 (推進官庁 ：総務省) (1) 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 全国計画から北海道等地方計画、都市計画までを体系化し、都市と地方を通じて安全でバランスのとれた国土の適正な整備・管理を戦略的に展開する。 陸・海・空の交通施設の整備、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進する。 事業間の連携、事業評価、コスト縮減、入札契約制度の改善等により、社会資本の整合的、効率的な整備を推進する。 	大綱 V-1(1) 大綱 V-1(1) 大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国土計画について、開発を基調としたこれまでの計画から、利用と保全を重視したものに転換を図るとともに、国と地方の意見調整の仕組みを構築するなど、国土総合開発法の見直しを実施し、平成17年3月に「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出 空港、港湾、駅等の拠点及び高規格幹線道路並びにこれらを接続する道路、連絡鉄道等の重点的な連携整備と機能向上により物流及び交流の円滑化を目指すマルチモーダル施策の推進 成田・羽田両空港のアクセスについて平成13年5月に「首都圏の空港アクセス改善緊急対策」を発表 平成14年3月に全国幹線旅客純流動調査及び全国貨物純流動調査の結果のとりまとめ ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進するための地方運輸局組織の再編(平成14年7月) 平成15年度から陸・海・空の交通体系の現状や整備効果を定量的に分析・評価するシステムである「総合交通分析システム」の運用。 中部国際空港開港に併せた中部国際空港アクセスを平成17年2月に整備 総合的な交通体系について、従来より、国土審議会等における議論を踏まえた調査検討を実施 <p><事業評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年7月に国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 法案成立後、新たな国土計画の策定に着手する予定 成田高速鉄道アクセスの整備等、成田・羽田両空港のアクセス水準改善 平成18年度に全国幹線旅客純流動調査及び全国貨物純流動調査の実施 「総合交通分析システム」の一層の機能充実 総合的な交通体系について、国土審議会等における議論を踏まえた調査検討 <p><事業評価></p> <ul style="list-style-type: none"> 「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」の各事業マニュアルへの順

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> ・維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く全ての新規採択箇所について費用対効果分析を含めた総合的な評価を実施 ・事業採択から5年未着工等一定の条件に該当する事業等について、費用対効果分析等による事業の必要性の視点に加え、事業進捗の見込みの視点による評価を行い、事業の「継続」又は「中止」を措置 ・平成15年度からは事業完了後に、事業の効果等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討する事業完了後の事後評価を導入 ・学識経験者等で構成する「公共事業評価システム研究会」を平成13年9月に設置し、平成16年2月、費用便益分析に関する統一的な取組を定めた「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」を策定 ・平成16年度より各事業の新規事業採択時評価、再評価、事後評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理し、インターネットで公表 <p><コスト縮減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年9月に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を踏まえ、平成13年3月に「国土交通省公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、コスト縮減の取り組みを実施 ・その結果、平成14年度までに、工事コスト縮減率は、平成8年度と比較して、国土交通省・関係公団等で13.6%(物価の下落等を考慮すると21.3%) ・さらに、平成15年度から、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、①事業のスピードアップ、②計画・設計から管理までの各段階における最適化、③調達の最適化を見直しのポイントとし、コストの観点から公共事業のすべてのプロセスを見直す「公共事業コスト構造改革」の取り組みを開始 ・平成15年度から5年間で、平成14年度の標準的な公共事業コストと比較して、物価の下落等を除いて、15%の総合的なコスト縮減を達成することを目標 ・平成15年度における総合コスト縮減率は、国土交通省・関係公団等で6.1%(物価の下落等を考慮すると7.3%) <p><入札契約制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度より、技術力による競争を促進する観点から、VE方式、総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の様々な入札・契約方式の取り組みを実施 ・特に、平成14年度以降は、総合評価落札方式について、全発注金額の2割以上を目標として試行を拡大 ・また、平成16年2月に、総合評価落札方式の地方公共団体への 	<p>次導入、事業評価カルテの一層の充実等、評価手法及び結果公表の充実</p> <p><コスト縮減></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の取り組みを継続実施することに加え、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」の各施策に組み込み、毎年適切にフォローアップすることにより、「公共事業コスト構造改革」を着実に推進 <p><入札契約制度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・良い品質のモノをより安く提供する仕組みづくりを進め、「価格だけでなく技術と品質による総合的な価値による競争」がなされる環境整備を推進 ・また、技術力を持つ企業の適切な評価を更に進めるため、工事成績データベ

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(2) 厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 年金、雇用対策、生きがい対策をあわせた施策を展開する。 	大綱 V-1(1)	<p>普及拡大を図るため、活用ガイド等を作成し、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> 加えて、平成16年度から、技術力を持つ企業による競争が行われるよう、工事希望型以上(1億円以上)の工事においては、65点未満の成績の工事については、実績として認めない措置を導入 また、平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を導入し、平成15年4月から、地方整備局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等のすべてを対象に電子入札を開始 <p>・地域における高齢者の多様な社会参加を推進するため、シルバー人材センターにおいて、市町村等と連携して、介護周辺サービス等の高齢者の生活を支えるためのサービスを提供する事業や乳幼児の世話、保育施設への送迎を行う子育て支援事業等を行い、高齢者の就業・生きがい・健康づくりに関する事業の実施</p> <p>・高年齢者等の多様な就業・社会参加の促進を図るため、高年齢者等が共同して起業することにより、自ら継続的な雇用・就業機会を創出する場合に、助成金を支給</p>	<p>一スの地方公共団体への活用拡大を図っていく予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の施策を着実に実施 平成16年6月に成立・公布された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえた65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度導入等が確実に実施されるよう、地域の事業主団体と連携した対策等の強化及び事業主等に対する周知啓発、指導等を実施 子育て支援事業等シルバー人材センター事業の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策を推進し、仕事と子育ての両立を支援する。 	大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するための施策の指針として、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、その重点施策の具体的実施計画として、同年12月に「子ども・子育て応援プラン」を少子化社会対策会議決定。また、待機児童ゼロ作戦に基づき、約5万人強の受け入れ児童数を増加させた(平成16年度)ほか、特定保育事業の対象児童を3歳未満児から就学前児童に拡大 平成16年において、児童手当の支給対象年齢を就学前から小学校第3学年修了まで引き上げる「児童手当法の一部を改正する法律」、児童虐待防止対策等の充実・強化や小児慢性特定疾患対策の確立等を図る「児童福祉法の一部を改正する法律」、育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするための「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」が成立 	<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度末までに策定される地方公共団体や企業等の行動計画の達成等に向けた支援を実施 「子ども・子育て応援プラン」において、具体的な施策内容と目標及び概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示し、施策の内容や効果を評価しながら取組を進めるとともに、このような取組を通じて、国民に子どもを生き育てやすい環境整備が着実に進められているとの実感を持っていただけるよう、国を挙げて取組を実施。その最重点課題の1つと位置付けられた待機児童解消策については、平成19年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数を拡大
	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援と就業支援を一体的に行う拠点づくりを推進し、障害者福祉施策と障害者雇用施策を一体的に推進 	大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターを地域における雇用、福祉、教育等関係機関の連携の拠点として、障害者の就業とそれに伴う 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、左記の施策を着実に実施 左記の両法案に基づき、障害者施策に

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(3) 文部科学省	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・職域を通じた健康と安全の確保のための施策を一体的に推進する。 	大綱 V-1(1)	<p>生活に関する支援を行う事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設すること等を内容とする「障害者自立支援法案」及び、精神障害者に対する雇用対策の強化、多様な形態による就業機会の拡大等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を、平成17年2月10日に第162国会に提出。両法案において、障害者福祉施策と障害者の雇用促進のための施策の連携について規定 	<p>ついて、障害者が地域で自立しながら安心して暮らせるよう、保健福祉施策及び雇用施策を改革</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料及び労働保険料に係る徴収事務の一元化に向け、双方の事務処理の見直しを行い、平成13年度以降可能なものから逐次実施する。双方の職員について、相互の制度に関する教育研修を推進する。一元化に向けた見直しに関し法律改正が必要となる事項について検討を進め、制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。 	大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年5月1日に「健康増進法」施行 ・ 平成16年6月14日に「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」策定 ・ 効果的・効率的な地域・職域連携保健事業の推進等に関する検討を行うため「生活習慣病予防のための地域・職域連携保健活動推進検討会」を開催 ・ 生涯を通じた継続的な健康管理を支援するためのモデル事業を実施 ・ モデル事業の成果をもとに地域・職域の連携を全国的に普及するため「地域・職域連携共同モデル事業評価検討会」においてガイドラインを作成 ・ 産業保健機関及び地域保健機関の参加者が参加するメンタルヘルス対策推進連絡会議を開催する等、職域・地域が連携してメンタルヘルス対策を推進。また、平成15年5月9日に策定した「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策を進めるに当たって、都道府県等と共同でシンポジウム・講演会等を開催する等、地域・職域で一体的に対策を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等において、都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」を設置し、地域保健と職域保健で実施する保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図ることにより、地域保健と職域保健の連携を全国的に推進 ・ 国において、専門家による検討会を設置し、都道府県に対し必要に応じ専門家による助言等を行うことにより、都道府県等における地域と職域が連携した保健活動を支援 ・ 引き続きこれまでの施策を着実に実施していくとともに、地域・職域を通じた受動喫煙防止対策の充実を図る。また、メンタルヘルス対策について地域・職域の連携をさらに推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報・ライフサイエンス・加速器・宇宙分野を始め基礎から応用・開発に至る同一分野の研究開発を一体的に推進する。 	大綱 V-1(1)	<p><情報></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において、平成13年8月に情報科学技術分野の研究の推進に関する考え方を取りまとめ、公表するとともに、平成14年6月に今後5年間の推進方策となる「情報科学技術に関する研究開発の推進方策について」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年度に、徴収事務の一元化により定員を20人削減 ・ 平成17年度までに更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務を検討し、可能なものから逐次措置

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>・教育立国・科学技術創造立国を目指して、教育と科学技術の融合による創造的な人材育成等の施策を一体的に推進する。</p> <p>・同種の目的の科学技術施策と学術施策を一体的に推進する。</p>	<p>大綱 V-1(1)</p> <p>大綱 V-1(1)</p>	<p>・平成15年度中に、国立情報学研究所(NII)及び科学技術振興機構(JST)が整備・運用するネットワークについて、NIIの整備・運用するネットワークに統合</p> <p><ライフサイエンス></p> <p>・科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において、平成13年8月にライフサイエンス分野の研究開発の推進に関する考え方を取りまとめ、公表するとともに、平成14年6月に今後5年間の推進方策となる「ライフサイエンスに関する研究開発の推進方策について」を策定</p> <p>・平成14年1月に組換えDNA技術に関して、これまで旧文部省及び旧科学技術庁で各々運用してきた二つの指針を統一し、新たな指針を取りまとめ</p> <p><加速器></p> <p>・日本原子力研究所(原研)と高エネルギー加速器研究機構(KEK)が両者のポテンシャルを活かして加速器建設に関する研究開発を一体的に推進し、平成13年度から共同で大強度陽子加速器の建設を推進</p> <p>※大強度陽子加速器計画・・・世界最高レベルのビーム強度を有する複合陽子加速器施設を建設し、原子核・素粒子物理学、物質科学、生命科学など広範な研究分野を対象に、多彩な2次粒子を用いた新しい研究手段を提供し、基礎科学と研究開発を推進</p> <p><宇宙></p> <p>・平成15年9月に、宇宙開発委員会の議決を経て、主務大臣(総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣)が独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標の基となる「宇宙開発に関する長期的な計画」を策定</p> <p>・平成15年10月に、宇宙3機関(宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、宇宙開発事業団)を統合した独立行政法人宇宙航空研究開発機構が発足。宇宙3機関の統合効果を発揮し、人工衛星及びロケットの開発等の事業を効果的かつ効率的に実施</p> <p>・平成14年度以降、省庁再編のメリットを最大限に生かして、理科・数学に重点を置いたカリキュラム開発等を実施する「スーパーサイエンスハイスクール」、大学等と教育現場との連携等を推進する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム」等からなる「科学技術・理科大好きプラン」を実施し、科学技術・理科教育の充実を図るための施策を総合的に推進</p> <p>・省庁再編により設置された科学技術・学術審議会において、文部科学大臣の諮問に応じた科学技術の総合的な振興に関する重要事項及び学術振興に関する重要事項について調査審議・意見</p>	<p><加速器></p> <p>・平成20年度の実験開始を目指し着実に建設を推進し、原研とKEKが一体となった運営体制を構築</p> <p>・平成17年度は「科学技術・理科大好きプラン」を引き続き推進し、「スーパーサイエンスハイスクール」の充実や「理数大好きモデル地域事業」の創設など、教育と科学技術の融合による創造的な人材育成等の施策を一層推進</p> <p>・各事業の実施に当たっては、引き続き、政策評価等を踏まえつつ、科学技術及び学術の区別なくその目的に応じ</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(4) 総務省	<ul style="list-style-type: none"> 地方分権の一層の推進を図るとともに、国・地方を通じた行政制度の整備、行政改革を推進する。 国・地方を通じた行政の情報化、国・地方・民間の各レベルにわたる情報通信ネットワークの整備・高度化とその利用環境の向上など官・民を通じた情報化戦略を推進する。 	大綱 V-1(1)	<p>具申を行い、科学技術施策と学術施策を一体的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年5月19日に成立した合併関連3法により現行合併特例法に経過措置を講じるとともに、合併新法を制定し、引き続き市町村合併を推進。また、地方自治法も改正し、都道府県の自主的合併手続等の整備、地域自治区制度の創設等 「今後の行政改革の方針」に基づき、平成17年3月に新たな地方行革指針を策定 	<p>効率的に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地方にできることは地方に」との原則に基づき、引き続き、地方分権を積極的に推進 平成17年4月より施行される合併新法により、引き続き、市町村合併を推進 新たな地方行革指針により、地方公共団体の行政改革を一層推進
	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービスなど地方公共団体と郵便局の協力等を推進する。実施可能な施策から試行的に実施する。 	大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年4月、霞が関WANと総合行政ネットワーク(LGWAN)の相互接続を実施(平成16年3月全国の団体が接続) 平成15年8月、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」を設置し、各種報告・調査等及びデータの共有化におけるLGWANの利用促進、専用回線のLGWANへの集約統合等について意見交換を実施中 平成16年3月、行政事務の基盤となる霞が関WANを含む府省間・府省内ネットワークその他の共通システムについて、「共通システムの見直し方針」を策定 平成17年2月、「政策パッケージ」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)において、国・地方間のネットワークは原則霞が関WAN、LGWANを活用し、各府省が策定する府省内ネットワーク最適化計画に具体的な移行計画を盛り込む等の措置を決定 組織認証基盤の構築 都道府県：47団体(100%) 市区町村：1,409団体(52.0%) (平成17年3月17日現在) 公的個人認証サービスを平成16年1月29日より開始 汎用受付システムの基本仕様を平成15年3月策定 電子自治体の実現及びネットワークインフラの整備等に対し地方財政措置 地域公共ネットワークの整備の推進 「e-Japan重点計画-2004」において、「高速・超高速」で接続する地域公共ネットワークの全国的な普及について、2005年度までの実現を目指し、地方公共団体等への支援を行う」旨が示されており、2005年度までの地域公共ネットワーク全国整備の実現を図るため、各種施策を推進 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(以下「郵便局事務取扱法」という。)案については、第153回国会において平成13年11月9日に成立し、同年12月1日に施行 郵便局事務取扱法は、住民の利便の増進を図るとともに、地方 	<ul style="list-style-type: none"> 霞が関WAN・LGWANを活用し、国・地方公共団体間における迅速な文書交換、情報共有の実施等、国・地方を通じた行政の情報化を引き続き推進 左記協議会の検討結果も踏まえつつ、各府省において平成17年度末までのできる限り早期に府省内ネットワークの最適化計画を策定 地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を引き続き支援 <p>引き続き、郵便局事務取扱法の制度の周知を図るとともに、プライバシーの保護に万全を期す等制度の適切な運用を図る</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>(5) その他の組織の統合</p>	<p>・廃棄物行政について、廃棄物対策を一層効率的に講ずるとともに、排出抑制から減量化、リサイクル、中間処理、最終処分までの全体を見据えた循環型社会構築に向けた施策を推進する。</p> <p>・発電用原子力施設、原子力に係る製錬・加工・貯蔵・再処理・廃棄事業に係る安全確保を明確な責任体制の下で推進する。 また、特定放射性廃棄物処分に関する技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進する。</p>	<p>大綱 V-1(1)</p> <p>大綱 V-1(1)</p>	<p>公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができるようにするための手続等所要の法整備を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これにより、地方公共団体と日本郵政公社が規約を締結して、郵便局で戸籍謄本等・除籍謄本等、地方税の納税証明書、外国人登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し又は印鑑登録証明書の請求の受付及びこれらの証明書の引渡しの事務を取り扱うことが可能に ・さらに、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第17号)」等の施行により、固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付事務についても郵便局において取り扱うことが可能に <p>・より効率的な業務推進のため、省庁再編により廃棄物行政を環境省に一元化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車に係るリサイクル制度の整備のため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」を第154回国会に提出(平成14年7月成立・公布)。17年1月1日より本格施行 ・過去に起きた産業廃棄物の不適正処理事案への対応を支援する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」を第156回国会に提出(平成15年6月成立・公布) ・循環型社会形成推進基本法に基づき、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定の上、国会報告 ・不法投棄の撲滅に向け、平成16年6月に、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策をとりまとめた「不法投棄撲滅アクションプラン」を公表 ・循環型社会形成推進基本計画に基づく施策の進捗状況について、平成16年度に第1回の点検を実施 ・廃棄物をめぐる種々の課題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を第156回国会及び第159回に提出(それぞれ平成15年6月及び16年4月に成立・公布)。さらに、産業廃棄物管理票制度の強化等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出 <p>・核物質防護対策の強化のため、平成16年度において、原子力安全・保安院に、核物質防護対策に必要な定員11人を増員・クリアランス制度、核物質防護検査制度の導入等を内容とする、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」を第162回国会に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年8月9日の美浜発電所3号機における配管破裂事故に 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行後10年を経過した場合において必要な検討を加えることとされている「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」について、中央環境審議会の評価・検討結果を踏まえ、必要な措置を実施 ・循環型社会形成推進基本計画に基づき、発生抑制から最終処分まで、廃棄物・リサイクル問題の全体を見据えた循環型社会構築に向けた施策を推進 ・廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、従来の廃棄物処理施設整備に対する補助制度を原則として廃止し、国と地方が協働し、広域かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設 ・市町村の一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会の意見具申を踏まえ、平成17年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国の基本方針を見直し ・核物質防護対策の一層の強化を図るため、平成17年度において、各地域を担当する核物質防護対策官として、定員21人を増員 ・引き続き、経済産業省の指導監督の下、技術開発、事業化に係る業務等を

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 政府開発援助について、事業の迅速かつ効果的な実施、関係府省間の協力関係の緊密化等により、その効果的な推進を図る。 上記以外の府省についても、それぞれ内部組織の統合等に伴う運営・施策の融合化を推進するものとする。 	<p>大綱 V-1(1)</p> <p>大綱 V-1(1)</p>	<p>対応し、事故調査委員会による調査・審議をとりまとめるとともに、省令改正、事業者に対する厳格な検査等の再発防止策の実施に取り組中</p> <ul style="list-style-type: none"> また、同事故をきっかけに高経年化対策への関心が高まったことを踏まえ、原子力安全・保安院に高経年化対策に係る要員を配置し、一層の充実・強化のための検討を開始 平成16年4月に、原子力安全・保安院に原子力安全広報課を設置するとともに、立地地域に原子力安全広報の担当者を配置し、原子力安全に係る広聴・広報活動を拡充・強化 平成13年1月の省庁再編により、特定放射性廃棄物の最終処分に関する業務が経済産業省に一元化。現在、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(平成12年法律第117号)等に基づき、経済産業省の指導監督の下、所要資金の徴収及び管理の体制を整備し、技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進。また、特定放射性廃棄物の最終処分について、広く国民に対し積極的に説明 ODAのより一層の重点化、効率化に向け、平成12年度より、5年程度を目途とした被援助国に対するわが国の援助計画となる国別援助計画を策定(これまでに18カ国について策定)。平成14年6月に立ち上げられた「ODA総合戦略会議」において議論 政府全体のODAの効率的実施のため、外務省がODAに関する全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の核としての機能を担うべく、対外経済協力関係閣僚会議、政府開発援助関係省庁連絡協議会及び同幹事会、資金協力連絡会議、技術協力連絡会議及びODA評価連絡会議の主催等を通じ、関係府省間の連携強化 <p><防衛庁></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部部局において、平成13年1月6日に経理局、装備局及び調達実施本部の原価計算部門を統合し、管理局を新設 この統合により、予算要求から最終的な防衛装備品の納入に至るまでの一貫性・統一性を確保することが可能になり、予算積算と契約の基礎となる計算価格の算定を一貫した考えの下に実施 	<p>一体的に推進。また、特定放射性廃棄物の最終処分について、今後とも積極的に情報公開及び理解促進に関する施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在「ODA総合戦略会議」にて、対パキスタン、インド、ラオス、ウズベキスタン・カザフスタン及びエチオピア国別援助計画新規策定作業を実施中・関係府省との連携強化については、今後とも、上記会議の開催等を通じて取組み
<p>3 新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減(推進官庁：総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 移行時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局を、移行前(平成11年度末)の127から96に整理する。 移行時において、府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室を、移行前(平成 	<p>大綱 V-1(2)</p> <p>大綱 V-1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新府省体制への移行時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局を96に整理 新府省体制への移行時において、府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室を1166から995に整 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度末までに府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及び

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>11年度末)の1166から995に整理するとともに、府省編成後の5年間において、できる限り900に近い数とするよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新府省体制への移行時において、審議会等を移行前(平成11年度末)の211から106に整理する。 ・組織の統合等による定員の合理化を行い、新府省体制への移行時において、465人を削減する。 	<p>大綱 V-1(2)</p> <p>大綱 V-1(2)</p>	<p>理。平成16年度までに更に73課を廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新府省体制への移行時において、審議会等を211から106に整理 ・新府省体制への移行時(平成13年1月6日)において、465人の定員の削減を実施 	<p>これに準ずる室を900にする予定</p>
<p>4 郵政事業 (推進官庁 :総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政事業については、平成15年中に中央省庁等改革基本法第33条に規定する国営の新たな公社を設立する。このため、所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。 ・中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現する。 	<p>大綱 V-1(3)</p> <p>大綱 V-1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年4月26日に日本郵政公社法案を、同5月7日に日本郵政公社法施行法案を、いずれも第154回国会へ提出。両法案とも平成14年7月24日可決成立、同7月31日に公布 ・「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行(平成15年4月1日)され、信書の送達の事業への民間事業者の参入が実現 ・法施行後、平成17年3月末時点において特定信書便事業に111社が参入 	<ul style="list-style-type: none"> ・信書便制度の周知及びその適正な運営の確保等を図ることにより、利用者利便の向上を促進
<p>5 実施庁 (推進官庁 :総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を毎年評価して公表する。 	<p>大綱 V-1(4)</p>	<p><防衛庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等については、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」(平成13年2月14日付防衛庁長官通達)において実施庁の事務の実施に必要な準則を定め、公表(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載) ・実施庁が達成すべき目標については、平成15年3月31日付で防衛施設庁が実施する事務についての平成15年度の目標を設定し、公表するとともに、平成16年6月29日に目標に対する実績を評価し、公表。また、平成16年3月31日付で平成16年度の目標を設定し、公表。平成17年度の目標については、平成17年3月に設定し、公表(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載) ・なお、実施庁が達成すべき目標及び実績の評価については、平成13年度から実施 <p><総務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年2月1日に郵政事業庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令、平成13年度郵政事業庁が達成すべき目標を設定 ・平成14年2月1日に平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標を設定 ・平成14年8月22日に平成13年度郵政事業庁が達成すべき目標に対する実績の評価を公表 ・平成15年8月20日に平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標に対する実績の評価を公表 	<p><防衛庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年6月末までに平成16年度の目標に対する実績を評価し、公表(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載予定)

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p><法務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準については、平成13年3月27日に制定・公表 ・平成15年度の実施庁が達成すべき目標については、平成15年3月28日に制定・公表し、その目標に対する実績の評価結果を平成16年7月に公表 ・平成16年度の実施庁が達成すべき目標については、平成16年3月24日に制定・公表 ・平成17年3月に平成17年度の実施庁が達成すべき目標を制定・公表 <p><財務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等については、平成13年1月6日に「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」(財務省訓令第12号)を制定・公表(財務省ホームページに掲載) ・実施庁が達成すべき目標については、平成13年度から設定しており、平成16年度については、平成16年6月30日に「平成16事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」を策定・公表(財務省及び国税庁ホームページに掲載) ・また、実施計画の目標に対する実績の評価として、評価書を作成しているところであり、平成16年度については、平成16年9月30日に「平成15事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」及びその要旨を作成・公表(財務省及び国税庁ホームページに掲載) <p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等について「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」(平成13年3月30日付厚生労働省発政第93号厚生労働事務次官依命通達)を定め、公表 ・平成15年度に社会保険庁が達成すべき目標に関する実績評価については、社会保険庁から事務の実施状況について平成16年9月10日付けで報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を平成16年10月22日に公表したところ ・「平成17年度において社会保険庁が達成すべき目標」については、平成17年3月18日に制定及び公表 <p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年に、「特許庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」を制定し、公表。その後、15年に同訓令の一部を改正し、公表 ・平成16年11月16日付けで「平成15年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価」を行い、公表。さらに、17年3月31日付けで、「平成17年度において特許庁が達成すべき目標」を設定し、公表 <p><国土交通省></p>	<p><法務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度終了後、速やかに平成16年度の実施庁が達成すべき目標に対する実績評価を行い、公表する予定 <p><財務省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17事務年度の目標については、平成17年6月末に「平成17事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」として策定・公表する予定 ・また、平成17年9月末を目途に、「平成16事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」及びその要旨を作成・公表する予定 <p><厚生労働省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度の社会保険庁の実績評価については、社会保険庁から事務の実施状況について平成17年6月までに報告を受け、その報告を基に社会保険庁の実績について評価を実施し、その結果を平成17年8月末を目途に公表 <p><経済産業省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度終了後、速やかに目標に対する実績評価を行い、公表することを予定 <p><国土交通省></p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、平成13年3月21日に、「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」(国土交通省訓令第112号)、「海上保安庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」(国土交通省訓令第113号)及び「海難審判庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」(国土交通省訓令第114号)を定め、13年3月30日に公表 平成16年5月28日に「平成15年度に気象庁が達成すべき目標についての評価」、「平成15年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価」、「平成15年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価」を実施、公表 平成16年3月30日に、「平成16年度に気象庁が達成すべき目標」、「平成16年度に海上保安庁が達成すべき目標」及び「平成16年度に海難審判庁が達成すべき目標」を、17年3月には「平成17年度に気象庁が達成すべき目標」、「平成17年度に海上保安庁が達成すべき目標」及び「平成17年度に海難審判庁が達成すべき目標」を定め、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度終了後に、「平成16年度に気象庁が達成すべき目標」、「平成16年度に海上保安庁が達成すべき目標」及び「平成16年度に海難審判庁が達成すべき目標」の達成度を評価し、公表
<p>6 独立行政法人への移行 (推進官庁：総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①国の事務事業の57の独立行政法人への移行(平成13年4月)を着実かつ円滑に実施するとともに、②駐留軍等労働者の労務管理等事務の移行(平成14年4月)及び統計センターの移行(平成15年4月)の準備を円滑に進める。 自動車検査について、平成14年9月に独立行政法人に移行する。 造幣事業及び印刷事業について、平成15年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。 国立病院・療養所について、①昭和61年当初再編成計画の未実施施設は、速やかに移譲、統合又は廃止を実施し、②平成11年3月の見直しによる追加対象施設は、平成13年度末を目途に対処方を決定し、着実に実施する。平成16年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、個別法案を平成14年の通常国会に提出する。 	<p>大綱 V-2(2)</p> <p>大綱 V-2(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月、国立公文書館等の国の事務事業が57の独立行政法人に移行 平成14年4月、駐留軍等労働者の労務管理等事務が独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に移行 平成14年7月、自動車検査(検査場における検査)が自動車検査独立行政法人に移行 平成15年4月、統計センター(統計研修所を除く。)、造幣事業及び印刷事業が、それぞれ独立行政法人統計センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局に移行 昭和61年当初再編成計画の対象施設のうち、未実施施設は3施設 平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設のうち、未実施施設は2施設 「独立行政法人国立病院機構法」は、第155回国会で成立し、独立行政法人国立病院機構が平成16年4月に発足 	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人に引き継いだ再編成については、移譲、統合又は廃止を着実に実施 個別施設の在り方については、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、中期計画に盛り込むなど所要の措置 原則として、独立行政法人への運営費交付金の算定基準には人件費を盛り込まないこととし、人件費は診療報酬財源によって賄うこととする。また、業務量に応じた職員配置や病棟集約によ

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学・大学共同利用機関等の独立行政法人化について、平成15年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。 	大綱 V-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年3月の文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」における「新しい「国立大学法人」像について」最終報告を踏まえた国立大学法人法が、第156回国会で成立し、平成16年4月に89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が発足 役職員の給与等の水準の公表について、独立行政法人に準じて、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な病床運営などの業務効率化方策を推進
7 PFIの推進 (推進官庁 : 内閣府)	<ul style="list-style-type: none"> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の制定を踏まえ、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して効率的かつ効果的に社会資本整備を行うため、関係省庁における実施方針の雛型の早期提示、先導プロジェクトの発掘等PFI事業の具体化及び今後の積極的活用に向けた取組を推進する。 	大綱 V-2(4)	<ul style="list-style-type: none"> PFI事業を実施する上での実務的な指針となる5つのガイドライン(プロセス、リスク分担、VFM、契約、モニタリング)をとりまとめ・公表 公共荷さばき施設、一般廃棄物処理施設、国立大学法人の校舎に係る固定資産税等の減免等、PFI事業に係る税制の特例措置を創設 PFI事業に対する国庫補助金の交付について、平成13年9月のPFI関係省庁連絡会議申合せに基づき、PFI事業を行う場合も従来とイコールフットイングを図るよう補助金交付要綱等の改定等を実施 地方公共団体における先導的なモデル的事業となり得るPFI事業の支援を目的として、民間資金等活用事業調査費補助金を創設(平成13年度1次補正予算) 民間収益施設等の合築や行政財産の貸付けの取扱いに係る規制緩和等を内容とするPFI法の改正(平成13年12月施行、議員立法) PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きに関する留意事項について、関係省庁において申合せを行い、PFIの趣旨に即した制度の運用を推進(平成15年3月PFI関係省庁連絡会議幹事会) 「民間事業者(選定事業者)がPFI事業として行い得る業務の範囲」について、関係省庁の考えをとりまとめ・公表(平成16年6月) 国においては、中央合同庁舎第7号館、美祢社会復帰促進センター(刑務所)等の事業が進捗中であるなど、国と地方公共団体等において、多様な分野でPFI事業が進捗中(平成16年12月末現在、180件の事業が進捗中) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、関係省庁におけるPFI事業の具体化等に向けた取組の推進 平成17年度より、PFIの活用ノウハウの普及のため、所要の予算を計上し、年次報告書の作成を開始(平成17年度) PFI事業のうち、公共代替性が強く、民間競合のおそれのないものに係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の減免措置を平成17年度に創設
8 民間と競合する公的施設の改革 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> 「民間と競合する公的施設の改革について」に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。 	大綱 V-2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <新設及び増築の有無> 「民間と競合する公的施設の改革について」の対象となる公的施設については、平成12年5月26日の閣議決定以降、新設及び増築は行われず 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「民間と競合する公的施設の改革について」に定める廃止、民営化その他の合理化は、平成17年5月26日までに措置。また、「特殊法人等整理

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p><新設計画の見直し></p> <p>i) 日本郵政公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年度に、計画段階にあった郵便貯金地域文化活動支援施設(大宮市、富山市、姫路市、宮崎市)、簡易保険総合健康増進センター(横浜市、名古屋市、福岡市)及び簡易保険総合健診センター(熊本市)の新設計画を取りやめ <p><既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置></p> <p>i) 日本郵政公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易保険加入者福祉施設について、平成15年度までに19か所を廃止。さらに、平成16年度末まで2か所を廃止 <p>ii) 労働福祉事業団(平成16年4月1日に独立行政法人労働者健康福祉機構へ移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「労働者災害補償保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告」(平成11年12月21日)や「特殊法人等整理合理化計画」等を踏まえ、休養所や労災保険会館について、平成17年度末までに全廃することとしたところ 本年3月末現在、休養所1か所を譲渡し、4か所の運営を停止 <p>iii) 雇用・能力開発機構(平成16年3月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構へ移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構は、その所有するすべての勤労者福祉施設について、「特殊法人等整理合理化計画」において「廃止期限を明確にし(遅くとも改革期間内)、特に自己収入で運営費さえも賄えないような施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされたことから、平成17年度末までに譲渡を完了させることとして、「勤労者福祉施設の譲渡等に関する基本方針」を改定し、平成14年11月28日に地方公共団体等に周知を図り、より一層の推進を図ることとしたところ 本年3月1日現在において、1,954か所譲渡し、90か所を廃止。また、譲渡・廃止に合意済みであって手続を進めている施設がそれぞれ17か所・2か所あり、残る7か所についても協議又は民間公募の手続を進めているところ <p>iv) 年金資金運用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模年金保養基地(グリーンピア)については、「特殊法人等整理合理化計画」において、「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えないような施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされたことを踏まえ、現在、基地所在県等に対する譲渡引受けの依頼等を行っているところ 本年3月末現在、8基地及び1基地の一部を地方自治体等へ譲渡したところ <p>v) 社会保険庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険庁が設置する医療保険、年金各制度の保健・福祉 	<p>合理化計画」等に基づき既存施設の廃止・民営化その他の合理化措置も引き続き実施</p> <p>i) 日本郵政公社</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、平成18年度末までに、原則、収支率100%未満の簡易保険加入者福祉施設を廃止。また、郵便貯金周知宣伝施設については、平成16年度収支に基づき、平成18年度以降黒字化が見込めない施設を廃止 <p>ii) 独立行政法人労働者健康福祉機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 休養所及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」等に基づき、平成17年度末までに計画的に廃止 <p>iii) 独立行政法人雇用・能力開発機構</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、平成17年度末までに譲渡等を完了 <p>iv) 年金資金運用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、大規模年金保養基地(グリーンピア)を平成17年度までに廃止 <p>v) 社会保険庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険、年金各制度の厳しい財政状況等を踏まえ、今後は年金保険料等を保健・福祉施設の整備に投入しないこととするとともに、左記の独立行政法人の設立後、5年を目処に保健・福祉施設を廃止、売却

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>施設について、平成15年度までに7か所を廃止し、さらに平成16年度末に23か所を廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉施設の廃止、売却を行う独立行政法人を設置するための法案を、平成17年3月4日に第162回国会に提出 <p><地方公共団体における措置の要請></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省は、「民間と競合する公的施設の改革について」を踏まえ、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年6月事務次官通知）により、地方公共団体に適切な対応をするように要請。また、平成13年度から平成16年度各年度における「地方財政運営について」（事務次官通知）においても、平成12年の事務次官通知に基づき、厳正に対処するよう通知 	

X その他

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 既往の閣議決定等の推進 (推進官庁：内閣官房、総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12年行革大綱等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。 中央省庁等改革基本法及び行政改革会議最終報告に沿った改革を始め既定方針に基づく諸改革の前倒しを含む着実、迅速な実施を図るほか、臨時行政調査会、累次の臨時行政改革推進審議会及び行政改革委員会の答申等において提起され今後において改革の推進を要する諸問題並びに行政監察及び行政評価等による勧告等並びに会計検査院の決算検査報告における指摘事項についても、所要の施策の検討、具体化に努める。 	<p>方針⁹ 大綱^{VI}</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政改革大綱及び今後の行政改革の方針記載事項のほか、省庁再編に伴う副大臣・政務官の設置、政策調整システムの導入、司法制度改革推進本部の設置(平成13年12月1日)、行政機関による法令適用事前確認手続の導入(平成13年3月27日)とその拡大(平成16年3月19日)等の改革を実施したほか、毎年度の予算編成過程、組織定員審査においても既定方針を実現 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも既定の方針に従い、引き続き所要の施策の検討、具体化に努力
<p>2 フォローアップ (推進官庁：内閣官房、総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本大綱に定められた改革事項について今後平成17年までの間を一つの目途として集中的な実施を図るため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置する。 毎年度本方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。 政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を同本部に報告するとともに公表する。 	<p>大綱^{VII} 方針⁹ 大綱^{VII}</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年1月6日に、内閣総理大臣を本部長、行政改革担当大臣を本部長代理、内閣官房長官と総務大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする行政改革推進本部を内閣に設置・平成16年12月24日に、「今後の行政改革の方針」策定を踏まえ、同方針の集中的・計画的な実施の推進を、同本部の設置目的に追加 同本部は、これまでに17回開催され、特殊法人等整理合理化計画、公務員制度改革大綱等を決定 初回となる本フォローアップを平成17年3月31日に行政改革推進本部に報告し、公表 初回のフォローアップを平成14年3月28日に、第2回を平成15年3月31日に、第3回を平成16年3月31日に行い、第4回となる本フォローアップを平成17年3月31日に、それぞれ行政改革推進本部に報告し、公表 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも行政改革推進本部において行政改革を総合的、積極的に推進 今後とも今後の行政改革の方針の実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告 今後とも行政改革大綱の実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告

(参 考 資 料)

- ・ 今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定） 1
- ・ 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定） 19

今後の行政改革の方針

平成 16 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

行政改革については、中央省庁等再編後の概ね 5 年間で集中改革期間として、国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方や行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築することを基本理念とする「行政改革大綱」（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定。以下「12 年行革大綱」という。）に基づき、特殊法人等改革、行政委託型公益法人等改革、政策評価制度の導入などを進め、成果を挙げてきたところである。

しかしながら、行政改革は、不断に取り組むべき課題であり、引き続き、構造改革の重要な柱の一つとして、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点から強力に推進していく必要がある。

このため、今後の行政改革の方針を決定し、行政改革の手綱を緩めることなく、更に積極的に推進することにより、簡素で効率的な政府を構築し、財政の立て直しに資するとともに、行財政運営の改善・透明化、国民生活の利便性の向上を図ることとする。

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(1) 国民の期待に応えるスリムで効率的な政府の実現

社会経済情勢の変化に対応したスリムで効率的な政府を実現するため、国の事務・事業の見直しを行い、必要性の低下した事務・事業については、積極的に廃止・縮小を進め、必要性はあるものの国が直接行う必要のない事務・事業については、民営化、民間委託、PFI の活用、独立行政法人への移管等を進めることにより、組織・業務の減量・効率化を図る。特に、地方支分部局等の事務・事業や、情報通信技術の活用により効率化が見込まれる事務・事業について、以下のア、イに取り組むことにより、集中的に減量・効率化を行う。

このような合理化の取組を通じて、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間に平成 16 年度末定員の 10%以上を削減することを目指す。このため、平成 17 年夏に定員削減計画を改定する。これにより、府省内はもとより、府省を越えた定員の再配置を進め、治安、徴税等真に必要な部門には適切に定員を配置するなど、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する。その際、府省を越える配置転換の一層の活用を努める。

また、行政組織についても、総合性及び機動性の向上を図りつつ、簡素かつ効率的なものとする。

このような減量・効率化を具体的かつ計画的に進めるため、予算編成過程等を通じて、中期的事項を含め組織・業務の見直しの具体化を図り、これを減量・効率化に係る方針として取りまとめて公表するとともに、毎年改定を行う。

ア 地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し

地方支分部局等の事務・事業について、別紙 1 に掲げる取組をはじめとして、以下の考え方により抜本的な見直しを行う。なお、見直しに当たっては、三位一体の改革の取組や今後の道州制等の検討を踏まえる。

(ア) 地方支分部局等が行う必要性の低下した事務・事業は、廃止、民営化等を行うこととし、地方公共団体から要望がある場合については、地方公共団体への移譲を行う。

地域産業振興、業所管行政等については、地方分権や規制改革を進め、これにより業務の地方公共団体への移譲、廃止を行う。

(イ) 地方支分部局等が行う必要のある事務・事業であっても、政策の実施に係るものについては、民間委託、独立行政法人への移管等を積極的に進める。

(ウ) 地方支分部局等が行うその他の事務・事業についても、全面的な見直しを行い、情報通信技術の活用、民間委託等を進める。

イ 情報通信技術の活用

行政分野への情報通信技術の活用を図るとともに、これに伴う以下の業務改革に取り組むことにより、組織・業務の減量・効率化を行う。

(ア) 「電子政府構築計画」（平成 15 年 7 月 17 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）決定）に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、同計画等に基づき、新システムへの移行及びそれに伴う業務改革を行い、実質的に 4 割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の 3 割以上の削減を行う。

(イ) 行政手続のオンライン化による組織・業務の減量・効率化の実をあげるため、法令に基づくすべての行政手続を抜本的に見直し、2割以上の行政手続について、削減、統合・ワンストップ化、添付書類の削減・廃止、申請・届出等の頻度軽減、処理期間の短縮等を行う。特に、年間申請件数10万件以上の手続については、後掲5(1)アに掲げる行動計画の策定を通じて、思い切った合理化を実施する

(ウ) いわゆる旧式(レガシー)システム等の業務・システムについては、後掲5(1)イにより、可能な限り早期に最適化を実施し、定員の大幅な削減を計画的に進める。

(エ) 上記の取組に加えて、人事・給与、共済、物品調達、物品管理等の業務については、後掲5(1)イに定める決裁等の業務処理の改革や手続の簡素化等を積極的に行うとともに、他の業務についても決裁階層を含む業務処理手順の簡素化、起案・決裁の電子化等の抜本的な業務改革を行う。

(2) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において、法人組織の廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。また、特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生ずる問題点を具体的かつ明確に説明できない場合には特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。

特に、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち32法人については、

- ① 独立行政法人消防研究所及び独立行政法人農業者大学校の廃止
- ② 次に掲げる各法人の統合
 - ・ 独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
 - ・ 独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所
 - ・ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所
 - ・ 独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター
 - ・ 独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所
 - ・ 独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校

③ 研究開発・教育関係法人の役職員の身分の非国家公務員化

をはじめとする組織・業務の見直し内容が決定されたところである。これらの法人については、決定された見直し内容に沿った措置を着実に実施するとともに、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人のうち今後結論を得ることとなる24法人についても、本年の見直し結果を踏まえつつ、組織・業務全般の見直しについて、平成17年中に更に検討を進め、結論を得る。

なお、当該見直し後に策定される新たな中期目標については、当該見直し時における総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指す。

また、運営費交付金については、透明性を向上させ、説明責任を確保する。

(3) 特殊法人等改革の着実な実施等

特殊法人等については、改革対象となる163の法人について「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)に沿って改革を進めており、これまで既に8割強(135法人)について廃止、民営化、独立行政法人化等の措置が講じられたところであるが、今後とも、組織形態について未措置の法人について、法改正等の所要の措置を講じる等引き続き「特殊法人等整理合理化計画」の具体化を進める。特殊法人等及び特殊法人等から移行した独立行政法人については、事業の廃止・縮小・重点化などを通じて財政支出の縮減を図る。

(4) 行政代行法人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに、以下の法人について、所要の見直しを行う。

ア 特別の法律により設立される法人

(ア) 特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月26日閣議決定)において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。

(イ) その他の特別の法律により設立される法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。

イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

(ア) 法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

(イ) 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

ウ 基金等を保有する法人

補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。）については、以下の基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。

- ・基金事業の見直しの時期の設定に係る基準
- ・資金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準
- ・基金の保有割合についての数値基準
- ・使用見込みのない資金の国への返納に係る基準

2 行政効率化の推進

ア 各府省は、納税者の視点に立って、各府省毎に作成した行政効率化推進計画（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議取りまとめ）に基づき、「行政コスト削減に関する取組方針」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）の取組を引き継ぎ、以下の取組をはじめとする別紙 2 の関係府省に共通する主要な取組を実施するなど行政効率化を推進する。

(ア) 公用車の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成 15 年度から平成 25 年度までの間に約 600 台削減する。

(イ) 公共調達の効率化

公共調達について、価格だけでなく技術や品質を含めた評価の下で、健全な競争を促進するなど入札・契約の一層の改革・適正化を進める。

(ウ) 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト構造改革に取り組み、平成 15 年度から 5 年間で 15%の総合コスト縮減率の達成を目指す。

(エ) 電子政府関係の効率化

電子政府の構築に向けて、業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。

(オ) アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通業務、各府省固有事務・事業ともに積極的に推進する。

(カ) IP 電話の導入

IP電話については、通信費の削減を図るため、すべての府省は、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、順次導入を図る。

(キ) 統計調査の合理化

農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。
また、IT を活用した効率的かつ高度な統計調査を実施するとともに、可能な分野については早急にアウトソーシングを進める。

(ク) 国民との定期的な連絡に関する効率化

税の申告、年金受給者の生存確認等、国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、インターネット等の活用により、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。

(ケ) 出張旅費の効率化

外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用することとする。

(コ) 交際費等の効率化

部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。

イ 各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。

ウ 各府省は、平成18年度までを行政効率化の重点期間とし、毎年概算要求までに、それぞれ、実務経験の豊富な民間有識者を含む「行政効率化推進会議（仮称）」を開催し、前年度までの行政効率化推進計画の実施状況、会計検査院の検査報告、総務省の行政評価・監視結果に基づく勧告等、財務省の予算執行調査などを踏まえ、次年度以降取り組むべき行政効率化策を議論し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。

エ 各府省は、行政効率化関係省庁連絡会議に、各府省の「行政効率化推進会議（仮称）」の議論の結果や行政効率化推進計画の見直し等を報告し、同連絡会議を通じて全省的な行政効率化に結びつける。

なお、各府省の行政効率化推進計画の実施状況を踏まえ、必要な場合には、推進体制の更なる強化について検討する。

3 行財政の制度及び運営の改善・透明化

(1) 特別会計の見直し

特別会計については、「特別会計の見直しについて—基本的考え方と具体的方策—」（平成15年11月26日財政制度等審議会）及び「特別会計の見直しについて—フォローアップ—」（平成16年11月19日同審議会）で提起されている指摘や、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づき関係府省により作成される改革案を踏まえつつ、引き続き歳出改革の推進を図ることとし、各特別会計の性格に応じて、以下の①から④をはじめとする検討や制度改革等を行う。また、国全体の財政資金の効率化の観点から、不用・剰余金を縮減するなど、歳出の効率化・合理化を推進し、一般会計からの繰入を抑制する。

その際、固有の財源の有無に関わらず、事業の評価や予算執行の状況も踏まえて、個々の事業内容に踏み込んだ見直しを行う。特に、各特別会計の設置目的との関連性が希薄化している事業や、国として直接事業を行う必要性が低下した事業については、その廃止・縮減・独立行政法人や民間への移管等を図る。また、各特別会計の区分経理の必要性、会計間、勘定間の繰入の合理性についても厳しく検証し、徹底した見直しを行う。なお、各特別会計における資金の流れや事務事業の内容につき、一覧性を高める形で、情報の開示を更に進める。

- ① 公共事業関係特別会計のうち、一般会計からの繰入を主要な財源とするものについて、一般会計と区分経理する必要性を検討する。
- ② 保険事業関係特別会計について、業務勘定で行われる福祉事業等の徹底した見直しを行うとともに、民間保険事業の状況を踏まえ、国として保険事業を行う必要性の存否を検討する。
- ③ 行政的業務関係特別会計について、各特別会計の性格に応じ、自収自弁を基本とし、一般会計からの繰入の抑制に努める。
- ④ 融資・資金関係特別会計について、出資・融資事業の廃止・縮減・移管等を含め、国として事業を行う必要性や特別会計相互の区分経理の必要性を検討する。

(2) 公会計の見直し

各府省の財務状況の開示を一層進めることにより、説明責任（アカウンタビリティ）の履行の向上及び行政効率化に資する財務情報の提供を図るため、各府省においては、一般会計、特別会計及び特殊法人等を連結した省庁別連結財務書類について、試行を経て、平成18年度から「年次報告書（仮称）」として公表する。

また、政策ごとに予算と決算とを結び付け、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けて、平成18年度までに整備を進める。

(3) 行政立法手続の法制化

行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政立法について、共通の手続として国民一般からの意見提出手続等を法制化することとし、行政手続法検討会報告（平成16年12月17日）に沿ってそのための立案作業を進め、次期通常国会に提出する。

(4) 政策評価の充実

達成目標の明示、事後評価の徹底、学識経験者の知見の一層の活用などによる政策評価の質の向上を図りつつ、評価結果を各府省の予算要求等政策に反映させるとともに、政策群等の各府省にまたがる政策については府省横断的な検証に積極的に取り組むなど、政府

全体としての政策評価の充実に努め、効果的・効率的な行政の推進を図る。

また、政策評価に関する情報の公表を徹底し、外部からの検証可能性を確保するなど、国民に対する説明責任の徹底を図る。

さらに、平成17年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「行政機関政策評価法」という。）の施行から3年を経過することから、政策評価・独立行政法人評価委員会等の議論を踏まえながら、同法の施行状況に検討を加え、その結果に基づいて、政策評価の改善・充実に必要な措置を講ずる。

4 規制改革の推進等

(1) 規制改革の推進

規制改革については、民間主体の「規制改革・民間開放推進会議」と閣僚で構成する「規制改革・民間開放推進本部」の緊密な連携の下、

- ・ 事前規制型行政から事後監視型行政への転換を図るべく推進する。また、規制の新設を必要最小限にするとの基本方針の下、規制の新設審査等を厳格に行う。
- ・ 国の事務事業について、官で行わなければならないかという視点に立って根底から検証し、市場化テストの導入も図りつつ、民間開放を強力に推進する。
- ・ 地方公共団体の業務の民間開放について、その阻害要因になっている国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行う。

ア 市場化テスト

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）等を踏まえ、市場化テスト（官民競争入札制度）を積極的に活用し、規制改革・民間開放を抜本的に推進する。

このため、平成17年度にモデル事業を実施し、本格的導入に向けて「市場化テスト法」（仮称）も含めた制度の整備を検討する。

イ 国の事務事業の民間開放

平成16年における取組を更に総合的に進め、国の事務事業の民間委譲（民営化、委譲）、業務委託（包括的、個別的）を推進する。また、その推進に当たり、民間開放される事務・事業の実施に必要となる施設等の利活用の観点から、国有財産の行政財産としての利活用や普通財産としての賃貸、売却に関する国有財産管理制度について、国の機関等に周知徹底する。

ウ 主要「官製市場」の改革等

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、計画の実施状況の監視やフォローアップ、個別要望や新たな課題への対応など、検討を進める。特に、規制改革・民間開放推進会議が重点検討事項として掲げている、医療や教育分野を中心とする14の検討項目について、規制改革・民間開放推進会議の第1次答申において示す具体的施策を踏まえ、規制改革・民間開放推進本部とも連携を図りつつ、速やかに必要な検討を進める。

エ 規制影響分析

「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき、平成16年度から各府省において試行的に実施されているRIA（規制影響分析）について、その積極的な実施を推進するとともに、評価手法が開発された時点で行政機関政策評価法の枠組みの下で早期に規制の事前評価の義務付けを図る。

(2) 構造改革特区の推進

構造改革特区については、これまでに、教育、農業、医療分野での株式会社の参入等様々な規制改革を実現したところであるが、平成16年10月中旬から11月中旬までに受け付けた提案のうち、特区又は全国で実施するものを、平成17年2月を目途に構造改革特別区域推進本部において決定するとともに、「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定）に基づき、引き続き、定期的に地方公共団体や民間事業者等から提案を募集し、寄せられた提案を実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を行う。

また、構造改革特別区域計画については、これまでに全国各地、幅広い分野において認定を行ったが、今後とも、地方公共団体の作成した構造改革特別区域計画が構造改革特別区域基本方針に定められた事項を満たす場合には、その数を限定せず、認定する。

さらに、特区において講じられた規制の特例措置については、導入後概ね1年を経過した規制の特例措置につき、構造改革特別区域推進本部の下に設置された評価委員会において、全国展開に関する評価を行い、特段の問題の生じないと判断されたものについては、全国展開する決定を行っているが、今後とも、評価委員会で特段の問題の生じないと判断されたものは、速やかに全国展開を図る。

併せて、特区提案を実現できなかった案件についての構造的な要因等の問題点を明らかにした総点検結果を受けた取組等を行うこととする。

5 電子政府・電子自治体の推進

(1) 電子政府の推進

電子政府の推進については、「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、以下の施策に重点的に取り組む。

ア 国民の利便性・サービスの向上

(ア) オンライン利用促進

(i) 各府省において、年間申請件数の多い（年間申請件数 10 万件以上）手続、企業が行う頻度の高い手続、オンライン利用に関する企業ニーズの高い手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定め、各手続ごとに、費用対効果や利用促進の誘引策等も勘案しつつ、利用者視点に立ったシステム整備、サービスの改善、業務の効率化による実費の手数料への適切な反映や添付書類を含め手続そのものの簡素化・合理化の徹底、処理期間の短縮等の具体的利用促進措置とその実施期限、利用率の目標等を定めた行動計画（アクション・プラン）を平成 17 年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。

(ii) 国民等からのニーズの高い手続については、原則として 24 時間 365 日受け付けるノンストップサービス化とワンストップサービス化の推進を図る。

(iii) 年間申請件数の多い手続、企業等からのニーズの高い手続（登記関係手続、自動車保有関係手続等）で、オンライン化未実施のもの（一部未実施を含む。）については、できるだけ早期に全国的なオンラインサービスを実現する。また、企業コストの軽減や行政運営の効率化等を図る観点から、企業を対象とした手続は基本的にオンライン利用されるよう、関係団体等への周知、要請等を行う。

(イ) 行政情報の提供の充実、利便性の向上

(i) 行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るため、「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）」（平成 16 年 11 月 12 日 CIO 連絡会議決定）に基づき、各府省において、提供する情報内容を充実するとともに、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供等を推進する。

(ii) 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）等の施行後の状況等について検討を行い、平成 17 年 3 月を目途に結論を得た上で、

速やかに必要な措置を講ずる。また、国民、企業等から反復継続的に開示請求が見込まれるものは、国民等の意見・要望等を踏まえ、事務負担軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図る。

イ 業務・システムの最適化（効率化・合理化）

(i) 各府省の業務・システム（77 分野）の最適化計画を平成 17 年度末までのできる限り早期に策定するとともに、当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務処理時間や経費の削減などの効果を上げる。

(ii) 人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については、各府省における各業務・システムの最適化の実施に当たり、情報システムの統一化、起案・決裁をはじめとする業務処理の標準化・自動化、手続の簡素化等を図るとともに、職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る。また、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、システム構成、調達方法等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。

(iii) 業務・システムの最適化の取組は、一過性のものではなく、最新の技術動向等を踏まえ、PDCA（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善））サイクルによる不断の改善が必要である。

このため、CIO 連絡会議の下、総務省が中心となって、現在の最適化計画策定指針に加え、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を平成 17 年度中に策定する。各府省においては、これらの指針に沿って、最適化を実施するとともに最適化実施の評価を行う（府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては担当府省が中心となって行う。）。また、CIO 連絡会議の下、総務省において、上記指針との整合性確保等の観点から、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。各制度官庁においては、最適化計画やその実施状況等を予算や組織・定員管理等に活用する。

(iv) 独立行政法人の運用する情報システムの最適化を実施するため、システムに要するコストの削減等業務運営の効率化を目的に、所管府省は、国の取組に準じて、主要業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を中期目標に盛り込む等の措置を講ずる。

(2) 電子自治体の推進

電子自治体の推進については、すべての地方公共団体において情報通信技術を利用した質の高い行政サービスを提供していくとともに、地方公共団体ごとのシステム開発に伴う重複投資の回避や円滑な相互接続・連携による効率的で質の高い電子自治体を構築していく観点から、総務省が中心となって、以下の施策に重点的に取り組む。

ア 地方公共団体が取り扱う手続のうち主要な申請・届出等手続についてのオンライン化を推進するために引き続き必要な支援を行う等、行政手続のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。

イ 電子自治体業務の標準化・共同化により、業務・システム全体を最適化する観点から、情報通信技術を活用した業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用を民間に委託する「共同アウトソーシング」を推進し、低廉なコストで高い水準の運用を実現する。各地方公共団体においては共同アウトソーシングの推進等による効率的な電子自治体の構築を推進する。

(3) 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進

ア 手続のオンライン化で必要となる国民の本人確認について、電子政府・電子自治体の共通基盤である公的個人認証サービスの利活用を推進する。このため、各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始するとともに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進する。

イ 住民の利便性の向上を図るとともに、行政事務の効率化を推進するため、住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。また、住民基本台帳カードについて、多目的利用の促進を図り、その普及に努める。

ウ 国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、原則として霞が関 WAN・総合行政ネットワーク（LGWAN）を活用することとし、国・地方を通じた行政情報の共有化、業務の効率化を推進する。

(4) 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進

ア 政府として統一的な「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、情報セキュリティに関する政府の基本方針を明確に示すこととし、各府省庁の情

報セキュリティの水準の斉一的な引き上げを図ることによって、行政事務の円滑かつ適正な遂行に努める。

イ 電子政府の基盤法制である「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 58 号）について、適切かつ厳格な運用を行う。このため、各行政機関は、平成 16 年 9 月に総務省が策定した指針等を参考として保有個人情報の適切な管理に関する規程等を整備するなど必要な措置を講ずる。各独立行政法人等においても、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）について、同様に取り組む。総務省は、各行政機関等が講じた上記の措置の実施状況を含め各法律の施行状況について報告を求めること等により、各行政機関等における各法律の適正な運用の確保を図る。

6 公務員制度改革の推進等

(1) 公務員制度改革の推進

ア 基本方針

公務員制度改革については、これまで、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、「今後の公務員制度改革の取組について」（平成 16 年 6 月 9 日与党申入れ）を受けて改革の具体化を進めてきたところであるが、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討する。

一方、現行制度の枠内でも実施可能なものについては早期に実行に移し、改革の着実な推進を図る。

イ 当面の取組方針

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

(ア) 適切な退職管理

(i) 適切な退職管理を行うに当たっては、いわゆる早期退職慣行の是正が重要であり、引き続き、計画的に推進する。その推進に当たっては、能力主義の徹底による年次主義やピラミッド型人事構成の見直しを進めるとともに、必要なスタッフ職の整備・充実や大学・研究機関等を含め広く人事交流を進めるなどキャリアパスの多様化に資する方策を講ずるものとする。

また、現行制度下における改革の推進を図る観点から実施体制を整備する。

(ii) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人への公務員の再就職については、これらの法人役員への国家公務員出身者の選任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、独立行政法人及び特殊法人については、引き続き選任手続を適切に行い、認可法人については、各府省は、離職後2年以内の所管法人への常勤役員への就任に際して、あらかじめ内閣官房長官に報告することとする。

併せて、国と特に密接な関係を持つ公益法人役員への国家公務員出身者の就任については、公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、公益法人役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう指導することとし、各府省は、所管法人からの報告の内容を、総務省を通じて、内閣官房長官に報告するものとする。

(イ) 評価の試行

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るためには、職員が職務行動を通じて発揮した能力等をよりの確に把握することが必要であり、現行制度の下における評価手法を改善し、より実効ある評価を通じた公務能率の一層の増進を図る。このため、公務部門の多様な職場、職種に対応した評価手法を開発し、定着させていく観点から、平成17年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組を進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。

(ウ) 公務部門の人材の確保・人材の活性化

複雑かつ高度な行政ニーズに的確に対応するためには、多様で質の高い人材の確保・育成、人材の交流等に計画的かつ戦略的に取り組んでいくことが極めて重要である。このため、公務部門における多様で有為な人材の確保、計画的な能力開発や人材交流の促進に資するための方策について平成17年度以降順次実行に移すことを目途に検討を進める。

ウ 当面の改革の進め方

上記イ(ア)(i)、(イ)及び(ウ)については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イ(ア)(ii)については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。

(2) 地域における国家公務員給与の在り方の見直し

地域における国家公務員給与の在り方については、地域における官民の給与較差を踏まえ、人事院において、具体的措置の取りまとめを行うこととしており、政府としては、その内容を踏まえ、速やかに検討を行い、その取扱方針を決定する。

7 公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要であることにかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21世紀の我が国の社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していくものとする。

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを旨とする。

8 地方分権の推進

(1) 市町村合併の推進

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、以下のとおり、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

ア 現行の「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「現行合併特例法」という。）においては、平成17年3月末までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月末までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする経過措置規定が設けられており、この経過措置規定の適用期限内にできる限り市町村合併を進めるよう強力に推進する。

イ 現行合併特例法が失効する平成17年4月以降においては、先般制定された「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき市町村合併を進めることとなる。この法律においては、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あっせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができることとされており、このような措置を有効に活用することとし、引き続き市町村合併を強力に推進する。

（2） 地方行革の推進

ア 地方公共団体の行政改革については、これまでも平成9年の「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」（以下「平成9年地方行革推進指針」という。）等に基づき地方公共団体に積極的な推進を要請し、各地方公共団体において真摯に取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、以下の事項をはじめとする行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定する。

（ア） 地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正化の一層の推進等

地方公務員の定員管理については、平成9年地方行革推進指針に基づき、各地方公共団体において数値目標を定めた行政改革大綱を策定するなどの取組が行われてきているところであるが、社会経済情勢等を踏まえ、更なる定員管理の適正化をより強力に進めるとともに、定員適正化計画の策定・見直しを推進する。

地方公務員の給与については、なお一部に見られる不適正な給与制度・運用について、業務の性格や内容を踏まえ、その適正化を強力に推進する。特に特殊勤務手当等の諸手当について各地方公共団体自らが総点検を行うとともに、昇格・昇給の適切な運用について、重点的な取組を行うよう要請する。また、地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとして、地方公務員の給与の在り方の見直しに向けた取組を推進する。

さらに、地方公務員の定員・給与等の状況の公表内容の充実を図り、議会や住民への情報公開を徹底する。

（イ） 民間活力を最大限活用した民間委託等の推進

民間委託等の推進の観点から、事務事業全般にわたり改めて点検を行うよう要請するとともに、団体区分ごとの委託実施団体の比率、民間委託等の代表的事例や効果等

を各団体で比較検討できるよう広く情報提供を行い、積極的かつ計画的な民間委託等の推進を図る。併せて、PFI事業の適切な活用を図るよう要請する。

（ウ） 指定管理者制度の積極的活用

現行の管理委託制度により出資法人等へ管理委託している公の施設について、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに、施設の廃止を含め管理の在り方について総合的に点検するよう要請する。現在直営で管理している公の施設についても、同様に、施設の廃止を含め管理の在り方について総合的に点検するよう要請する。

（エ） 第三セクターの抜本的な見直し

第三セクターについては、地方公共団体に対し、第三セクターの経営改善の一層の推進のため、以下の取組を行うよう要請する。

（i） 監査体制及び点検評価の充実・強化、積極的かつ分かりやすい情報公開を行うとともに、統廃合、民間譲渡、完全民営化を含めた既存法人の見直しを一層積極的に行うこと

（ii） 特に、指定管理者制度の創設を踏まえ、第三セクターに公の施設の管理を委託している地方公共団体にあつては、第三セクター以外の民間事業者の活用について積極的に検討を行うこと

（オ） 地方公営企業の経営健全化等の推進

地方公営企業や地方公社について、民間との適切な役割分担を踏まえた業務の在り方の見直しや民間的経営手法の積極的な導入等により、経営健全化等を一層推進する。

（カ） 電子自治体の推進

総合行政ネットワーク（LGWAN）、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証サービスなどの基盤を活用し、セキュリティの確保にも十分留意しながら、電子自治体を推進することにより、住民サービスの向上を図るとともに、地方公共団体の業務改革を促進する。

（キ） 行政評価制度の効果的・積極的な活用

地方公共団体の政策・施策・事務事業について、行政評価を効果的・積極的に活用し、戦略策定－実施方針決定－実施－評価－見直しといったサイクルを確立・活用す

ることによって、その目的、手段、投入した経営資源等の必要性、有効性、妥当性等を検証し、地方公共団体の効率的・効果的な行政組織運営を図る。

(ク) 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体が住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視の下に、地方公共団体における公正の確保と透明性の向上を図る必要がある。このため、情報公開条例や行政手続条例の制定やパブリックコメント手続制度についても引き続き積極的に活用するよう要請する。

イ 地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進する。

ウ 地方公務員の定員・給与等の状況をはじめとする人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況等の取組状況、バランスシート、行政コスト計算書等の財務状況などについて、住民等に対し他の団体と比較可能な形での公表など住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成 17 年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。

また、地方公共団体の効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力に応える地方交付税の算定を実施する。

なお、地方公共団体の行政改革を阻害する要因となる国の制度・施策については、不断の見直しを行うものとする。

9 その他

中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」（平成 10 年法律第 103 号）の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。

また、本方針に掲げたもののほか、行政改革の推進に関し、12 年行革大綱等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

さらに、毎年度、本方針の実施状況に関するフォローアップを 12 年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。

地方支分部局等の事務・事業の抜本的見直し

<内閣府>

○ 沖縄総合事務局の農林統計事務については、農林水産省における農林統計事務全体の見直しに合わせた見直しを行う。

また、食糧事務については、旧那覇食糧事務所相当部分について、農林水産省における食糧事務所全体の合理化と同程度の割合の合理化を目指す。

その他の事務・事業についても、関係各省における検討状況を踏まえた見直しを行う。

<警察庁>

○ 都道府県情報通信部において、実施可能な民間委託の取組を検討するとともに、内部管理業務の効率化等を進める。

<防衛庁>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を適切に実施し、米軍及び自衛隊の行動を円滑に実施するため、地方公共団体とのより緊密な連絡調整を行うこととする。

このため、在日米軍の兵力構成の見直しに伴う所要の防衛施設事務所・出張所の整理統合等の減量・効率化なども図りつつ、防衛施設局、自衛隊地方連絡部等の地方組織について、必要な見直しを行う。

<総務省>

○ 総合通信局の出張所については、総合通信局本局への集約に伴う支障等の対策を講じた上で順次廃止する。

○ 情報通信技術や民間能力の活用を推進することにより、地方支分部局における事務・事業の減量・効率化を図る。

<法務省>

○ 法務局・地方法務局の支局・出張所の統廃合の推進による定員の合理化を進めるとともに、登記申請のオンライン化及び登記情報システムの最適化等の情報通信技術の活用を早急に推進し、合理的な定員配置を目指す。

○ 行刑施設について、その機能が効果的・効率的に発揮されるよう、内部管理業務の見直し、

情報通信技術の活用等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。

- 入国管理官署について、警察との連携の強化、情報通信技術の活用、出張所の再編、内部管理業務の見直し等を進め、業務の効率化及び合理的な定員配置等を図る。
- 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。

<財務省>

- 税関については、平成 17 年度末までのできる限り早期に NACCS（通関情報処理システム）等の最適化計画を策定し、業務の効率化を推進する。
- 国税局・税務署については、e-Tax（国税電子申告・納税システム）普及促進を図ること等、情報通信技術の活用による業務の効率化を引き続き推進する。

<厚生労働省>

- 労働基準監督署及び公共職業安定所については、経済社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き必要な見直しを行い、統廃合を図る。
また、職業紹介関係事業の在り方を検討するとともに、民間で行うことがより効率的・効果的な分野については、民間開放を進める。
- 国民年金保険料の納付率向上を図るため、市町村など自治体、国税庁など関係省庁、各種団体等との連携の強化、インターネットの活用など、納付環境の整備を進める。
- 情報通信技術の活用により、社会保険の申請・届出や年金相談をはじめ、社会保険事務所の減量・効率化を進める。
- 社会保険庁の組織の在り方については、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」において、独立行政法人化等公法人化すべきではないか、民間に委ねてはどうか、社会保険庁の業務の一部を他の機関に移管してはどうかという議論をも含め、あらゆる議論を例外とせず幅広い検討を行うこととし、それを踏まえ、平成 17 年夏までの可能な限り早い時期に結論を得る。
- 社会保険・労働保険の徴収事務のさらなる一元化について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務について検討し、可能なものから逐次実現を図る。法律改正が必要な事項についても速やかに検討を進め、平成 17 年度までに結論を得て、可能なものから所要の措置を実施する。

<農林水産省>

- 旧食糧事務所業務のうち、リスク管理業務等については、今後の情勢の変化を踏まえ、アウトソーシングの観点を含めた合理化等の見直しを行う。

- 農林水産統計について、業務の必要性のゼロベースからの見直しやアウトソーシングの導入等により、定員を大幅に削減するものとし、平成 18 年度に予定されている地方農政事務所と統計・情報センターの統合も踏まえ、計画的に進める。
- 情報部門の事務・事業について、アウトソーシングを進める。
- 公共事業については、地方農政局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）をはじめとした事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事務の効率化を推進する。

<経済産業省>

- 鉱山保安業務については、鉱山保安法等の改正により、平成 17 年度から産業保安業務と一体的に実施されることを踏まえつつ、業務の実効的・効率的な実施を図る。
- 定型的内部管理業務については、本省の取組と併せて、情報通信技術の活用等により、引き続き効率化を進める。

<国土交通省>

- 情報通信技術の活用に対応した業務改革を実施し、業務の効率化を図る。特に、自動車登録業務については、自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの稼動開始に伴う登録手続のオンライン申請の導入・普及状況を踏まえ、オンライン化される申請手続に係る一連の事務処理の電子化等による業務の効率化を進める。また、平成 20 年にワンストップサービス・システムの全面導入を目指す。
- 主要 9 港以外の地方港について港湾運送事業に関する需給規制を廃止する等引き続き規制緩和に取り組み、これまで規制緩和を進めてきた分野を含め、規制緩和の趣旨にのっとり規制に係る手続、運用その他の業務を見直し、効率化を進める。
- 航空保安業務については、業務の拠点官署への統合化や保守業務の民間委託により業務の効率化及び要員配置の合理化を進める。
- 北海道開発業務については、各種調査業務、設計業務等の民間委託を推進するとともに、事業執行の効率化等の観点から事業所等の統廃合を進める。
- 公共事業については、地方整備局における各種調査業務、設計業務等の民間委託等を積極的に進めるとともに、電子入札等公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）をはじめとした事務処理の情報通信技術の活用の推進を図り、事務の効率化を推進する。
- 船員労働委員会については、船員数の減少、労使紛争の現況等を勘案して、業務の効率化を図るとともに、その在り方について検討を進め、見直しを行う。
- 治安など真に必要な部門に適切に定員を配置するため、定員の再配置を進め、メリハリのある定員配置を実現する。

注＜外務省＞

上記のほか、在外公館については、定量的指標も踏まえつつ定期的見直しを行うこととし、設置時からの状況の変化を受けて必要性の低下したものについて統廃合等を図る。

また、在外公館に配置されている要員については、新電信システムの導入など既存の業務システムの最適化等に伴う合理化を図ることにより、各公館ごとの行政需要等に応じて、適正な配置を行う。

関係府省に共通する行政効率化の主要な取組

1 公用車の効率化

各府省の保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）について、職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成25年度までに約600台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守し、仮に補充する場合には、再任用制度を活用することとする。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。これらの取組については、3年後に見直しをする。

なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

2 公共調達の効率化

(1) 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進

ア 公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

イ 上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。各府省ごとに一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

ウ 公共調達について、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を図るため、各府省ごとに公募型指名競争入札等による調達の割合（指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合）に関する目標数値を本年末までに定め、毎年度その実施状況を公表する。（平成16年度から5年間）

エ 特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

(2) 総合評価落札方式の推進

ア 公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、公

共工事の入札に係る総合評価方式の実施に関する目標値を定めて、総合評価方式の採用を推進する。

イ 公共工事について、国土交通省作成の総合評価方式事例集を活用するなどにより、総合評価方式に関する情報の普及を図る。

(3) 適切な競争参加資格の設定等

ア 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。

イ 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用する。

ウ 民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。

エ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

(4) 民間の技術力の活用

ア 公共工事について、VE（バリュー・エンジニアリング）方式・設計施工一括方式等を活用する。特に、各府省ごとに入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用を推進する。

イ 大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施する。

ウ 公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。

(5) 予定価格の適正な設定

ア 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。

イ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。

(6) 随意契約の適正な運用等

ア 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。

イ 各府省ごとに定める一定金額以上の随意契約案件について、各省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。

(7) 落札率1事案への対応等

ア 各府省ごとに定める一定金額以上の公共調達（予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないものと認めたものを除く。）について、落札率を一覧表にして公表する。

イ 取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用して幅広く行い、市場価格を適切に把握して予定価格のより適正な設定に努める。（再掲）

ウ 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引事例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。

エ 調達物の仕様を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。（再掲）

オ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。

(8) 国庫債務負担行為の活用

ア コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。

イ 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

(9) その他

ア 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。（過剰仕様等の排除）

イ 電話料金の割引制度の活用を図る。

ウ 事務用品の一括購入を推進する。

エ 電力供給契約の入札を実施する。

オ 電子入開札システムの活用を図る。

カ 庁舎の光熱水費を削減するため、他の先進的事例を参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。

3 公共事業のコスト縮減

公共事業のコスト縮減については、平成9年度からの取組を踏まえて平成12年度に策定され

た「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト縮減について取組を実施することに加え、平成15年度からは、平成15年9月に策定された「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革の取組を推進することとする。

当該プログラムに基づき、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達の最適化に向けての施策を実施し、平成14年度までの2割以上のコスト縮減（平成8年度比。物価の下落等を含む。）に加え、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、物価の下落等を除き、15%の総合コスト縮減率を達成することを目標とする。

4 電子政府関係の効率化

(1) 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

各府省に共通する業務・システム（21分野）及び個別府省の業務・システム（56分野）について、民間等の先行事例も参考としつつ、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化等による最適化を推進する。

また、これに対応した行政の減量・効率化を進める。

ア 各府省に共通する業務・システム

(ア) 業務・システムの最適化

(i) 「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、人事院等は平成16年度末までにシステムの主要な部分を整備するとともに、各府省は平成19年度末までに当該システムに順次更新することにより、業務の効率化と経費の削減を図る。

(ii) 「共済業務・システム最適化計画」及び「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき、早期に業務の見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。

(iii) 業務・システムのうち、災害管理、統計調査、研究開発管理等に係るものについては、平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に基づき、業務の見直し、システムの共通化・一元化等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を数値で明示する。

(イ) 行政組織等の減量・効率化

人事・給与等の内部管理業務について、最適化計画等に基づき各府省で実施する効

率化措置や定員削減等の目標を定めた合理化計画を可能な限り早期に策定する。

イ 個別府省の業務・システム

(ア) 業務・システムの最適化

旧式（レガシー）システム等個別府省の業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し、当該計画に基づき業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。なお、最適化計画の策定に際しては、業務処理時間や経費の削減効果（試算）を数値で明示する。

(イ) 行政組織等の減量・効率化

旧式（レガシー）システムは、新システム移行に合わせて定員削減等の合理化を図る。

このため、最適化計画の策定に併せて、各府省で実施する定員削減等の目標を定めた合理化計画を策定する。

ウ オンライン化に対応した減量・効率化

申請・届出等手続のオンライン化に伴う効率化をはかるため、手続の統廃合・ワンストップ化、添付書類の廃止等の手続の簡素化・合理化を推進するとともに、申請・届出を受けて行われる受付・審査等の一連の事務処理過程・体制の抜本的な見直しを行い、組織・業務の効率化・合理化を推進する。

(2) 国家公務員給与の全額振込化

国家公務員給与の全額振込化について、職員の協力を得つつ推進し、平成17年度末までに、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として100%の実施を目指すとともに、各府省別の実施状況を定期的にフォローアップする。

5 アウトソーシング

アウトソーシングについては、ガバナンスに留意しつつ、各府省共通的に取り組むうる警備・清掃等の庁舎管理等施設・設備等の管理業務、庁内LAN等の情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等について、これまでの各府省の取組を踏まえ、一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。

また、PFIについては、その事業の内容に応じ、先進的な取組を行っている府省の実績を参考に、他の府省においても効率化に資する取組を積極的に検討する。

的な実施を更に推進する。

6 IP電話の導入

IP電話については、通信費の削減を図るため、すべての府省は、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、平成16年12月までに行った検討結果の見直しを毎年行い、順次導入を図る。

7 統計調査の合理化

時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用し易い形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進する。

(1) 時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

(2) ITの活用

調査票の配布・収集のオンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び情報通信技術を活用した結果提供の高度化を図る。

なお、業務・システムの最適化については、平成17年度末までのできる限り早期に策定することとなっている「業務・システムの最適化計画」を踏まえ、各府省において取り組む。

(3) アウトソーシング

集計、データベースの作成・提供、実査等の統計事務のうち民間委託により対応可能な分野については早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。秘密の保護の観点等から民間委託になじまない製表等の事務については、その効率性等を踏まえつつ、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。

なお、各府省間で平成16年度中に作成する「民間委託に係るガイドライン」を踏まえ、アウトソーシングを更に加速する。

(4) その他

類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率

8 国民との定期的な連絡に関する効率化

国民との定期的な連絡を伴う業務を行うに当たっては、利用者の利便性を常に念頭に置くとともに、業務の効率化を図るものとする。

例えば、以下のような取組みを行う。

① これまで書面により行われていた手続（所得税、法人税及び消費税の申告、全税目の納税及び申請・届出等）をインターネット等でも行うことができる国税電子申告・納税システム（e-Tax）の全国拡大（平成16年度に全国拡大）により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。

② 厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーにおいて、55歳以上の者からの年金見込み額及び年金加入状況の照会を受け付けているが、本人への郵送による回答に加え、本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。平成16年度中の実施を目指し検討を進める。

③ 年金受給者の生存状況の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住民基本台帳ネットワークへの生存状況の照会による確認などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。平成18年度中の実施を目指し検討を進める。

9 出張旅費の効率化

出張により航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、その最大限の利用を図るものとする。

特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

各府省は、上記内容を周知徹底し、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。

10 交際費等の効率化

(1) 交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認する。

(2) 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

別紙3

公益法人制度改革の基本的枠組み

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

1 改革の方向性

(1) 改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

(2) 基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

また、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。

2 一般的な非営利法人制度

(1) 総則的事項

法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団形態と財団形態の2種類とする。

準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける。

(2) 社団形態の非営利法人制度

営利を目的としない団体を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するため、社員となろうとする者が2名以上集えば、一定額以上の財産的基盤がなくとも、法人の設立を可能とするほか、その事業について格別の制限をせず、公益活動を含めた幅広い活動ができることとする

法人の自律的な運営を確保するため、社員総会及び理事の制度を設けるほか、定款による理事会や監事の設置を可能とする。

また、法人運営の適正化を図るため、理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する。

法人の非営利性を維持しつつ、その資金調達手段や財産的基盤を確保するため、拠出金制度の選択を可能とする。

(3) 財団形態の非営利法人制度

設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進するため、必要最小限の資産で、法人の設立を可能とするが、その目的及び事業に一定の制限を設けることの可否について検討する。

設立者の意思を尊重しつつ、法人の自律的な運営を確保するため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな法定の機関（評議員会）を設けるほか、理事会及び監事を必置機関とする

また、法人運営の適正化を図るため、社団形態の非営利法人の場合と同様、理事の法人又は第三者に対する責任規定及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設ける。

(4) その他

以上のほか、定款又は寄附行為の変更、合併、解散、清算等に関する所要の規定を設ける。

また、一定規模以上の法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

なお、中間法人制度は、社団形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、これを廃止することとし、移行に関する所要の規定を設ける。

3 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

以下の方針により、公益性を有するにふさわしい規律のしっかりした非営利法人の受け皿となる仕組みを構築する観点から、具体的な制度設計を進める。

なお、特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

(1) 判断主体

現在の主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣に民間有識者からなる委員会を設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、必要な事務体制の整備を図るとともに、様々な活動分野における公益性を専門的見地から適切に判断できる措置を検討する。

また、一定の地域を拠点として活動する非営利法人に関しては、原則として都道府県知事において判断等を行うこととする。その際、都道府県に国に準じた機能を有する体制を整備し、国との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を図る。

(2) 判断要件

判断要件については、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）等を踏まえつつ、法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする。

公益性を有する非営利法人（以下(2)及び(3)において「法人」という。）の目的については、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とし、共益は従たる目的となる範囲内で認められる方向で検討する。

法人の事業については、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、付随的に収益を目的として行う収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用されること、公益的事業が営利企業の行う活動を阻害しないことなど所要の要件を設け、具体的な公益的事業を適切に規定する方向で検討する。

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

(3) 適正運営確保の方策

法人については、理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求めることとする。

また、プライバシーの保護等に留意しつつ、法人の組織、運営等について、インターネットの活用も含め、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項については、現行の指導監督基準による業務及び財務等に関する事項のほか、公益性の判断要件に係る事項、その他役員報酬に関する事項、管理費の水準等法人の適正運営を確保する観点から開示が

望ましい事項とする方向で検討する。また、判断主体においても、法人が開示している情報を集約し、インターネットも活用しつつ、国民一般に分かりやすく開示することとする。

さらに、事業報告書等の定期的な提出、報告徴収・立入検査、命令、公益性判断の取消し等必要な監督上の措置を、より明確な要件の下で判断主体が適切に講ずる方向で検討する。また、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の有無を確認することとする。

4 その他

(1) 現行公益法人の新たな制度への移行

現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行っており多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。

なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、内閣官房、総務省及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。

(2) 今後のスケジュール等

今後、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、所要の法律案を平成 18 年の通常国会に提出することを目指す。また、内閣官房は、総務省及び各公益法人所管官庁と連携して、新たな非営利法人制度の着実かつ円滑な施行に向けた準備作業に着手する。

行政改革大綱

平成12年12月1日
閣議決定

21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとする事とし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、①新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大きくくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、②国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、③行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、④行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を目指し、今後、平成17年（2005年）までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

こうした見地に立って、今後の行政改革の重要課題として、①新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革、②国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、③行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、④その他、電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等を推進する。

これら行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

I 行政の組織・制度の抜本改革

1 特殊法人等の改革

(1) 事業及び組織形態の見直し

ア 基本的考え方

特殊法人及び認可法人（以下「特殊法人等」という。）の改革については、特殊法人等の事業が現在及び将来にわたる国民の負担又は法律により与えられた事業独占等の特別の地位に基づいて実施されていること等にかんがみ、すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本の見直しを行う。

イ 「集中改革期間」における特殊法人等の抜本の見直し

各特殊法人等の事業及び組織形態の見直しについては、特殊法人等改革のための推進体制を整備した上、以下の方針を踏まえて検討を進め、平成13年度中に、各特殊法人等の事業及び組織形態について講ずべき措置を定める「特殊法人等整理合理化計画」を策定する。さらに、同計画を実施するため、可能な限り速やかに、遅くとも平成17年度末までの「集中改革期間」内に、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる。

(ア) 個別の事業の見直し

以下の基準に該当する各特殊法人等の個々の事業について、その具体的な事業の仕組み、事業実施の方法・手段等に遡った上で、その見直しを行うことにより、その廃止、整理縮小・合理化、民間・国その他の運営主体への移管等、整理合理化を図る。

- i) 内外の社会経済情勢の変化により、事業の対象が著しく減少又は変質する等により、事業の意義が低下しているもの。
- ii) 事業の本来の目標を概ね達成し、又は、近い将来、その目標を達成することが見込まれるもの。
- iii) 当初の事業計画に比して著しく非採算となり、その程度が継続的に拡大しているもの。
- iv) 事業が当初の予定に比べて著しく長期化し、実際の需要が当初の需要見通しを著しく下回っていること等により、事業効果が乏しく、又は不明確になっているもの。
- v) 事業遂行に当たって膨大な借入又は貸付等が行われ、かつ、その規

模が著しく拡大し民業を圧迫している等、事業の政策的再評価を要すると認められるもの。

vi) 本来の意図に反し、特定の対象を過度に優遇する結果になっているもの。

vii) 民間において類似の事業が現に行われ、又は民間と競合しているもの。

viii) 他の特殊法人等において類似の事業が行われ、重複しているもの。

ix) 特殊法人等の事業としてではなく、民営化、民間委託等による方が効率的なもの。

x) 事業の性格上、特殊法人等にアウトソーシングしなくとも、政府の直接処理により十分対応可能なもの。

(イ) 組織形態の見直し

上記(ア)の事業の見直し結果を踏まえ、以下の検討指針を基に、特殊法人等ごとに、当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する。この場合、各々の法人の事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、特殊法人等について指摘されている問題点（経営責任の不明確性、事業運営の非効率性、組織・業務の自己増殖、経営の自律性の欠如等）を可能な限り克服し得るような組織形態とするよう留意する。

i) 上記(ア)の事業の見直しにより、その主たる事業が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された法人について、原則、廃止を検討する。

ii) 事業の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が事業をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の事業の実施が可能な法人について、原則、民営化を検討する。

iii) 上記 i) 及び ii) の検討において廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）に基づく独立行政法人への移行を検討する。

この場合、法人の特性等により、通則法を直ちに適用し難い法人について、原則として、経営責任の明確化、事業運営の効率性の向上、透明性の向上等の観点から、法人の性格に応じ、個別法の整備、通則法に準じた共通スキームの整備等所要の法的措置等を検討するものとする。

ウ 累次の閣議決定事項等のフォローアップとその結果の公表等

平成7年以降、累次の閣議決定に記載された特殊法人等に関する指摘事項等については、本年中にフォローアップを行い、その結果を公表するとともに、今後引き続き、上記の見直しの一環として更に検討を進め、所要の措置を講ずる。

また、特殊法人等の業務については、その合理化、効率化等により、一層のコスト削減に努める。

(2) 財政負担、財政投融資の縮減・合理化

ア 基本的考え方

特殊法人等への政府の財政支援の在り方について、抜本的に見直すこととする。

具体的には、特殊法人等に対する出資金、補助金、交付金等については、上記(1)の考え方に基づき行われる事業及び組織形態の見直しなどを通じて、個々の特殊法人等の業務の内容に応じた適正な予算措置が行われるよう、前例等にとられることなく、厳しい見直しを行う。

また、財政投融資については、財政投融資制度の改革を着実に実施する。

イ 補助金等の整理合理化

i) 平成13年度予算編成過程においては、特殊法人等に対する補助金等について、既往の決定による特殊法人等の統廃合、事業の合理化を踏まえつつ、各法人ごとに社会的意義が低下している事業の廃止等、事業そのもの見直しを徹底し、その整理合理化を図る。また、特殊法人等に対する補助金等の状況について、予算編成後公表する。

ii) 今後進められる特殊法人等の事業及び組織形態の見直しや、経営評価・情報公開システムの整備等を通じ、補助金等の整理合理化を推進する。

ウ 財政投融資の見直し

財政投融資制度の改革初年度である平成13年度の財政投融資計画の編成に当たっては、改革の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。

また、平成14年度以降にあっても、同様の観点から引き続き財政投融資

の不断の見直しを進める。

(ア) 財政投融资の縮減・重点化

民業補完性、政策コスト分析、償還確実性等の精査を行い、財政投融资の縮減及びその対象分野・事業の重点化を図る。

(イ) 財投機関債発行機関の拡充

各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から財投機関債の発行に努めるものとし、財投機関債発行機関の拡充を図る。

(ウ) 政策コスト分析の充実・公表

将来の国民負担に関するディスクリージャーを一層進める観点から、対象機関の拡充を含め政策コスト分析の充実に取り組み、その結果を公表する。

(3) 経営評価・情報公開システムの確立

ア 基本的考え方

特殊法人等の業務内容及び財政基盤の両面にわたる公共性を踏まえ、適正かつ効率的な業務運営を実現し、国民の信頼を確保していくとの観点から、その業務状況等の一層の透明化・適正化を図るための措置を講ずる。

イ 特殊法人等情報公開法案の国会提出

i) 独立行政法人及び政府の一部を構成すると見られる特殊法人・認可法人の情報公開制度（開示請求制度及び情報提供制度）について、「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成12年7月27日行政改革推進本部特殊法人情報公開検討委員会）に沿って立案作業を進め、所要の法律案を次期通常国会に提出する。

ii) その際、情報提供制度については、独立行政法人及び当該特殊法人等の組織、業務、財務に関する基礎的情報、評価・監査等の提供すべき情報の内容をできる限り明確にした制度として整備する。

ウ 事業、業務運営等の評価の実施

特殊法人等の事業、業務運営等については、特殊法人等の事業及び組織形態の見直しとの関連にも留意しつつ、政策評価等の評価機能、民間コンサルタント等の活用により、所要の評価を実施し、その結果等を公表する。

エ 会計処理に係る透明性の向上

特殊法人等の会計処理については、独立行政法人について企業会計原則を基本とした行政サービス実施コスト計算書等の財務諸表を作成することとされたことを踏まえ、財政制度審議会において、透明性の向上、説明責任の観点から、特殊法人等が民間企業同様の活動を行っているとは仮定した場合の独立行政法人と同様の財務諸表を企業会計原則に従って作成することに関する検討を行い、1年程度を目途として結論を得る。

また、特殊法人の経理について、会計監査機能の強化を図る。

(4) 給与・退職金、人事の適正化

ア 給与・退職金の適正化等

特殊法人等の役職員の給与・退職金については、上記(1)の事業及び組織形態の見直し等を通じ、民間及び公務員との均衡、業績等に留意しつつその在り方を見直し、平成13年度に所要の調整を行うとともに、この調整を踏まえ各特殊法人等が定めた役員給与・退職金の支給基準を公表する。

また、特殊法人等の役職員の定数・定員については、上記(1)の事業及び組織形態の見直し等を通じ、その縮減を図る。

イ 役員人事の適正化

特殊法人等が中央省庁からの再就職の安易な受け皿とならないよう、特殊法人役員人事に関する累次の閣議決定を厳正に遵守するとともに、特殊法人等相互間の「わたり」についても、厳に抑制するなど所要の措置を講ずる。

2 国家公務員、地方公務員制度の抜本的改革

平成13年1月6日を期して行われる中央省庁新体制の発足に臨み、政治主導の下、公務員に対する国民の厳しい批判（組織への安住、押し付け型の天下り、国民への過度の介入、前例主義、サービス意識の欠如等）に正面から応える一方、身分保障に安住することのないよう、公務員が持てる能力を最大限に発揮し、強い使命感を持って国・地方が抱える内外の諸課題に挑戦することにより、公務員に対する国民の信頼を確保するため、公務員制度の抜本的改革を行う。

(1) 公務員への信賞必罰の人事制度の実現

- i) 年功序列的昇進や年齢給的な処遇を改め、成果主義・能力主義に基づく信賞必罰の人事制度の原則を明確にするなど、国家公務員法、地方公務員法等の見直しを行う。その際、まず各主任大臣が労務管理も含めた管理責任を負い、人事院はあらかじめ定められた基準による事後的チェック機能に当たる役割分担を確立する。
- ii) 人事評価システムの整備を進めるとともに、採用区分・試験区分に基づく硬直的な人材登用を改める。
- iii) 女性の積極的登用、中途採用及び社会奉仕活動を評価するなど、多様な人材の確保を可能とする。

(2) 再就職に関する合理的かつ厳格な規制

- i) 出身省庁の権限を背景とした押し付け型天下りとの疑いを持たれる再就職に関する合理的かつ厳格な規制を導入する。省庁の関与により再就職する場合は、主任大臣の直接の承認を必要とし、主任大臣は直ちにこれを公表するほか、公務員退職後に行われる再就職の際の新たな行為規制を導入する。また、公務員の海外研修直後の退職に関する規制措置を講ずる。
- ii) 特殊法人等を渡り歩くことにより、数次にわたる高額の役員退職金及び役員報酬を受け取ることがないよう、これらの法人に役員定年制を設け、また、国との関係及び法人に従事する公務員の身分関係の整理を含め、これらの法人への役員出向制度の創設などによる適正化のための所要の措置を講ずる。
- iii) 高齢化時代に則した定年延長及び早期退職勧奨の是正措置を考慮した上で、個人の人生設計の自由、絶えず変化し得る人的資源の最適な配置という視点に立ち、長期勤続者が過度に有利となる退職手当制度を改め、あるいは官民の年金制度の相違を解消することを検討する。

(3) 官官、官民間の人材交流の促進

公務員が行政組織で培った専門的能力を民間で活かせるようにするとともに、民間の多様な人材を行政に受け入れることにより、行政の総合力を高める。そのため、企画立案に関わるポストを中心に、外部（民間、他省等）から一定数以上の任用を積極的に進めるとともに、司法改革と連動しつつ、隣接領域との人材の流動性を確保するための改革を行う。

(4) 大臣スタッフの充実と政策目標の明示

政府・与党が国民に示した公約・政策目標を達成するため、大臣政務官制度の運用を考慮しつつ、内閣の一員である国务大臣の企画立案を直接補佐するための官房審議官制の活用、任期付職員の採用等により、大臣はスタッフを当該行政機関外（他省、民間）からも実際に登用することとする。

(5) 中央人事行政機関等による事前規制型組織・人事管理システムの抜本的転換

中央人事行政機関等が、事前かつ個別・詳細に各組織の定数（給与）、機構・定員をチェックする仕組みを見直し、各行政機関ごとに総人件費・総定員の枠内で各主任大臣が組織・人事制度を設計・運用するシステムとする。

中央人事行政機関等は、あらかじめ明確な基準を設定するとともに、その遵守をチェックすることとする。

(6) 法令・予算の企画立案と執行の分離

- i) 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）の趣旨に沿い、組織・人事管理面での裁量の余地の拡大を前提に、各主任大臣は権限と責任を明確にしつつ、組織としての能力を最大化するための最適な組織にするため、自主的に人事面、業務面、組織面における企画立案と執行の分離を進める。
- ii) 執行事務については独立行政法人化を進め、公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する。

(7) その他

上記の内容に従い、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）の具体化を進める。

3 行政評価システムの導入

行政の活動を評価するシステムの一環として新たに政策評価制度を導入することとし、以下の措置を講ずる。

(1) 政策評価制度の円滑な実施

ア 基本的考え方

行政の効率性、透明性の一層の向上等を目的として、平成13年1月から導入される政策評価制度の円滑な実施を図る。

イ 「政策評価に関する標準的ガイドライン」等の策定

府省における政策評価の実施の指針となる「政策評価に関する標準的ガイドライン」を平成13年1月に決定し、公表する。

また、これに沿って、各府省において政策評価に関する実施要領を速やかに策定、公表し、全政府的に政策評価を着実に実施する。

ウ 人材の養成、調査研究の推進等

政策評価の的確な実施を確保するため、政策評価担当組織相互間の連携を密にし、政策評価を担当する人材の養成、総務省行政評価局を始めとする政策評価部門における任期付職員法を活用した民間専門家の採用などによる要員の確保を図るとともに、政策評価に関する所在情報の整備、評価手法の調査研究の推進等を図る。

(2) 政策評価制度の法制化と法案の国会提出

「政策評価制度の法制化に関する研究会」における検討を踏まえながら、できる限り早期に成案を得て、所要の法律案を次期通常国会に提出する。

4 公会計の見直し・改善

国民に対して、国の財政事情をわかりやすく開示し、財政にかかる透明性、一覧性の向上を図るとともに、説明責任を確保するとの観点から、以下の公会計の見直しを行い、公会計にかかる網羅的な基準の設定につき、整合性の確保に配慮しつつ検討を進めることとする。

(1) 「国の貸借対照表」(試案)の改善等

一般会計及び特別会計を連結した平成12年10月の「国の貸借対照表」(試案)の有意性、有効性、特殊法人等の連結につきさらに検討し引き続き評価・改善を重ねることとする。

特別会計に関し、平成12年10月の「特別会計等財務書類作成ガイドライン」による特殊法人との連結をも含めた「公会計貸借対照表」、「公会計資金収支計算書」、「公的サービスコスト負担計算書」、「公会計連結財務諸表」

などの財務書類についても、同様の評価・改善を重ねることとする。

(2) 特殊法人等の会計処理

上記1(3)エに従い、独立行政法人について国民負担を明らかにするとの観点から、企業会計原則に従った「行政サービス実施コスト計算書」が作成されることとなっていること等にかんがみ、特殊法人等の会計処理の見直しを行う。

(3) 独立行政法人の外部監査

国からの出資金・交付金等により運営される法人は、独立行政法人及び公益法人等を含め、国民に対し財務の透明性、説明責任が強く求められる。独立行政法人の監査については、外部監査を受けなければならない法人の範囲について、平成12年5月の通則政令により定められているところであるが、その実施状況を見つつ、必要に応じて見直しを行う。

5 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等(以下、「補助金等」)については、上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

- (ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。
- (イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らがを行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。
- (ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

- i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。
- ii) なお、それまでの間は、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」（平成8年9月20日閣議決定）の規定の徹底を図る。
- iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。
- iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

II 地方分権の推進

(1) 市町村合併の推進

ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）等を踏まえ、平成13年度予算における財政支援、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

(2) 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保

ア 基本的考え方

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途につい

て、経済情勢の推移等を勘案しつつ、地方分権推進委員会における審議も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

イ 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保

(ア) 国の事務事業の移譲等

「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）及び「第2次地方分権推進計画」（平成11年3月26日閣議決定）の着実な実施とそのフォローアップを図りつつ、国と地方の役割分担に応じた国庫補助負担金の整理合理化、国の事務事業の移譲、直轄事業負担金の見直しを含めた改善、暫定的な法定受託事務の整理等、地方分権の本格的推進に向けた国と地方の役割分担の見直しを推進する。

(イ) 条例委任のための一括法案の国会提出

地方分権推進委員会の意見（平成12年8月8日）を踏まえ、法令において権利義務規制に係る事項に関し地方公共団体の規則等に委任しているものについて、原則として条例に委任することを内容とする関係法律の改正を一括法案として次期通常国会に提出すべく準備を進める。

(ウ) 地方税の充実確保

地方の歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要からの、地方公共団体の安定的な財政基盤の確立に資する、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築を推進する。

(エ) 地方債資金の確保

財政投融资制度の改革の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体が社会資本の整備を着実に推進できるよう必要な地方債資金を確保するとともに、平成18年度に実施することとしている協議制度への移行を着実に進める。

(オ) 地方税財源の充実確保と国・地方を通ずる行財政制度のあり方の見直し・改革

地方税財源の充実確保については、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充することを基本とする。また、これに当たっては、国の財政・税制と深く関わるものであることから、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要である。国と地方の役割分担を踏まえつつ、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国と地方の税源配

分のあり方についての検討は、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として取り組む。

(3) 国庫補助負担金の整理合理化

ア 基本的考え方

地方公共団体に対する国庫補助負担金については、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担の在り方等の観点から、地方分権推進計画等を踏まえ、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことをはじめとして、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進する。

イ 国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化等

地方分権推進計画及び第2次地方分権推進計画等を踏まえ、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化や統合補助金化等を積極的に推進するとともに、併せて、地方財政法や関係法令の規定等の必要な整理を行う。

なお、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合には、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保する。

ウ 補助金等の削減・合理化、統合補助金の拡充

(ア) 平成13年度予算編成においては、次の措置を講ずることとし、その状況については、予算編成後公表する。

i) 地方公共団体に対する補助金等のうち、いわゆる「制度等見直し対象補助金等」については、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことにより削減又は合理化を図るとともに、「その他補助金等」については、地方分権推進委員会の意見（平成12年8月8日）を踏まえ、その範囲の見直しを図りつつ、引き続き各省庁ごとに1割に相当する額を削減する。

ii) 中央省庁等改革基本法、第2次地方分権推進計画等を踏まえ、統合補助金の一層の拡充を図る。

(イ) 平成14年度以降においても、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担のあり方等の観点並びに地方分権推進計画等を踏まえるとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年8月8日）において、新

たな国庫補助金削減計画の策定等が求められていることを踏まえ、地方公共団体に対する国庫補助負担金の一層の整理合理化、統合補助金の拡充等を進めていくこととする。

(4) 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革

ア 基本的考え方

第三セクター、地方公社、地方公営企業については、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等についての積極的な取組を促進する。

イ 第三セクターの経営改善

(ア) 第三セクターに関する調査等の実施

第三セクターの経営状況、地方公共団体の経営改善の取組等の実態を把握するため、平成13年度以降定期的に調査を行い、その結果を公表する。

さらに、第三セクターの経営改善等に係る先進的な事例を取りまとめ、地方公共団体に周知することにより、地方公共団体の取組の一層の促進を図る。

(イ) 第三セクターに関する指針

地方公共団体に対し、「第三セクターに関する指針」（平成11年5月20日）を踏まえ、第三セクターの経営改善の一層の推進のため、以下の取組を行うよう、要請する。

- i) 既に目的を達成したと思われるものの統廃合
- ii) 経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないものについての早急な対処方策の検討
- iii) 役職員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等の実施
- iv) 経営諸指標の分析、事業計画と実績の比較等を組み合わせた予備的診断の実施を含む経営の定期的な点検評価
- v) 監査委員による監査や外部監査制度の活用

ウ 土地開発公社の経営健全化

(ア) 業務運営の適正化を図るための助言・監督の実施

地方公共団体及び土地開発公社に対し、土地開発公社の業務運営の適

正化を図るため、以下の事項を遵守するよう、助言・監督を行うとともに、土地開発公社の事業実績の調査、ヒアリング等を通じてその実施状況を把握する。

- i) 保有期間が10年を超えた土地の用途・処分方針を平成13年度中に再検討すること
- ii) 土地開発公社が保有する代替地の活用を図ること
- iii) 民間借入金について金利等の借入条件の改善に努力すること
- iv) 土地開発公社の積極的な情報公開を図られるよう努力すること

(イ) 土地開発公社経営健全化対策の実施

土地開発公社が保有する土地の総額が地方公共団体の財政規模に比して過大である等により、特に健全化が必要な土地開発公社について、設立団体である地方公共団体が数値目標を明記した健全化5か年計画を策定することとし、平成13年度から平成17年度までの間、本計画に基づく取組を積極的に促進する。

エ 地方住宅供給公社及び地方道路公社の経営健全化

(ア) 外部監査の活用による業務運営の一層の合理化

地方住宅供給公社及び地方道路公社の一層の経営健全化を図るため、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、平成11年度より実施されている地方自治法に基づく外部監査人による包括外部監査の結果を十分活用し、両公社のより一層合理的な業務運営を促進する。

(イ) 経営健全化への取組

地方住宅供給公社及び地方道路公社の設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、事業実績、業務運営、収支状況等について、調査等を実施することにより、その現況の把握に努め、必要に応じ、両公社の経営健全化のための方策等の策定を指導するなど、経営健全化の強化を図る。

オ 地方公営企業の改革

(ア) 経営基盤強化のための計画の策定

中長期的な計画に基づく経営基盤の強化が図られるよう、各地方公共団体に対し、下記項目に関する具体的内容を含んだ計画の策定を要請するとともに、計画の策定、実施及び評価について必要な助言を行う。

- i) 公営企業のあり方についての不断の見直しの徹底
- ii) 経営効率化・健全化の推進
- iii) 住民への業務状況等の公表方法の改善
- iv) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）適用の推進

(イ) 独立性・透明性向上のための措置

地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウンタビリティを向上させるため、以下の項目について、制度の見直しを含めて平成14年度までに検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずる。

i) 地方公営企業の独立性の向上

- ① 管理者設置の推進、管理者の権限の充実・強化
- ② 地方公営企業法の適用範囲の拡大

ii) 公営企業会計制度の見直し

iii) 地方公営企業における行政評価手法の導入・推進

カ 地方独立行政法人制度の検討

国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。

(5) 地方行革

事務・事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員モデル等を参考にした定員管理の適正化及び給与の適正化等の自主的・主体的な行政改革が推進されるよう、引き続き地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の先進的な取組事例についての紹介に努める。また、地方公共団体の行政評価への取組を促進する。

(6) 国と地方との間の人事交流

国と地方公共団体との間の人事交流については、国と地方との関係は対等・協力が基本であることを踏まえ、この趣旨に照らしていやしくも批判を招くことのないよう相互・対等交流の促進を原則として行う。

これを徹底するため、政府部内を通じ一体的かつ統一的な人事管理を推進するための基本方針である「人事管理運営方針」に沿って、地方公共団体の特定のポストに特定省庁からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、

各省庁から地方公共団体の管理職として出向する職員の経験年数への配慮、人事交流実績の公表等の措置を一層強力に講ずる。

Ⅲ 規制改革の推進

(1) 新たな3か年計画の策定

ア 新計画の策定

現行「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）の着実な実施を図る。

現行計画終了後も規制改革を引き続き推進するため、本年中に予定される規制改革委員会の見解や産業新生会議の議論を踏まえた「経済構造の変革と創造のための行動計画」（平成12年12月1日閣議決定）、IT戦略会議の検討を経て決定される「IT国家戦略」、内外からの意見・要望等を踏まえ、平成13年度を初年度とする新たな「規制改革推進3か年計画」を平成12年度末までに策定する。

イ 策定に当たっての考え方

新計画の策定に当たっては、次のようにIT革命の推進など近年の社会経済情勢の変化への対応を重視するとともに、医療・福祉、雇用・労働、教育などの社会システムの活性化に資するものをはじめ、各分野の規制改革の推進に積極的に取り組むとともに、市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開を図る。

また、規制改革の推進に当たっては、例えば、原子力、自動車、乳製品、院内感染、遺伝子組み換え食品等に対する国民の不安、疑念の蔓延状況にかんがみ、特に国民の安全を確保する見地から、企業における自己責任体制を確立し、情報公開等の徹底を図るものとする。

(ア) IT関連規制改革

規制改革委員会の見解「ITに関する規制改革について」（平成12年9月20日）やIT戦略会議の検討を経て決定される「IT国家戦略」等を踏まえ、情報通信ネットワークの円滑な整備の実現など情報通信分野における規制改革はもとより、各般の分野においてIT革命の推進のための規制改革を積極的に推進する。

(イ) 医療・福祉

- i) 医療については、医療を取り巻く環境及び国民のニーズの変化に対

応するため、医療の持つ特性を踏まえた上で、医療機関相互の競争を促すことにより、医療サービスの質の向上と効率化が図られるよう検討する。

ii) また、福祉については、少子高齢化の進展に対応するため、多様な事業者の参入、競争等を通じた利用者の選択の拡大、規制の緩和等を進める。

(ウ) 雇用・労働

労働者の適正な労働条件の確保、安定した雇用機会の確保や高年齢者・障害者の雇用の促進などの目的に留意しつつ、労働市場における事前規制を緩和し、セーフティネットの整備を伴う事後規制への変化を促進するなど経済社会の構造変化や労働者の働き方・就業意識の多様化に対応した規制改革に取り組む。

(エ) 教育

社会の少子・高齢化、情報化、グローバル化が進む中で、このような時代の流れを的確に捉え、教育を受ける児童・生徒・学生が自らの能力や適性に応じて多様な教育を受けられるよう、教育分野の規制改革に取り組む。

(オ) 環境

事業者による情報の積極的な開示や外部不経済の内部化等により、環境への負荷の少ない、循環型社会の形成を促進する。また、環境規制の改革に当たっては、持続的に発展することができる社会を構築する観点からの取組を進める。

(カ) 競争政策

日本経済の活性化、豊かな社会の実現のため、公正かつ自由な競争を促進することとし、独占禁止法等の運用の明確化、執行力の強化等により競争政策の推進を図る。

(キ) 民事・刑事の基本法制

社会経済構造の変革と事後監視型社会への転換に対応し、国民や企業の経済活動にかかわる民事・刑事の基本法について、抜本的に見直す。また、その用語・表記法においても、新たな時代にふさわしく、かつ国民に分かりやすいものとする。これらの法整備は平成17年度を目途に完了させる。

(2) 電気通信事業における競争政策の在り方

電気通信事業における競争政策の在り方については、N T Tの在り方も含め、郵政省の電気通信審議会の審議結果等を踏まえ、法改正を含む所要の措置を講ずる。

(3) 新たな規制改革推進体制

新たな規制改革推進3か年計画の実施状況を監視するとともに、経済社会の構造改革の視点も含めて幅広く規制改革を推進していくため、新たな審議機関を内閣府に置くことについて検討し、規制改革委員会の見解を踏まえ、平成12年度末までに具体的成案を得る。

IV 行政事務の電子化等電子政府の実現

(1) 基本的考え方

情報通信技術の活用と既存の制度・慣行の見直しにより、国民の利便性の向上及び国民に開かれた行政の実現を図るとともに、行政運営の総合性・機動性を高め、その簡素・効率化を進める。

地方公共団体に対しては、同様の観点から電子自治体の実現への取組を要請する。

(2) 国民、企業と行政との間の情報化

ア インターネット等による行政情報の提供

i) 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方を平成12年度中に取りまとめ、これに基づき、各省庁は所要の措置を講ずるものとする。

ii) 統計情報等各省庁の情報の一元的提供を可能とするよう、全省庁のホームページについての総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。

iii) 行政情報の有効活用等を図るため、地理情報等の電子的提供を推進する。

イ 国民、企業と行政との間の手続の電子化

i) 申請・届出等手続約1万件について、原則として、平成15年度までに、インターネット等によるオンライン化を実現するため、遅くとも平成12年度内に、関係省庁において、目標達成上の課題の解決のための具体的

スケジュールと方策を策定する。

- ii) 各省庁は、平成13年春から夏にかけて、実施時期の前倒し、手続そのものの簡素化等の観点から現行アクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを策定する。
- iii) 手続のオンライン化に併せ、行政内部の事務処理手続の電子化を推進する。なお、オンライン化困難なものについて、ホームページに分かりやすく明示する。

ウ ワンストップサービス

- i) 行政手続に関する総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。
- ii) 輸出入及び港湾諸手続などの特定分野のワンストップサービスについては、範囲の拡大を推進する。その他の分野についても、国民、企業のニーズを踏まえ、積極的に取り組む。

エ 政府調達手続の電子化

政府調達手続については、非公共事業関係は、平成15年度末までに、公共事業関係は、国土交通省においては、平成13年度までに一部直轄事業、平成16年度までに全ての直轄事業について電子化を図る。その他の公共事業関係省庁についても、国土交通省における実施状況を参考にしながら速やかに電子化を図る。

オ 国庫金事務の電子化

国税、年金の徴収・支払等国庫金事務について、例えば、国税の申告等手続について、平成15年度から、一部税目についてインターネット等による申告を可能とするなど、その電子化を推進する。

(3) 行政の事務・事業の情報化

ア ペーパーレス化

- i) 行政事務のペーパーレス化（電子化）の行動計画に沿って、各省庁における内部事務の過半について、平成14年度までにペーパーレス化の実現を図る。
- ii) 制度官庁等は、各省庁からの報告等のペーパーレス化について、平成

14年度までに講ずべき措置について結論を得て、平成15年度末までに実施に移すものとする。人事院及び会計検査院に関連するものについても、積極的な対応を要請する。

イ データベース化等による情報の共有

- i) 行政機関内の各種情報については、積極的にデータベース化を行い、情報共有を進めるとともに、原則として、国民、企業へのオープン化を図る。
- ii) 情報共有等の推進に資するとともに、国民に対する情報公開にも的確に対応するため、各省庁は、行政文書ファイル管理システムを平成12年度中に整備し、総務省は、各省庁の当該システムと連携し各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。

(4) 情報セキュリティ対策その他の環境整備

ア 情報セキュリティ対策

不正アクセス、情報漏えい、災害等の脅威から政府の情報システムを防護するため、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成12年7月18日）を踏まえ、各省庁において平成12年中に策定する情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を進める。

イ その他の環境整備

- i) 「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」（平成12年3月31日）に沿って、積極的に外注を推進する。
- ii) 全ての国民が等しくITの利便性を享受できるようにするため、身近な場所に端末機等を配備して行政手続の電子的サービスを提供したり、誰もが使いやすい機器、システム、ソフトの改善を進める。
- iii) 各省庁における総合的・計画的な情報化を推進するため、官房長又は局長クラスを情報化推進の統括責任者に指名するとともに、新たに「行政情報化推進各省庁連絡会議（仮称）」を設置する。
- iv) 電子政府の主要プロジェクトに関する所要経費や効果などを国民に分かりやすく明示するとともに、電子政府の進捗状況について、毎年度評価し、その結果をインターネットで公表する。

(5) 地方公共団体における行政情報化の推進

- i) 地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークについて、平成15年度までの構築を要請する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。
- ii) 平成12年度に国の行政機関の認証システムと整合性のある地方公共団体の組織認証システムの検討を行い、平成15年度までの構築を要請する。
- iii) 地方公共団体による個人認証システムについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向けた検討を行う。
- iv) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等手続のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。また、地方税申告等地方公共団体が行う自治事務等に関するオンライン化については、政府の取組方針を平成12年内に策定する。

V 中央省庁等改革の的確な実施

1 省庁再編のメリット発揮等

(1) 組織統合に伴う運営・施策の融合化

ア 基本的考え方

今回の中央省庁等改革においては、高い視点と広い視野からの政策立案機能を発揮させ、縦割り行政の弊害を排除するため、大括り再編成を行うこととしており、再編後の新府省においては、組織統合のメリットを十分に発揮することが必要である。

このため、今後、以下の新府省ごとの組織統合に伴う運営・施策の融合化の方針により対処していくこととする。あわせて、施策の一体的、効果的、効率的な実施を図るほか、窓口の一体化による利便性の向上など行政サービスの質的向上も推進する。また、費用対効果の観点も踏まえ、重複・競合している事業・サービスの整理を図る。

イ 運営・施策の融合化の方針

(ア) 国土交通省

国土交通省は、国土の総合的、体系的な利用・開発・保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進等を任務として設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

- ① 全国計画から北海道等地方計画、都市計画までを体系化し、また、基幹的交通ネットワークから身近な居住環境整備までを対象として、都市と地方を通じて安全でバランスのとれた国土の適正な整備・管理を戦略的に展開する。
- ② 陸・海・空にわたり、交通施設の整備、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進する。
- ③ 事業間の連携、費用対効果分析による事業評価、コスト縮減、入札契約制度の一層の改善等により、社会資本の総合的、効率的な整備を推進する。
- ④ 港湾建設局と地方建設局を統合した地方整備局の設置により、地方ブロック単位の総合行政を展開する。

(イ) 厚生労働省

厚生労働省は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進と、働く環境の整備、職業の安定、人材の育成を総合的・一体的に推進することを目的として設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

- ① 高齢者も社会に参加し、安心して自立した生活を送ることができる明るく活力ある高齢社会を実現するため、年金、雇用対策、生きがい対策をあわせた施策を展開する。
- ② 育児休業制度、保育対策など、家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策を推進し、仕事と子育ての両立を支援する。
- ③ 障害者等の生活支援と就業支援を一体的に行う拠点づくりを推進し、障害者福祉施策と障害者雇用施策を一体的に推進する。
- ④ 地域・職域を通じた健康と安全の確保のための施策を一体的に推進する。
- ⑤ 社会保険料及び労働保険料徴収事務の一元化

中央省庁等改革基本法第25条における新省の編成方針を踏まえ、社会保険料及び労働保険料に係る徴収事務の一元化に向けて、社会保険及び労働保険の双方の事務処理の見直しを行い、平成13年度以降可能なものから逐次実施する。併せて、社会保険職員及び労働保険職員について、相互の制度に関する教育研修を推進する。

また、保険料徴収事務の一元化に向けた見直しに関し法律改正が必要となる事項についても検討を進め、基本的方向について結論を

得た上、社会保険又は労働保険の制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。

(ウ) 文部科学省

文部科学省は、未来への先行投資として、我が国の存立基盤たる創造的な人材の健全な育成、学術・文化等の振興、科学技術の総合的な振興などを図ることを任務として設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

- ① 科学技術及び学術の融合による研究開発の高度化等を図るため、情報・ライフサイエンス・加速器・宇宙分野を始めとして基礎から応用・開発に至る同一分野の研究開発を一体的に推進する。
- ② 教育立国・科学技術創造立国を目指して、教育と科学技術の融合による創造的な人材育成等の施策を一体的に推進する。
- ③ 産学官連携施策等、同種の目的の科学技術施策と学術施策を一体的に推進する。

(エ) 総務省

総務省は、行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等を一体的に推進することを目的とし、内閣及び内閣総理大臣を補佐する役割を担うものとして設置されるものであることにかんがみ、以下の方針により融合化を推進する。

- ① 地方分権の一層の推進を図るとともに、国・地方を通じた行政制度の整備、行政改革を推進する。
- ② 電子政府・電子自治体の構築などの国・地方を通じた行政の情報化、国・地方・民間の各レベルにわたる情報通信ネットワークの整備・高度化とその利用環境の向上など官・民を通じた情報化戦略を推進する。
- ③ 国民の利便に直結するワンストップサービスなど地方公共団体と郵便局の協力等を推進する。具体的には、ア) 地方公共団体の業務のうち郵便局と連携することにより、より効率的な行政サービスが提供できるものの範囲、イ) 具体的な業務について連携を実施する上で検討すべき法的課題、ウ) 地方公共団体と郵便局が連携する場合におけるその他の課題、について検討し、実施可能な施策から試行的に実施する。

(オ) その他の組織の統合

上記(ア)から(エ)のほか、従来の複数省庁にまたがる組織の統合を行ったもの等についても、以下の方針により融合化を推進する。

i) 廃棄物行政（環境省）

廃棄物行政については、環境省において、従来環境庁が担ってきた事務に加え廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に関する事務などを所管することとなることを踏まえ、廃棄物対策を一層効率的に講ずるとともに、排出抑制から減量化、リサイクル、中間処理、最終処分までの全体を見据えた循環型社会構築に向けた施策を推進する。

ii) 原子力行政（経済産業省）

原子力行政のうち、発電用原子力施設に関する安全規制等と原子力に係る製錬・加工・貯蔵・再処理・廃棄事業に関する安全規制等については、経済産業省が一次規制等を一元的に行うこととなることを踏まえ、これらの原子力に係る安全確保を明確な責任体制の下で推進する。

また、特定放射性廃棄物処分に関する技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進する。

iii) 政府開発援助（外務省）

政府開発援助については、在外公館を有し、国際協力事業団等を監督する外務省が全体的な企画等について政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこととなることを踏まえ、現地の実情等を踏まえた事業の迅速かつ効果的な実施、関係府省間の協力関係の緊密化等により、その効率的な推進を図る。

iv) その他

上記以外の府省についても、それぞれ内部組織の統合等に伴う運営・施策の融合化を推進するものとする。

ウ 当面の施策融合措置の公表等

イの方針に沿って、当面実施する既存施策の統合・連携、新規施策等の措置は、平成13年度予算編成後速やかに公表する。

(2) 新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減

行政の減量・効率化を始めとする中央省庁等改革の本旨に沿って、平成13年1月6日の新府省体制への移行等により、下記を始め、国の行政組織の整理及び簡素化並びに定員の削減を行う。

ア 官房及び局の整理

新府省体制への移行時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局を、移行前（平成11年度末）の127から96に整理する。

イ 課室の整理

新府省体制への移行時において、府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室を、移行前（平成11年度末）の1166から995に整理するとともに、府省編成後の5年間において、できる限り900に近い数とするよう努める。

ウ 審議会等の整理

新府省体制への移行時において、審議会等を移行前（平成11年度末）の211から106に整理する。

エ 定員の削減

組織の統合等による定員の合理化を行い、新府省体制への移行時において、465人を削減する。

(3) 郵政事業

ア 郵政公社への移行

郵政事業については、平成15年中に中央省庁等改革基本法第33条に規定する国営の新たな公社を設立する。このため、所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。

イ 郵便事業への民間参入

中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現することとする。

(4) 実施庁に係る措置

各府省において、実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定

めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を毎年評価して公表する。

2 行政の組織・事務の減量・効率化

(1) 減量・効率化

中央省庁等改革基本法、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定。以下「減量効率化計画」という。）等に沿って、廃止、民営化、民間委託、独立行政法人化等の行政の減量、効率化等を引き続き着実に推進することとし、毎年度の予算編成過程において、逐次その具体化を図る。

その際、上記 I 2 (6) に従い、企画立案と執行の分離を進めるとともに、執行事務については独立行政法人化を進め、公務員でなければ取り扱えない事務以外は外部委託等を活用する。

(2) 独立行政法人への移行

減量効率化計画に基づき、①国立公文書館等の国の事務事業の57の独立行政法人への移行（平成13年4月）を通則法及び各独立行政法人の設置法等に即して着実かつ円滑に実施するとともに、②駐留軍等労働者の労務管理等事務の独立行政法人への移行（平成14年4月）及び統計センター（統計研修所を除く。）の独立行政法人への移行（平成15年4月）の準備を円滑に進めるほか、以下の措置を講ずる。

ア 自動車検査

自動車検査（検査場における検査）については、平成14年9月に独立行政法人に移行する。

イ 造幣事業及び印刷事業

減量効率化計画に基づき、平成15年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、通貨の安定的かつ確実な供給、通貨に対する信認の保持など、通貨製造業務の特殊性を考慮し、その特殊性に基づく安定的な雇用関係に配慮しつつ、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。

ウ 国立病院・療養所

国立病院・療養所については、

- ① 昭和61年当初再編成計画の未実施施設（37施設）について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する
 - ② 平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設（12施設）について、平成13年度末を目途に施設の廃止を含む対処方策を決定し、着実に実施する
- とともに、平成16年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成14年の通常国会に提出する。

エ 国立大学及び大学共同利用機関等

国立大学及び大学共同利用機関等の独立行政法人化については、平成15年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、大学等の自主性を尊重しつつ、大学改革等の一環として検討するため、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。

オ その他

食糧事務（食糧検査は民営化）、動物医薬品検査所、船舶検査、航空機検査及び無線等検査については、減量効率化計画における各事務及び事業の考え方を踏まえ引き続き検討を進める。その他の事務及び事業についても引き続き検討を進める。

(3) 定員の削減

定員については、「新たな府省の編成以降の定員管理について」（平成12年7月18日閣議決定）に基づき、行政需要の変化に対応し、その適正配置を進めつつ、平成22年度までの間に、少なくとも10%の計画的削減を行うとともに、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等と併せて、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力するものとする。

(4) P F I の推進

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の制定を踏まえ、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に社会資本整備を行うため、関係省庁にお

ける実施方針の雛型の早期提示、先導プロジェクトの発掘等P F I事業の具体化及び今後の積極的活用に向けた取組を推進する。

(5) 民間と競合する公的施設の改革

国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。）について、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年5月26日閣議決定）に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。

VI 既往の閣議決定等の推進

以上のほか、行政改革の推進に関し、引き続き、中央省庁等改革基本法及び行政改革会議最終報告に沿った改革を始め既定方針に基づく諸改革の前倒しを含む着実、迅速な実施を図るほか、臨時行政調査会、累次の臨時行政改革推進審議会及び行政改革委員会の答申等において提起され今後において改革の推進を要する諸問題並びに行政監察及び行政評価等（政策評価を含む。）による勧告等並びに会計検査院の決算検査報告における指摘事項についても、所要の施策の検討、具体化に努める。

VII 今後における行政改革の推進体制

本大綱に定められた改革事項について今後平成17年（2005年）までの間を一つの目途として集中的な実施を図るため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置することとする。

また、政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を同本部に報告するとともに公表する。